

經營を抑へ、大規模農場の開設にのみ急がんとする傾向を大に抑制してゐる。

B。彼南。彼南、プロビンス・ウェルズリー、及びディンディンス地方に於ける土地は、新嘉坡に於けると同じく、英國王より讓與又は租借の形式に依て取得せらるゝのである。取得の條件は讓與又は貸下を許可する文書を出した當時の政府の政策に依て異なつてゐる。元來、彼南其他の地方に於ては、以前如何なる條件の下に土地が交付されたかの問題が能く解らなかつた爲め、健全なる土地行政制度の施行が大に遅れた。此困難を排除せんが爲めに、政府が政策上如何に迷つたかは、土地保有の條件が頗る區々なのでも解る。現に彼南には、土地保有に關する十一種の權利がある（新嘉坡には十八種）。

何人にも取得されてゐない王領地は、前述の如く、租借に依り、或は法定讓與に依り取得するこゝとが出来たる。法定讓與は、印度政府時代の地權たる *Leases* 又は租借の期限満了せるものに代用されつゝある。彼南、プロビンス・ウェルズリー、ディンディンスの中、ディンディンス以外には、占有されない政府所有の土地が少くない。海濱の賃貸は、前記法律第六十九號に規定されてゐる。

C。馬拉加。一八二五年、英國が永久に馬拉加に民政を布くやうになつた時、同地に於ける土地保有權は、馬來人の間に於ける慣行法で、其れに依ると、生産物の十分の一を國家に提供することが其條件であつた。而して、土地を開墾し、永く是れを占有すれば、其れに依て所有權が確立した

のである。英人治下に於ける土地行政の整理は、一八三一年より翌三十二年に亘るナニン戦争 (*Naning War*) 及び英國の慣習に基いて時々設けられた不適當な土地規則の施行に依て遲滯するに至つた。馬拉加市の大部分に於ける土地保有の權利は蘭人統治時代に於けるものを襲用してゐる。但し、市外の土地は、英國王よりの租借又は讓與といふ條件で保有せられてゐる。又一八八六年の *Malesia Lands Ordinance* (現今は法律第三九號中に收容されてゐる) 中に規定せられたる舊慣法で保有されてゐる田舎の土地もある。

## 第二節 馬來聯邦州

馬來聯邦州に於ける土地行政は、政治區劃別に行はれてゐる。即ち、各州に於ける土地は、州支配者に代り、當該州に於ける英人知事が是れを處分することになつてゐる。只、或場合(例へば拂下げらるべき土地が一哩平方即ち六百四十英反以上に亘る時—編者)に於てのみ知事は聯邦州總務長官の指揮を仰ぐ。各州は、行政上郡に分たれ、各郡には郡長が置いてある。各郡には、土地課 (*Land Office*) が置いてある、郡が數箇の區劃に分れてゐる場合には、一郡内に數箇の土地課があることになる。馬來聯邦州には、都合二十四の郡が存在する。



馬來聯邦州に於て、地權の確定してゐない土地の部分は、支配者の所有に屬する。土地の拂下げを出願し、知事が、州支配者に代つて願意を聽届くる場合には、出願者の獲得した地權は、濠洲から輸入されたトレンス法(Torrens System)サー・ロバート・リチャード・トレンス Sir Robert Richard Torrens の案出せる地權登記讓渡の方法に依て登記せられる。トレンス法に従へば、願書中に指示してある土地の位置面積等が、測量局に依て、精密に調査確定せらるれば、其土地に關する圖面が政府の調製せる地權書に書込まれ、該地權書は、郡土地課備付の綴込中に保存せられ、臺帳に登記せらるゝことになる。而して、其時に所有者になつてゐる土地拂下出願人に對して、地權書の寫しが與へられる。權利の讓渡、諸掛り、其他所有地に關係ある取引事項は、其れが法律上有效ならんが爲めには、土地課に於て前以て登記されて居らねばならぬ。

馬來聯邦州に於ける土地の保有は、一九一一年の土地法(Land Enactment) 此法律は鑛業地には適用せられない)、地權登記法(Registration of Titles Enactment)、及び一九一一年の鑛業法(Mining Enactment)中に規定せられてゐる。又土著人民の地權を確保する意味に於て、別に馬來人保留地法(Malay Reservations Enactment)なるものがあり、或土地は馬來人のみ分與せらるゝことになつてゐる。總て、土地讓與の條件は、前記諸法律に指示されてあるか地權書に明記されてゐる。

一九一一年の土地法に依れば、州の土地は、町村土地(Town and Village Lands)、一百英反及び

一百英反以下の田舎土地、一百英反以上の田舎土地の三種に分たれる。州知事は、土地の拂下げをなし、總務長官の許しを得て、土地拂下げに關し特別條件を定むることが出来る。町村内の土地は、一般に競賣に依て拂下げられ、田舎土地も往々にして競賣に依て拂下げられることがある。年々一定の地代を拂ふこと、土地拂下の條件を拂下人に於て履行せざる場合には、土地收入局收入官は、何時にても支配者を代表して拂下げたる土地内に入り沒收することを得る等は、あらゆる地權に含まれてゐる條件である。收入官吏の決定に不服なる者は、裁判所に出訴することが出来る。又土地の拂下を受けたる者は、他人の土地を通じて道路を設けることが出来るといふ規定も、土地法中に含まれてゐる。總ての大河、小河、水路中に於て發見せらるゝ物件の處理、大河、小河、水路其物の管理は、州支配者の權限内に在る。ニツパ椰子(土人の屋根葺に用ひらるゝ)栽培の爲めに拂下げられたる土地以外、河の兩岸、又は海岸より五十ヤードの土地は、上司の特別なる許可あるにあらざれば拂下げらるゝことが出来ない。州知事は、或公共の目的の爲めに必要とせらるゝ土地の拂下げを留保する權限を持つ。政府は、一九〇九年以後拂下げられた土地に對し、増額又は減額の目的を以て、地代の定期改正を行ふことが出来る。一九四〇年一月一日又は其れ以後に於て第一回の改正を行ひ、三十年よりは少からざる期間を以て第二回以後の改正を行ふ。

一九一一年土地法に依て獲得せられたる地權は、土地の表面にのみ限られてゐる。地下に埋藏せ



られてゐる鑛物に對する一切の權利は、州是れを保留す。土地保有者は、保有地内に於ける木材、林産物、砂利、石、珊瑚、貝、鳥糞 (Manure)、砂、沈泥、粘土、及び此等を材料として作れる物件を、何にても利用すること出来る。然し、此等の物件を保有地域外に運搬する場合には、許可を受けねばならぬ。

保有地内に於て、鑛物を採掘せんと欲する者は、州支配者(州會を伴へる)の許可を得、土地法の規定に依て得たる土地を還附し、鑛業法の下に於ける鑛業地として再び是れを租借することが出来る。土地法の規定に依て出來た土地法施行細則 (Rules) は、土地拂下出願手續、地代の仕拂、競賣に依る土地の賣渡、土地拂下料 (Premium)、地代、所要手数料、米作地の耕耘、特定の作物を栽培する際に當て守るべき條件禁止作物等に關する規定を包含してゐる。

水稻の耕作に適當なる土地は、水田の爲めにのみ拂下げられ得る。未だ登記せられざる土地の測量、境界標の設置に就ては、夫々規定がある。又拂下げられたる土地の區分、及び其土地が州支配者の手に收容せらるゝ場合に於ても規定が設けられてゐる。

聯邦州内の地權には三種類ある。第一は永代的讓與である。第二は、年數を限定せる租借である。此二種の地權の登記法は、地權登記法に明記されてゐる。第三は、ムキム登記簿 (Mukim Register) に於て登記された地權である。此第三種の地權は、小地主のみ所有するものである。馬來半島のム

キムといふのは、西洋諸國に於ける牧師管區に相當し、土侯(酋長)の管轄區域に向つて名付けたものである。此處に永代的讓與といふのは、保持の條件を讓與書中に明記すること、讓與其物を土地法の規定に依て爲す等の相異があるから、英國に於ける世襲所有權 (Feehold) と同一視せらるべきでない。

地代は、地權所有者の有する第一の負擔である。地代の仕拂を爲さざる者の動産が馬來聯邦州内に在る場合は、其れが聯邦州のどの部分にありとも、政府は是れを賣却することが出来る。又地上に於ける作物を賣却することが出来る。其れでも尙ほ不足ある場合には土地其物を賣拂ふことも出来る。

境界標は、地權所有者の負擔に於て維持されねばならぬ。州支配者は、地權所有者の保有地域内に、排水溝灌溉工事、土地測量所の設備水管の布設、電線の架設等をば、何等の報償なしに爲すことが出来る。但し、地權所有者の土地内に於ける改良施設、建物、耕地が、其れに依て損害せらるゝ場合は償金を支拂ふことがある。

州支配者(州會を伴へる)は、償金を出して土地法の規定に依て與へたる土地をば、地權所有者の意志に反し、鑛業の爲めに收容することが出来る。

土地法中には州所屬の土地を不當に占有し、不當に侵害したる者、公共の道路水路に許可なくし



て障害を與へたる者を處罰する規定を含んでゐる。

土地法の規定を施行する爲め、聯邦州には、收入官 (Collector)、副收入官 (Assistant Collector)、拂下土地事務官 (Settlement Officer)、馬來人土侯 (酋長) が置いてある。田舎土地の拂下げを出願する者の取る普通の方法は、先づ土地課より配給せらるゝ一定書式に、適當なる書込みをなし、拂下げを希望する土地の地圖と共に、當該地に駐在する收入官に提出する。收入官は、彼の意見を加へたる書類を願書に添付して州知事に提出し、決裁を仰ぐ。土地價格の思惑を目的とする拂下は、權利取得の條件に依て、自らにして禁せらるゝやうに制限してある。然し、收入官は、出願者に於て果して土地を開發する能力あるや否や、如何なる目的を以て土地を獲得せんとするや等に就き、意見を構成する以前満足する程度に調査する。土地拂下料、第一年目の地代、測量費、登記料等は、願書が認可せられたる後、換言すれば地權下附の書類が交付せらるゝ以前に仕拂はねばならぬ。此等諸掛りを相當期間内に納付せざる時は、認可を取消さるゝことがある。

地權書が交付せられざる以前、出願地域内に入出することは、其地の出願者が前記の諸掛りを完全に仕拂ひ、且つ認可區域内に於てのみ伐木、掃除作業に従事し、認可の條件を遵守する場合に於て許可せられる。

一九二二年の土地獲得法 (Land Acquisition Enactment) は、州知事に對し、公益の爲めに土地を

取得すること、州支配者の賛同を得たる場合には、住宅又は工場建設の爲めに、蔬菜園開設の爲めに、公益となる事業を營める人の爲めに、土地を買収すること、取得せる土地を鑛業の爲めに賃貸することの權限を附與してゐる。土地獲得法に依て土地を收容する場合には、先づ準備調査を爲し、收容の目的を公示し、次に收入官は收容に關する諸般の調査を爲し、報償金の額を決定し、然る後土地を占有す。政府の交付せんとする報償額に對して不服なる者は、彼の要求額が五百弗を超過せる場合、裁判所に出訴することが出来る。而して、彼の要償額が五千弗を超過する場合、裁判所は、價格評定員の補助を得て審理を進めることが出来る(註)。

註。以上は、一九一一年の聯邦土地法の大要を摘記したものであるが、聯邦高等代理員(海峽植民地總督)は、昨一九二六年十二月二十四日附を以て、一九一一年の土地法に多少の改正を加へ、聯邦各地の土地規則を集成せるものを、法律第二十四號 The Land Code 1926 として公布した。讀者は該 Land Code に就て、土地法の詳細を知られんことを望む。

### 第三節 チョホア州

チョホア州に於ては、一九一〇年まで、土人支那人が、不文慣習法に依て、小面積の土地を所有



した。此不文慣習に依る土地の所有は、開墾、耕作、或種の勤勞、物産收入税の支拂等を條件とする制限せられたる權利であつたけれども、實際に於ては、此等保有の條件は、決して難澁なものではなかつた。

然るにデヨホア州サルタンの與へたる讓與又は租借權の下に、大面積の土地が、最近歐洲人支那人其他の國人に依て農場として開設せられた。保有の條件としては、租借地に埋藏せられたる鑛物に關しては、政府に於て權利を保留すること、森林地帯に關して或權利を保留すること、公共の目的を以て租借地を收容する場合あること、租借者は或一定の期間内に開墾を了すること等が擧げられてゐる。

一九一〇年には、馬來聯邦州に於けるものと大同小異の土地法がデヨホア州に於て布かれた。又エフィエンシーの點に於て、聯邦州の測地局に劣らない測地局がデヨホアにも設けられた。一九一三年には、地權の登記に關する章が前掲の土地法中に追加せられた。該章は、馬來聯邦州に於ける土地登記規則に相似たるものである。一九二〇年に出來た土地事務管理法は、占有せられてゐる土地に關する諸般の事務を決定し、境界標を設置し、永久完全なる地權書を發給するやう仕組んである。而して、此法律は、古くより土地を占有したるものに對して所有權の安全を與ふると共に、新規出願に對し、迅速なる決定を保證してゐる。

約四、八〇〇、〇〇〇英反の總面積中、農鑛業の爲めに拂下げられた土地の面積は大約八二〇、〇〇〇英反で、別に約五八、〇〇〇英反が保安林として保存せられてゐる。山脈の缺如はデヨホアに於ける可耕地の面積を、馬來半島の他の諸州に於けるものより、より多くしてゐる。

鑛業地は、二十年の期限を以て租借し得る。鑛業用地の租借條件、及び鑛産物輸出税に關する諸規程は、馬來聯邦に於けるものと大差ない。元來デヨホアの此等の規則が、範を聯邦州に取つたものである。

過去二年間に於て産出せられた錫の數量は次の如くである。一九二三年二二、三七二擔、一九二四年二三、六九五擔。

鐵鑛は、一日本人會社に依て採掘されてゐる。其生産額一九二三年は一五四、一六一擔、一九二四年は二三五、一一八擔であつた。

デヨホア州に於ける土地行政は土地鑛山監督官 (Commissioner of Lands and Mines) に依て行はれてゐる。該官吏は、デヨホア・バール (Johore Bahru) ・バトワ・パト (Batu Pahat) ・ムアー (Muar) ・ガマ (Segamat) ・ムルニン (Merung) に駐在する土地收入官に依て補佐せられてゐる。

馬來聯邦州鐵道 (F. M. S. Railway) が、デヨホア州を貫通してゐる。而して、最近完成したデヨホア、新嘉坡間の連絡道路は、鐵路道路に依て兩者間を往來するの便を提供してゐる。馬拉加及びネ



グリ・ス・ム・ピランとの連絡を取る爲めには、別に道路の設けがある。

#### 第四節 ケランタン州

ケランタン州では、一八八一年前には、土地に關する何等の正式登記もなかつた。土地の處分は、地方會長が、支配者に代つて是れを行つたのみである。然し、右の年に、サルタン、ムラト・ムラー(Mulut Merah)の發案で、地權に變化があつた場合、一々是れを登記し、或程度まで土地保有權の安全を圖ることにした。又サルタン、マンヌア(Mannua)は、一八九六年、此等の登記書を保管する爲めに土地局を新設し、一八九九年には、總ての土地所有者に對し、一々正式證書を配給する目的を以て一委員會を組織し、既に拂下げられたる土地の保有條件に就て精細なる調査を行ふことにした。此等の施設に依て當然期待し得べき各般の効果は、土地測量不正確の爲め大に減殺さるゝの止むなきに至つた。茲に於て、曩に設置した土地局を改造し、正確なる器械を用ひて確實なる調査を爲す訓練ある技術員を使用して再測量再決定(區劃其他につき)をなし、別に相續權所有權等に關する爭議を處理する爲め土地裁判所を設けることになつた。

現今ケランタンに於て採用せられてゐる土地制度は、登記に依て地權を確定するものである。小

面積の土地は、平版測器と經緯儀とを用ひて測量を行ひ、確定せる地權は、一々登記簿に記入され、登記の寫本は、地形圖と共に土地所有者に交附される。大面積の土地及び市街地は、經緯儀を以て測量を爲せる上、地權讓與書を出願者に交附し、其寫本を土地局に保存する。小面積の場合に於ても、大面積の場合に於ても、地權の讓與は永代的であつて、年々所定の地代を支拂ひ開墾栽培上の諸條件並びに地權書中に記入せる諸般の條件を守つて、其條件とする。ケランタン州生れの土人にあらずして土地に關する權利を取得せんとする者は、サルタン(州會を伴へる)の許可を得ねばならぬ。此の如き許可は、州の利益が其れに依て損せられざる限り、面倒なく附與せらるゝものである。土地に關する取引が有効であらんが爲めには、登記簿に記入されてゐることが必要である。而して、取引の裏書は地權書中になされる。

ケランタンに於ける地代は、馬來聯邦に於けるものと大差ない。然し、現今に於ける交通の不便は、一のハンディキャプとして同地に於て事業する者の考慮すべき點である。

#### 第五節 ケダ州

ケダ州では、ストラト・プトゥス(Strat Pulus 分讓書の意)といふ地權が、久しき以前からサルタ



ンに依て與へられてゐた。此ストラトは、元々、土地所有權の爭議に關する裁判官の決定に、サルタンが副署したものである。然し、後には、該ストラトは爭議とは何等の關係なく、第三者に對する地權の擁護手段として獲得せらるゝやうになつた。一八八三年には、土地局がケダーにも新設せられ、一ルロン (Rulung) 一ルロンは、英反) 當り二十五仙の地租を徵收することになつた。該地租を納付する臣民は、義務勞役を免除するといふ取極めである。然し、州支配者が後に出せる布告は、地租を納付する者と雖も、勞役を課せらるゝことを示してゐる。一九一一年には義務勞役の制が廢止された。一九一四年には、土地法が制定されたが、此土地法は、土地處分の方法で、既に一般の承認を得てゐるもの、各種の先例等を總合組織せる土地規則の合成である。該土地法の規定に基いて出來た施行細則の大部分は、一九一六年州會を通過した。ケダー州土地法の重なる特色は、ストラト・プトゥスといふ唯一の地權を規定してゐる點にある。此地權は、永代的の讓與で、正確なる測量に基いて與へらるゝもので、河川、水道、鑛山、鑛物、海濱、河岸に關する政府の保留條項、地稅の仕拂、境界標の設備、復分け (subdivision) の際に於ける地權の返還等に關する地權所有者の約束、政府は地權者の所有地内に電信線を架設する場合あること、水管其他の設備を爲すを得ること、土木事業の爲め地域内に在る土、粘土、其他の材料を自由に採取搬出し得ること等を其條項としてゐる。忠實に開墾栽培を行ふことも、地權保持の條件となつてゐる。

土地行政は、土地局長 (Director of Lands) の權限内に在る。該局長の下に九名の郡土地官吏 (Land Officer) が働いてゐる。局長は、一歐人土地事務顧問 (Adviser, Lands) に依て補佐せられる。土地局長は、自己の權限で、稻作の爲めに二百ルロン、園藝作物の爲めに一百ルロン、其他の作物の爲めに五十ルロン迄の土地を拂下ぐることが出来る。五百ルロンまでの土地は、土地局長、郡長 (土地拂下の願書の提出され居る郡の)、歐州人土地事務顧問を以て組織する土地拂下委員會 (Land Alienation Board) に依て拂下げられる。五百ルロン以上の土地拂下出願は、土地拂下委員會を經由して政府に進達し其決定を仰ぐことになつてゐる。測量局に於て、境界線を附したる後、假權利が附與せられ、出願者は、假りに出願區域を占有することが出来る。地權證書たる最後のストラト・プトゥスは、正式測量の後に於て附與せられる。假許可證中に記載せる土地保有の條件は、最後のストラト・プトゥスに於けるものと同一である。

土地拂下料は、一ルロンに付一弗 (稻作地) から三十五弗 (是れは道路に沿ひ護謨の栽培に適する土地に對して要求せらるゝもの) までである。

水田に對する地租は、一ルロンに付三十仙なることあり、五十仙なることあり、場所に依て異なる。水稻以外の作物を栽培する土地は、一ルロン五十仙なることあり、一弗なることあり、面積、權利取得の年月、作物の種類等に依て異なる。一九二四年十月十七日以後に於て拂下げられた大面



積の土地に對する租税は毎三十年に税率を變更するかも知れない。支配者の一族、及び或官吏の所有地に對しては地租を徴せない。

町は、州會の命令に依て指定され、州會は其限界を決定する。道路に面せる町の部分は、強制的に店舗敷地に分割され、普通競賣法に依て賣渡され、假證書が落札者に附與せられる。而して、建築に關する條件が一年以内に充足されねばならぬ。然るときは、本許可證たるストラット・ブトックスが交附せられる。

地權證書は二通作製され、一通は登記書類中に綴込まれ、他の一通は土地所有者に頒與される。土地關係の取引は、取引の事實を證明する公正證書を土地局に提出することに依て、土地局に於ては、綴込中の控えに、取引に關する諸般の事實を記入することに依て成立するものである。

ケダーに於ける測地局は、一九一〇年の設立に係り、其事務は測地局長 (Superintendent of Surveys) に依て統轄せられてゐる。コムバスとチェインとに依る準備調査、位置境界の決定、地圖の調製は、副測量師 (Assistant Surveyor) に依て爲され、土地局は、此等を調査豫認す。而して後、測量師は經緯儀と標準鋼製紐尺とを用ひて測量を爲す。測量圖面の寫しに就き、最後の決定を爲して後、地權證書を作製す。

公共の目的を以て爲さるゝ土地の收容は、一九一三年法律第十九號公共用土地收容法 (The Acqui-

zition of Land for Public Purposes Enactment) の規定する所である。該法は、一九一六年法律第十七號に依て一部改正された。土地收容の際土地局長は一、二名の非官吏の補助を得て、收容さるべき土地の價格を評定す。土地局長の裁定に不服なる者は、首席判事及び一名の歐洲人判事よりなる法廷に於て、異議の申立を爲すことが出来る。土地の收容は、土地局が裁判所の判決を登記したる時に於て始めて行ふものである。

## 第六節 トゥレンガヌ州

トゥレンガヌ州に於ては、一九一九年まで全く舊來の土人式土地行政が行はれてゐた。然るに、同年、英人代理官を領内に駐在せしむるといふ一九一〇年の條約を改正したる結果、一英人顧問官を州内に設置することになり、次で、海峡植民地に於て借款を起した。該借款に依り、政府は王家所屬地域内に於ける貴重なる大面積の土地を回收し、幹線道路の系統を作ることが出来るやうになつた。

トゥレンガヌに於ける土地行政は、土地鑛山監督官の權限内に在る。農業鑛業に關する立法は馬來聯邦州に於けるものを模倣せるものである。測量事業は目下進行中である。



鑛業地を拂下げたる者は、一英反當り五弗の拂下料、一弗の地代、從價一割の鑛産物輸出税を拂はねばならぬ。又農業地に對しては、一英反當り一弗の拂下料(但し道路に面せる農業地の場合は特定の拂下料を徴す)、十年間に漸次増加して一弗となる五十仙の地代、輸出物産に對する五分の從價輸出税を仕拂はねばならぬ。

Palang Consolidated Co. の目的とする有名なる錫の鑛脈を包藏する地質系統がトゥレンガヌ州に延びてゐる。其れで此州に於ける鑛業は、將來頗る有望なるものと考へられてゐる。

### 第七節 ブルーネイ

ブルーネイに於ける土地は郡登記書に登記せらるゝことに依て始めて獲得せられる。登記書の要項を寫したる書類は、土地所有者に附與せられる。所有權は、總て測量又は境界劃定に依て確定する。ブルーネイに於ける土地法は、大體に於て馬來聯邦州に於けるものと同工異曲である。

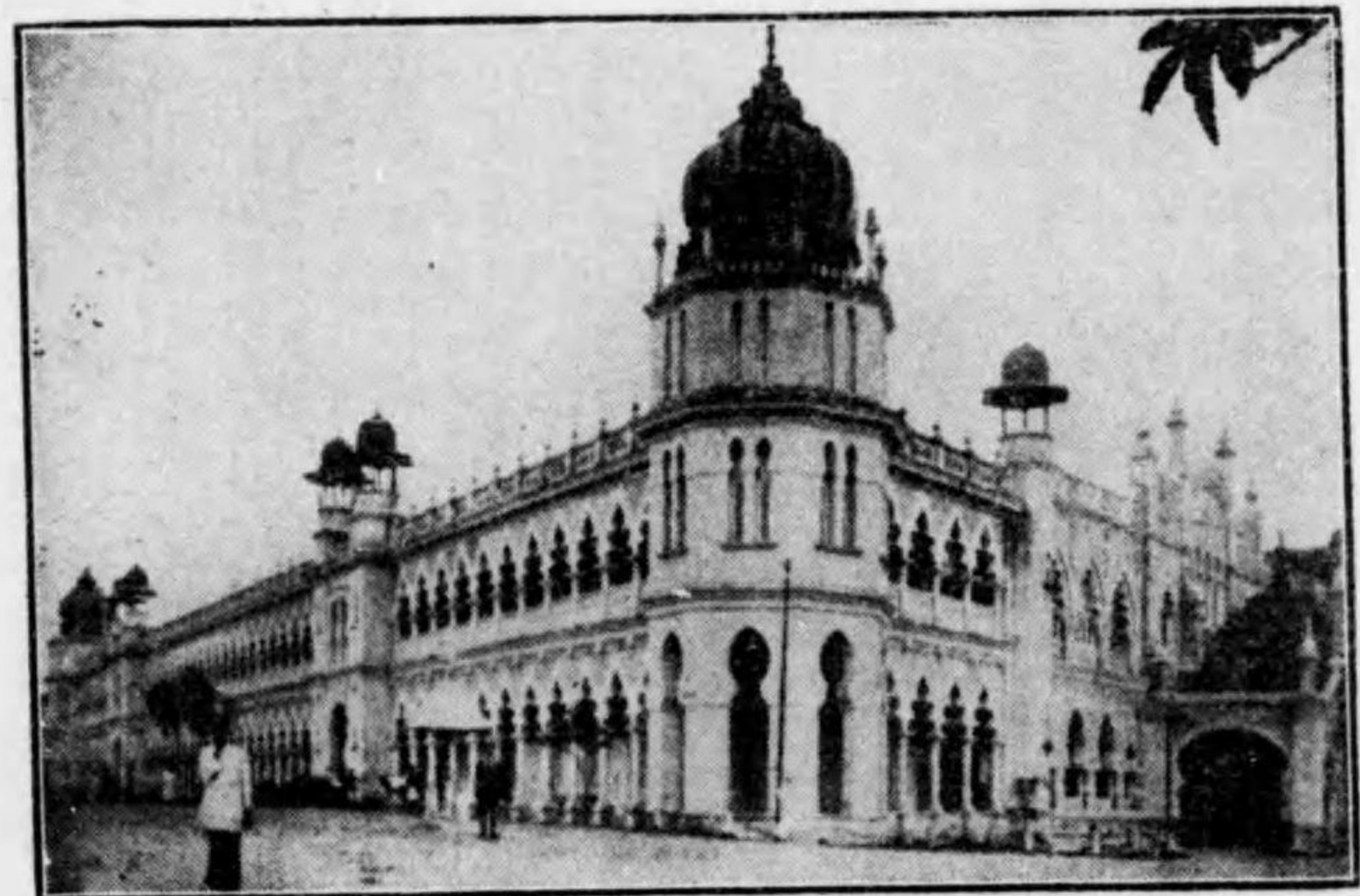
土地拂下料は、現在に於ては、大體取らない方針である。然し、大價値の木材を有する森林を控えてゐる市街地附近の土地、又は護謨樹の栽培に適當せる土地に對しては、一英反に付二弗五十仙乃至五弗の土地拂下料を徴することがある。

小面積の土地に於ける地代は普通一英反五十仙である。然し、一百英反以上の土地の地代は、最初六箇年が五十仙、其れから次第に増加して十二年後には三弗となる。地權の所有者に對しては、拂下げられたる土地が、土地拂下げの目的たる耕作の爲めに使用せらるゝことを要求する。土地の行政は英人知事の權限内に在る。



## 第十三章 土地測量

測量局の事業は、トール  
ンズ式土地行政中に於ける  
不可欠の要素である。即ち、  
測量局は、正確なる測量の  
結果を提供することに依  
て、法律的に登記すること  
の出来る書類の根本となる  
べき證據を作る。同時に、  
圖面の形式に依て拂下げら  
れたる土地の記録を作り、  
同一の土地を二重に拂下ぐ  
る危険を豫防する。



在伊拉克・アマラ土地測量局

り、財産測量の方は収入測  
量として知られてゐる。其  
れは、地代が財産測定の結果  
果定めらるゝからである。  
次に地形測量がある。地形  
測量は英領馬來に於ては、  
天然界が密林に覆はれてゐ  
る關係上、頗る困難で且つ  
多額の經費を必要とする。  
然し、地形學的調査は、馬來  
半島の如く、チャンネルに  
覆はれてゐる國に於ては、  
諸他の國に於けるよりは遙

かに有益である。何となれば、英領馬來の如き國に於ては土地の形状は、實地其上を歩くことに依  
てのみ正確に測定することが出来、正確なる地形の測定がなければ、鐵道々路の豫定線、給水地、  
水力電氣工事の豫定地を見付けることは不可能で、地形學的調査を行へば、此等將來の工事に必要  
なる準備作業(工事豫定地を見付けて歩くといふが如き)を省略することが出来るからである。

測量局には、有能なる地圖製作係りと、測量器械製造修理係りとがある。同局に於ける高級測量  
技師は、多く濠洲、新西蘭、南阿聯邦に於て測地技術者の免狀を得たる歐羅巴人である。然し、土  
地の實測、計算、製圖等は、局内に於て訓練された亞細亞人官吏に依てなされる。亞細亞人に對し  
て専門的教育を施す機關を設置する目的で計畫が進められてゐる。然し、高級なる位置が亞細亞人  
に依て占めらるゝやうになるまでには、今後少からざる歳月を必要とすることであらう。



## 第十四章 農業

最近に至る過去十五乃至二十年間、英領馬來に於ては、護謨、古々椰子、米以外の作物の發達の可能性に就て、殆んど何等の注意も拂はれなかつた。其此處に至つた原因は主として歐洲大戰後に於て價格が暴落するまで、異常なる成功を收めたる栽培護謨事業の勃興にあるものと信せられる。護謨事業の外に、歐洲人の會社及び個人が始めた大農場式の古々椰子栽培も、勿論護謨事業程ではないが、幾分の發達を遂げた。只歐洲人式椰子園が擧げ得た利益は一、二の例外を除き、決して大なるものではない。護謨、椰子以外の作物で、注意せらるゝは、米の栽培であるが、是れは主として土人地主の問題である。

農業は他の事業よりは、雨量の多寡、病蟲害、土壤の適否、産品市價の變動等、大部分豫測することの出来ない原因に依て、より多く影響せらるゝやうであつて、何が適作物であるかといふ問題に就て、確定的な斷案を下すことは困難であるが、馬來半島に於て最も成功するらしく見ゆる作物の種類は (一)油椰子、古々椰子の如き産油作物 (二)工業用酒精の製造に用ひらるゝ、纖維素、澱粉、砂糖を生産する作物 (三)纖維植物である。

右に列記せる程の經濟的價值があるのではないが精油を産する植物、枸橼酸其他産品の製造に使用せらるゝ「しなのき」、綿の製造に使用せらるゝカボック、殺蟲剤の原料たる *Derris (tuba)*、醫藥を生産する規那樹、珈琲、葉から護謨を生産するガッタ・パーチャ等注意すべき作物がある。但し、此等小作物に對する市場は、多くの場合に於て、非常に小さい。

英領馬來には、右の外、甘蔗の栽培に適せる相當面積の土地がある。元來英領馬來には、以前甘蔗が成功的に栽培せられてゐた。但し、此作物を栽培するには多額の資本を必要とする。

罐詰事業の復活したのを見ると、歐洲人及び小地主の爲すバインアップルの栽培は、發賣の可能性を有してゐる。

作物と其栽培法に關する詳細なる知識を、讀者は農務局から得ることが出来る。農務局は、目下、*Malayan Agricultural Journal* としふ定期刊行の雜誌と、不定期の研究報告とを出版してゐる。

## 第一節 海峽植民地馬來聯邦州農務局(双方共通)

海峽植民地馬來聯邦州農務局は、一九〇四年に設置せられたものであるが其組織は次記の通りである。

定員

勤務先



農務局長 (The Secretary for Agriculture)

本局

局長補助

同

化學課

同

農業化學技師一名

同

農業化學副技師四名

同

地方農務課

同

地方農務技師長一名

北部ペラ州

地方農務技師一名

南部ペラ州

同

スランゴア州

同

ネグリ・スムピラン州

同

西部バハン州

同

東部バハン州

同

彼南及プロビンス・ウエルズリー

同

馬拉加

農事監督官一名

ヂヨホア

經濟植物課

本局

經濟植物技師一名

同

經濟植物副技師一名

同

菌學課

同

細菌技師一名

同

細菌副技師二名

同

昆蟲學課

同

昆蟲技師一名

同

昆蟲副技師一名

同

農業課

同

農業技師一名 (護謨專門)

同

農業副技師一名

クアラ・カンダサ

政府所有農場長一名

本局

農業技師一名

本局



農業副技師二名

セルダン (Serdung)

同一名

トゥロク・アンソンのキャスルトン・エステート

政府所有農場長一名

セルダン

農業經濟課

農業經濟技師一名

本局

同一名

クアラ・カンダサー

植物病理課

植物病理技師一名

本局

農務局の一般的事業を援助する爲めに、農業に利害關係を有する、重なる民間人士を以て組織する農業諮問委員會 (Advisory Committee) と、一九二三年 (一九二三年?) の Agricultural Pests Enactment 第四節の規定に依て設けられた農業防疫委員會 (Agricultural Pests Committee) と、農務局技術委員會 (Depart. Technical C.) とがある。又聯邦州クアラ・ラムバーから十四哩の道程にある、スランゴア州のセルダンに、大規模なる農務局經營の試験園がある。該試験園は、護謨古々椰子以外の作物を試験せんが爲めに開設せられたもので、現今に於ては、一百種以上の作物が該園に於て試験せられてゐる。作物は其農業上の價値の大小に依て大小の面積が與へられてゐる。一般社會をして該苗圃に

於ける各般の試験に通曉せしむる爲め、月一回訪問日が定められ、其日には、試験場の技術員が、試験場と各種の試験園に興味を持つ人々に對して、説明の勞を取るやうに按配せられてゐる。試験園内に設けてあるホテルには宿泊の便宜がある。

## 第二節 馬來農業園藝協會

馬來農業園藝協會 (The Malayan Agri-Horticultural Association) は、全馬來半島に、農産物展覽會の定期開催を奨励すること、地方に於ける展覽會委員をば、展覽會の組織に就て指導することを目的として、一九二二年設立せられたものである。馬來半島に於て、今日最も必要とせらるゝ家畜、農産物の改良を奨励することも其目的の一である。

該協會は、馬來聯邦州政府及び海峽植民地政府から財政上の援助を得てゐる。然し、非官立の協會である。協會は、右の如く、政府より補助金を受けてゐる外、會員の寄附に依て、基金を増加してゐる。

協會は、郡に前記のやうな農産物展覽會を開催する外、毎年七月に、クアラ・ラムバーに、農園藝展覽會及商業博覽會を開催する。該博覽會は、英領馬來に於ける最有力なる農業關係者を集めるが、



參會出品する者の間に於ける熱心なる競争は、諸々の家畜、就中犬と鶏との改良に、今日まで少からざる貢献をなすと共に、輸入家畜を馬來半島の環境に適應せしむるには、如何なる方法を以てすれば可なるかの問題に就ても、來會者の蒙を啓いた。博覽會場に於て開筵せらるゝ各種の講義には、半島の住民は、何人たりと雖も出席し得る。

一九二四年以來、農業園藝協會は、各州に其支部を設立することに努力してゐる。其最初の支部が、既にネグリ・スンプランに出來た。今や他の諸州にも、同様支部が設けられるべく豫定せられてゐる。協會の本部は、クアララムバーにあり、支部設置其他に關する事柄に就ては、クアララムバー農務局内名譽組織幹事(Honorary Organizing Secretary)と交渉通信せねばならぬ。

### 第三節 土地の手入

(A) 耕土。 護謨事業は、過去二十年間に、比較的少許の面積から、合計約百二十五萬英反といふ大なる植付面積にまで發展した。其れにして見れば、土地改良法の如き、今一段の進歩を期待してよかつたかも知れないのである。

護謨園に於ては、耕土といふことが殆んど行はれてゐない。又實際多くの護謨園に於ては、急傾

斜の土地が少くなく、斯る處に於て土地を耕すといふことは、徒らに表土の流失を促進するから、却て面白くない結果を來すことがある。護謨栽培に於て、深耕といふことが、其れに要する經費を償ふだけの結果を齎すかどうか疑問とせられてゐる。

古々椰子は、耕土に依て良い影響を受ける。現に數箇所の古々椰子農園では、モーター・トラクターを使用してゐる。古々椰子は、殆んど全く平地に栽培せられて居り、トラクターを使用し得る程度の波狀地面を利用して植えられてゐる。大規模なる古々椰子園で普通採用されてゐる除草法は、完全除草(Clean Weeding)と云ひ一本残らず草を去除く法の方法である。此方法を推奨する主な理由は、椰子園其他に於て見る、かの有害なるラン草(*Imperata arundinacea*)が、此方法を用ひ、一本残らず除草するときは、容易に發見除去せらるゝからである。

(B) 土壤保存。 馬來半島に於ける丘陵及び波狀地帯は、チャングルの藪及び雜草を除去したる曉、少からざる表土の流失を蒙るものである。此弊害を豫防することの必要は、今日各方面より充分に認められてゐる。

表土の流失を防止する方法にはいくつかある。其中最も有効にして又最も普通なるものは被覆植物を植えることである。被覆植物として最も満足なる結果を示すものは *Centrosema plumerieri* である。此植物を植込むことに依て得る特別な利益は苦力が其上を自由に歩行し得る點にある。他の



表土保存法は、帶狀除草(Strip weeding)、周圍除草、止め穴、段階装置、バンディング(半ば板を埋めて表土の流失を防止する法)、農場に生長力の旺盛な草を等高に植付けること等である。

(C) 排水。平原に於ては、地水の表面が、土地の表面に接近してゐるのが普通である。然し、此關係は、土壤の性質に依て大に異なつてゐるし、地方に依ても亦大に趣きを異にしてゐる。地下水の表面の高い所では植付を爲す前に、充分に排水する必要がある。此必要は、護謨樹の場合に於て特に大である。

潮流の干満に影響せらるゝ土地は、完全なる閘門が設けられ、氾濫が防止せられざる限り、避けねばならぬ。然し、良好なる排水施設を有する平地は、丘陵地波狀地よりは其中に包藏されてゐる水分が、一定し、且つ都合よく加減せられる。此點は栽培植物の乾天に抵抗する力を強くするので餘程大切である。

#### 第四節 農産物

A. 護謨。護謨が取引の目的として馬來半島に始めて栽培せられたのは、一八九五年前後のことである。其後護謨の栽培は、極めて堅實且つ急速なる發達を遂げた。次に掲ぐる數字は一九二一年

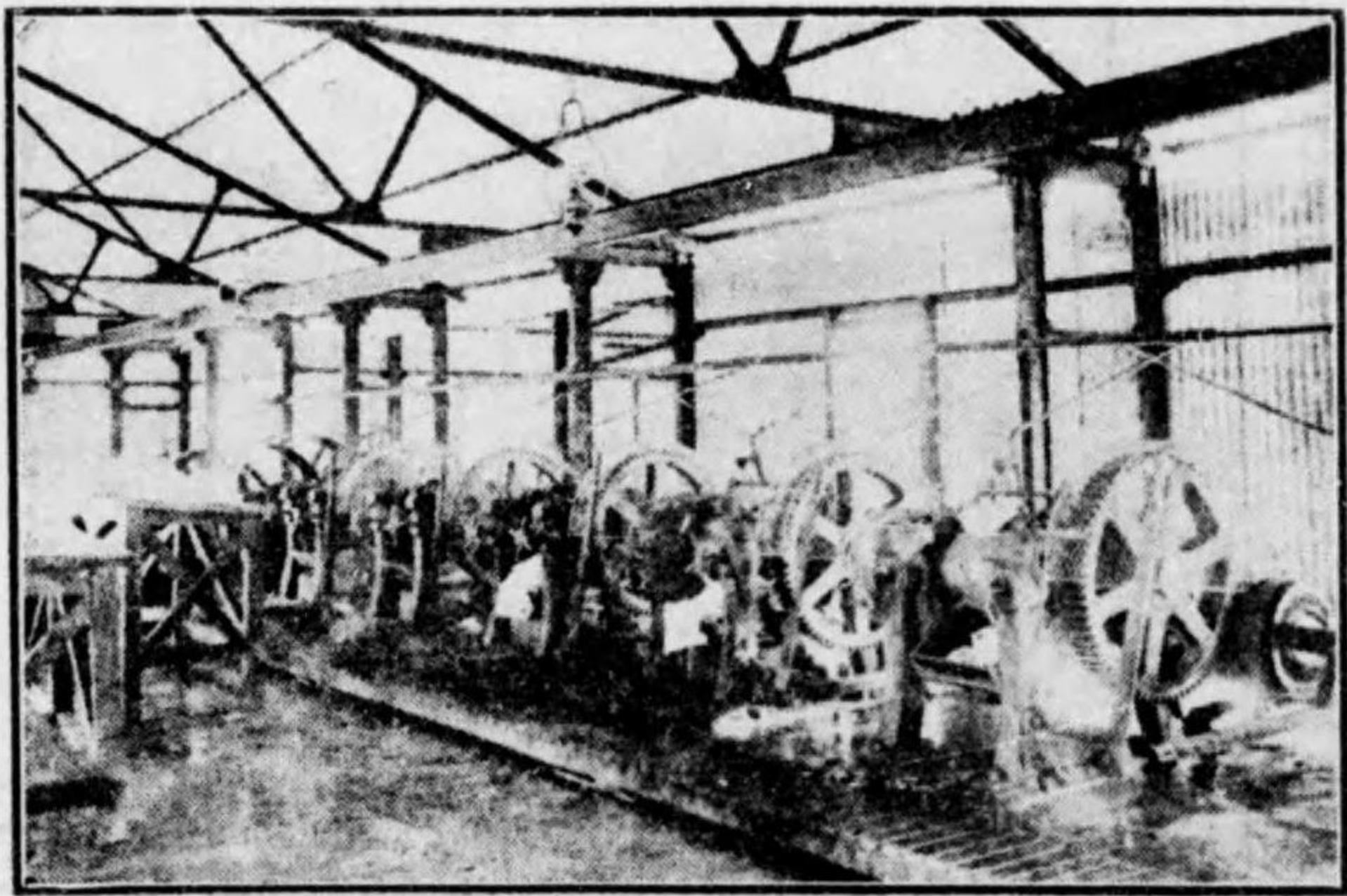
以後英領馬來の各方面に植付けられたる護謨園の面積を示すものである。但し、百英反以下の拂下地に於けるものは含んでゐない。近來栽培を開始せるもので、百英反以下の面積を有するものは稀れである(面積の單位英反)。

地 方	一九二一年		一九二二年		一九二三年以後	
	歐洲人園	亞洲人園	歐洲人園	亞洲人園	歐洲人園	亞洲人園
馬來聯邦州	八,四三五	一,二七二	一,七四四	四三〇	六,六二一	一,三一六
馬來聯邦州	九,七〇七	二,一七四	二,一七四	七,九三七	七,九三七	七,九三七
海峽植民地	八三〇	一六九	一六九	七四七	七四七	七四七
亞細亞人園	一一九	八	八	六八五	六八五	六八五
合計	九四九	一七七	一七七	一,四三二	一,四三二	一,四三二
非聯邦州	六,一六一	三,九一七	三,九一七	二,八二〇	二,八二〇	二,八二〇
聯邦州	七六六	四六四	四六四	三四三	三四三	三四三
合計	一七,五八三	六,七三二	六,七三二	一二,五三二	一二,五三二	一二,五三二

歐洲大戰後に於ける世界的不況の影響は、始めて、一九二〇年十月の護謨市場に現はれた。十月、護謨の價格は、新嘉坡市場で一封度五十二仙に下落した。價格は引續き下落し、一九二一年六月に



は、一封度二十五仙になつた。然し、其れは低値で、價格は次第に上向きとなり、同年の暮には三十七仙まで騰貴した。其後九箇月間、護謨の市場は、大體同様の状態を維持した。護謨の市場がかくも引立たなくなつた重なる理由は、明かに生産過剩(世界の購買力が殆んど最低限度に達せる時に於ける)にある。然し、市價の低落を防止する爲めに必要とせらるゝ解り切つた方法即ち生産制限の方法は、箇々の護謨生産者に任せてゐては實行せられ



年を三箇月宛に仕切り、前の三箇月に於ける護謨の値段に相應して、後の三箇月の輸出率を標準生産  
場 工 護 謨  
ない。何となれば、彼等は、何れも積立金を持合せなかつたから、市價の暴落に對して彼等の有する唯一の手段は、寧ろ生産を増加して、封度當りの生産費を最低限度に切詰めることであつた。茲に於て、政府は、一九二二年十一月一種の生産制限法を採用した。此方法は、英領馬來と錫蘭に於ては、今日尙ほ強行せられてゐる。此方法に従へば、一

高の何割といふが如くに、一定した割合とするのである。而して、倫敦に於ける護謨の市價が一封度一志三片若しくは其れ以下なるとき、標準生産高の六割を輸出するといふことから始められた。此割合以上に輸出せらるゝ護謨に對しては、重税を賦課するといふのである。生産制限の効果は、直ちに市價に現はれ、護謨の價格は封度當り九片から勿然一志四片に騰貴した。其後に於ける市價の著しき昂騰は、生産制限が、護謨栽培事業に對し最も凱切なる援助を與ふることを證明した。

Hevea 種護謨が、馬來半島に於ける種々雑多な土壤と位置とに、能く適應するといふことからして、栽培業者は過去に於て、護謨以外の栽培に於ては、當然過ぎる程當然のことと考へてゐる耕土、施肥、土壤保存といふが如き作業を等閑に附するの風を作つた。然し、彼等は、近來栽培業を以て一時的營利事業と見做さず、彼等の護謨園を目するに恒久的財産であると見做し其れ相當の手當を施すやうになつた。彼等は、業態の健全といふことに注意し、短期間に驚くべき生産高を擧ぐることにのみ熱中しなくなつた。勿論、吾人の護謨樹の生理、護謨樹の内部に行はれてゐる代謝機能と液汁との關係等に就て知る所は、今日尙ほ甚だ幼稚であるけれども、學者は、生産高の多いこと其他望ましい性質を有する改良木の選擇、育種等の問題に就て相當の注意を拂つてはゐるのである。粗製護謨の製造法に就て言へば、護謨業は、辛ふじて其存在を續けた大不景氣時代の苦境より漸



く擡頭し掛けてゐると云ふ現状にある。技術上の進歩發展といふことが、今日最大の問題となりつゝある。而して、決して未だ根本的だとは言はれないが、多くの重要な變化が、粗製品の製造法の上に行はれてゐる。バラ護謨に比し、栽培護謨が品質の變化を起し易いといふことは、此種護謨に於ける明かなる一の缺點として數へられたのであつたが、多數工業家の意見では、今日殆んど除去せられ粗製護謨の製造家と護謨工業者とか、中間業者に於ける喫緊の要は、熱帯の現場に於て粗製品の科學的研究に従事せる者と、粗製護謨の消費者に



グーレク護謨

を取除いて互ひに接近さへすれば、完全に除去せらるゝに至るといふことである。栽培護謨が、加硫に依つて變化を起す特質は、護謨汁液を科學的に充分立證せられたる方法に依て處理し、且つ此の如くにして得たる凝固體を適當に取扱へば、製造家に最も有利なる特長を有する原料となるといふことが最近證明せられたのである。兎に角、今日

直屬する者とを接近せしめ協同的に調査をなさしむることである。

此方面に於て先鞭を付けてゐるのは米人である。彼等は、乾燥護謨 (Dried Latex 又は Latex-sprayed Rubber) と云ひ護謨の液汁を霧撒し乾燥して作るもの (L. の護謨ともいふ) の製造にホブキンス方式方法を用ひてゐる。彼等が、スマトラに於て、工場工業的規模の下に、乾燥護謨を製造することになつたのは、同地に於て製造せられた特種の純護謨が、紐育市に於て大規模に加硫製造せらるゝやうになつてゐるからである。此會社の場合に於ては、原料護謨の生産會社と其消費會社とが唯一の親會社に於て統轄支配されてゐる。此米人會社は、今やスランゴア州に於ても事業を開始してゐる。而して、乾燥護謨が縦來の、所謂スタンダード・クレープ、スタンダード・シートに勝るものであることを證明せんとしてゐる。

右米人會社は亦、護謨汁液をば汁液の儘本國に運送することを開始した。其目的は、栽培護謨の汁液を、横系に加へ護謨を滲透させた結締組織を作らんとするにある。米人會社のものより、規模に非常に小さいが、同一の主旨を以て、英人製造家よりなる一會社は、最近馬拉加の一護謨園に於て、ドクトル・シンドローウキツ (Dr. Schindrowig) の發明せる、液汁から直接加硫護謨を製造する方法を利用して事業を営まんとしてゐる (註)。

註。著者は栽培護謨とバラ護謨とを全然別物であるかの如くに考へてゐるやうであるが、是れ



は間違ひで *Hevea brasiliensis* 即ちバラ護謨である。

護謨の利用法、新しい護謨の處理法、其他護謨事業に關係ある諸般の問題を研究する目的で、研究所 (*Rubber Research Institute*) が最近馬來聯邦州に設けられた。該研究所は官立ではない。然し、聯邦政府並に政府官吏の援助を受けることになつてゐる。

B. 穀類。米は馬來に於ける主なる穀類である。と言はんよりは經濟的價值ある唯一の穀物であると言つた方が可なる位重要である。米は、全人口の九割九分の主食料であるが、英領馬來に出来る米は其消費量の八分の五に過ぎない。政府は、目下米栽培を奨励する爲め、土地の拂下料地代を安くするとか、米作地耕作法 (*Rice Lands Cultivation Encachment*) を制定するとかあらゆる方法を講じてゐる。

中央政府のみならず、郡長も各米作時期に、管内に於ける米作の適地が、悉く米を以て植付けらるゝやう努力することに依り、少からず米の増産に貢献しつゝある。彼等の指圖の下に、堰堤の新設保存、埤圳、其他小規模なる灌漑工事の爲めに、毎年豫算が可決せられてゐる。灌漑課では絶えず灌漑施設を爲し得べき土地を常に搜索し、此の如き土地が可及的降雨に關係なく米作に利用せらるゝやう、灌漑水をコントロールするやうに力めてゐる。

農務局は、ペラ州のクリアン郡ティティスロン (*Titi Sarong*) — 此處には、最も重なる米の試験場

がある—に於て選擇せられざる米種の生産量より二割五分まで多く生産する、頗る多産なる米の二、三種類を分離することに成功した。此米種は、政府の手に依り各方面に分配されてゐる。而して栽培家は、現今其れの價值を充分に認識してゐるから、今日では多くの方面に自動的に次から次へと傳播せられつゝある。領内に於ける米の産額を増加することの必要は、年々三千四百萬弗に相當する米が外部から輸入せらるゝのでも窺ひ知られると思ふ。

水利といふものが米作の主要な素である。而して、土著の馬來人は、溝を掘つて大川の水を分けて取るとか、大河に堰堤を築いて、多くの分水溝に水を送るとか、簡單なる灌漑施設を爲すことには、相當の知識と技能とを備へてゐる。規則的に灌漑され得る場所は澤山にはない。其面積も廣くはない今日完全な灌漑施設を持つてゐる最も大なる土地は、前記のクリアンにあつて、其面積は五萬六千英反を算する。

英領馬來に於て生産する米の九割以上は、水田栽培法に依り耕作されてゐる。其れは、米の産額は、陸稻に依るよりは、水稲に依る方が多いからである。氣候の變化は米に影響し其れが爲め米の産額は年々一様でない。最近五年間に於ける平均一年の米産額は次の通りである。單位は「ガントング」  
「一ガントングは一ガロン」。

馬來聯邦州

三六、〇一一



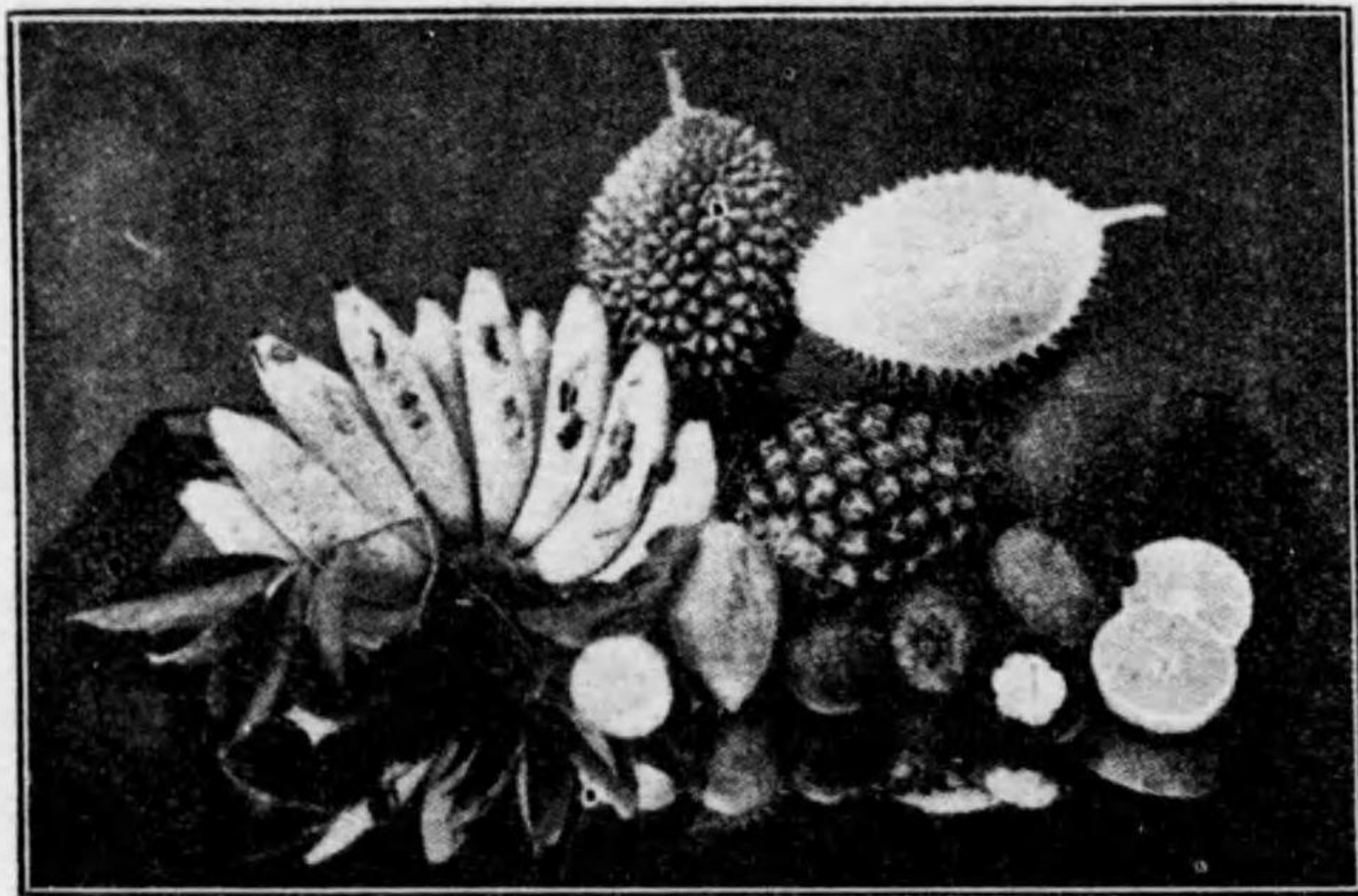
土人が消費する以上に米を生産する地方には、精米所があるが、精米業は支那人の獨占する所である。目下英領馬來には、地方に十箇の精米所がある。然し、何れの精米所も絶えず運轉する程に粉を持つてゐない。二、三の大なる護謨園は、自家用の米を得る爲めに、小規模の精米工場を持つてゐる。而して、粉を直接地方生産者から買ひ、精米として自園内に働いてゐる労働者に供給してゐる。労働者に供給する精米に依て生せる糟、碎米は、家畜、豚、鶏類の飼料として、粃粕は動力を使用する工場に於ては、燃料として使用せられる。

次に次で重要な穀類は、玉蜀黍である。玉蜀黍は、現在無數なる小面積の蔬菜畑に栽培されてゐるのみで、大規模には栽培されてゐない。玉蜀黍は、英領馬來に於ては、比較的新來の穀物であるが、其多くの種類は、該地方の總ての状況に能く適してゐるから、大規模に栽培せらるゝ野外作物とならないといふ道理はない。玉蜀黍は、種類に依るが、二箇月半から六箇月までの期間に成熟する。吾人は中位の土壤から、一英反平均六百封度の産額を期待することが出来る。ペラ河の兩岸にあるやうな最良の土地からは、一英反一千八百封度の産額を見るかも知れない。玉蜀黍は、潰して粥とせらるゝことも屢々あるが、粉末にして麵麩様のものとせらるゝこともある。丸ごと煮て食

ふこともあれば、生の儘食せらるゝこともある。葉と莖とは最良の飼料となる。玉蜀黍は、現在に於ては、家の廻りの畑に耕作せらるゝ所謂ガードウン・クローブに過ぎないが、將來は、一層手廣く栽培せらるゝ見込を持つてゐる。

C. 蔬菜と果物。

(a) 果物 數多く馬來に於て發見せらるゝ種類の生果物の品質に就ては、改良すべき點が多々ある。然し、無造作に栽培せられてゐるに拘はらず、土人の育てゝゐる果樹が、往々にして多額利的事業として成切するものと考へられる。



英領馬來産果物

の生産を爲すのを見ると、科學的方法を以て此等の果樹を育成すれば、今日見るよりは遙かに品質良好にして生産額の多いものを得る可能性あることを證明してゐる。馬來産の果物で、近代的方法を用ひて栽培せられて來たものは、パイナップルと「しなのき」の實であるのみである。良好なる種類の果物を生産する、良く管理せられた果樹園は、營



聯邦州農務局は、果樹の苗を得ることに困難を感じる各地栽培業者の需要に應ずる爲め、栽培に適當なる多くの苗木を生産することに努力してゐる。良好なる果樹の苗木を外國から輸入することも、同局の手で行はれ、其結果としてアボカド梨、伯刺西爾ナットは今や英領馬來に固定するに至つた。食後デザートとして賞味せらるゝ土産の果物には、Chiku (Sawo manila)、古々椰子の實、Duku (Lansium Domestium)、マンゴステイン、木瓜、バインアップル、ブランテーン(甘蔗の實)、ホメロ(ジャガタラザボン)、Palasan (Nephelium Mutabile)、ラムブタン、蕃荔枝實等の種類がある。

蒸着保存せらるゝ果物中には、Belimbing (A. Carumbola L.)、羊桃、Caronda、グアツア(Psidium Ganjaya)、木瓜、バインアップル、ピタンガ(Malpighia elata)、ロセル、Rumeniya 等がある。清涼飲料用としては、「しなのき」の實、密柑、ロゼル、サワーンブ(Azona muricata)等がある。此等果實の多くは、チャムの製造に最も能く適してゐるが、罐詰保存の事業は、少數の在留歐洲人に依て行はるゝに過ぎない。馬來に産する密柑は、何れも餘りに酸味を帯び、良質であるとは言はれない。然し、風味の佳良な種類が、最近新嘉坡在住の人に依て見付けられ、賣行頗る良好である。

果樹の栽培に最も適してゐる土壤は、山から持運ばれた沖積層の沈積である。土壤流失の憂ひの全くない處、少ない處であれば、波狀地帯でも是れに適當せぬことはない。泥炭地質は大體に於て、果樹の栽培に適しない。

バナナは、馬來各地の市場に於て取引せられてゐる商業果物で、主として食後の果物として消費せられる。馬來にあるバナナは、其種類多數であるが、中に就き最も有望なるはピサン・ラチャである。個々の實が大きく房又其れに相應し、且つ生産量が旺盛なので、西印度諸島で最近始められたバナナ粉—滋養分に富み且つ消化し易い商品—の製造に最も良く適してゐる。然し、今日まで、バナナの製粉は、英領馬來に於ては始められてゐない。馬來に消費せられるバナナは、頗る大量である。然し、輸出せられる其數量は、論ずるに足らない程少ない。バナナは馬來に於ては、非常に安價に生産せられる(一本一仙以下である)。であるから、新嘉坡濠洲線の汽船に、特別なる冷蔵庫が是れが爲めに設けらるれば、英領馬來と西南部濠洲諸州との間に、バナナの取引が開始されない理由がない。現に、爪哇は、少しの輸入税が徴收されるに拘はらず、濠洲に向て少からざる青果物を輸出してゐる。

「しなのき」の實も地方的に重要な青果物で、商業上取引せられてゐる其生産物は、青の儘のもの、漬物にせるもの、生の液汁、濃化液汁、枸橼酸鹽、精油等である。英領馬來の一農園は「しなのき」の實を取引の目的物として栽培することを、小規模ながら開始した。其目的は、濃化液汁を製造するにある。而して、此目的の爲めに必要な樹種が得られた。濃化液汁に對しては、東洋は勿論、多分濠洲に於ても需要があるであらう。歐羅巴亞米利加の市場に於ては、西印度産のエキスが



賣渡つてゐるから競争が容易であるまい。液汁製造家が、今日最も苦心してゐるは、樽を製造するに適當なる木材がないことである。

(1) 蔬菜。馬來半島は、熱帶蔬菜の栽培に非常に能く適してゐる。此等熱帶野菜は、一年中何れの時期にも栽培され得る。目下此等の野菜を栽培してゐるのは、主として支那人の租借者である。此等の支那人は、其勤勉と技術とに依て、各蔬菜園の生産力を非常に高めてゐる。彼等の缺點とする所は充分なる資本を持つてゐないことにある。而して、彼等が栽培を行ふに當りて、必ずしも最良の衛生法を守らないといふ事實は、歐洲人間に於ける賣行きを制限してゐる。タミル人、馬來人も、幾分野菜を生産するが、論ずるに足る程の數量ではない。聯邦州農務局は、時々品評會を開催して、蔬菜栽培等の發展を助長してゐる。歐羅巴人が、地方の蔬菜市場を賑はすほどの品物を、自ら作つて出すかは疑問である。然し、彼等の或者は現に自家用の野菜を耕作してゐるし、支那人農夫が近代的農具を利用して栽培に従事し、且つ歐羅巴人の嗜好に適する野菜を作るやう、彼等が支那人に資金を融通するやうになることは、決して不可能事と言はれない。大市街の附近に於て、蔬菜栽培に投資することは、利益ある問題として一考に値ひする。馬鈴薯、人參、砂糖大根等、今日馬來に於て消費されてゐる歐洲式野菜は、殆んど全く輸入品である。元來、此等の野菜を、氣温の高い平地に於て成功的に耕作することは困難である。歐洲式野菜は、タイピン附近のマックスウエル山上に於ける政府

有の蔬菜園に於て、既に久しき間栽培され成功してゐる。他の高地住宅地も漸次開發さるゝにつれ、野菜園を其中に設けることになるであらう。馬鈴薯に對する需要高からのみ觀察しても、大なる面積を山地に於て開發して決して損はない。根を食用とする野菜としては、薩摩芋がある。薩摩芋を一英反作するには約二十二弗を要し、二乃至三噸の收穫が其れに依てあがる例である。次は薯蓣(Yam)で、一英反の栽培費用三十五乃至四十弗を要し、是れに依て約七噸を收穫する。次に Kiladi といふものがある。是れは、「さくいも」といふもので、歐洲人の最も好む野菜である。外に Yam Bean, Elephant Yam 等がある。

平地菜豆の中特記すべきものは Lima Bean である。此豆は、英領馬來に於ける、良き作物として最近珍重せられるやうになつた。Lima Bean は、中位の土質の地ならば、能く生長し、且つ多量に生産する。馬來半島の平地で能く生長する他の豆は、隱元豆、てんちくまめ、Four-angled Bean, Sword Bean、木豆、Cow Pea 等である。

半島に成功的に栽培せられ、土人に愛好せられる野菜は、茄子、錫蘭菠薐、Chillies, Chocko, あぐさ、Ladies Fingers、一種の絲瓜、蓮根、南瓜、葱の一種、Snake Ground 等である。外に馬來に於て能く生長するものに、蒿苳、トマト、玉葱、玉蜀黍、和蘭せり、みづたがらし等がある。

D. 油と脂肪。重なる産油植物は英領馬來に能く發育する。然し、現在に至るまでは、營利的に



此等を栽培することに、餘り力を注がなかつた。けれども、戦後に於ける護謨價の暴落は、世人の注意を産油植物に向くるやうになり、これが栽培に關する事業は、將來益々有望視せられてゐるのである。専門家の意見に依れば、古々椰子と亞米利加産油椰子とが、英領馬來に最も能く適したる産油植物である。現に、古々椰子は、馬來に於ては、



護謨に亞ぐ重要なる植物性物産であり、油椰子に關する各種の實驗も、該椰子が、油と脂肪とに對する世界的需要の増加に應ずる爲め又大農場式に栽

培せられ得べきものなることを指示してゐる。

(a)古々椰子。古々椰子は、半島到る處に能く繁殖するが、海岸地帯に於て殊に發育する。該椰子所が最も手廣く栽培せられてゐる地方は、彼南、プロビンス・ウエルズリー、クリアン、ディンディンス、南部ペラ州のバガン・ダト（Bagan Datoh）郡、ペラ州ノバーナム河の河口から、スランゴア州のspan>（Spaning）に至る海岸、及びバハン州、ヂョホア州、ケランタン州の海岸である。古々椰子は、病害蟲害の侵襲を蒙むること割合に少く、一年一本に付約五十個、一英反に付二千五百個の種實を生産する。四千個の種實より一噸のコブラが得られる。侏儒椰子（King C）といふ一種の椰子が、最近事業家の注意を惹くやうになつたが、此種椰子が、果して丈高き普通の椰子よりも多くの利益を齎すか、病氣其他に對して抵抗力が強く、早く成熟し、且つ多く結實するといふ其特長が、果實が小さいといふ大缺點を補ひて尙ほ餘りあるか、否か研究するの餘地がある。

古々椰子の油は、疑ひもなく經濟的に最も重要なる植物性油である。而して、代用バター、其他の食用脂肪、石鹼、蠟燭等の製造の爲めに、世界到る處に夥しい數量が使用せられてゐる。土人は、此れを料理用、化粧用、燈用に使用してゐる。

實を搾ることに依て得る糟は貴重なる家畜の飼料となる。乾燥せる古々椰子の種實は、人間の食用に供せられる。椰子の種皮より採れる纖維は、繩、蓆、帚、ブラッシュ等を製造するに適してゐる。然し、現今に於ては種皮は、燃料として用ひられない場合には腐蝕に委せられてゐる。

過去二年間、英領馬來より輸出せられたるコブラは左の通りである。但し、此中には、再輸出品



をも含む。

年次	年	次	量(噸)	價	額(弗)
一九二三年	一	九	一五三、七二一		二九、二四三、九五三
一九二四年	一	九	一五九、〇八四		三二、六六八、二三八

古々椰子油は、新嘉峽と彼南とに於て製造される。一九二三年の輸出價額は、二、〇五四、一二四弗であつたのに對し、一九二四年に於けるものは、二、一八八、九六一弗であつた。暹羅とスマトラとが、英領馬來產椰子油の大部分を輸入する。

古々椰子種實の一九二三年中輸出されたものは、總價額三七三、六〇〇弗、一九二四年に於けるものは四一二、三二六三弗であつた。

良好なる狀況の下に行はれてゐる古々椰子栽培は、少額ながら、確實なる報酬を齎すものである。コブラ一擔十二弗ならば、投資々本に對し、一乃至二割の利益がある。

(1) アフリカ產油椰子其他製油原料。アフリカ原產の油椰子を、馬來に於て、大農場式に栽培することに就て人が注意を拂ひつゝある。今日までに於ける古々椰子の植付面積は約五千英反で、其中約一千英反は最早生産時期に達してゐる。南部ペラ州に於て、政府は約一萬二千英反の面積を油椰

子栽培のために保留し、其中二千英反を拂下げた。別に出願中のものが約一萬七千英反あり、目下測量調査中である。政府は、上記のものゝ外、一萬英反の土地を古々椰子、油椰子、又は砂糖椰子の爲めに保留してゐる。バ

ハン州に於ては、一九、六五〇英反の土地が油椰子の爲めに保留されてゐたが、其中六千英反は既に拂下げられた。スラン



亞弗利加產油椰子受精作用

ゴア州に於て油椰子を植付けたる面積は、五、四二〇英反で、其結果頗る良好である。該椰子を栽培する爲めに土地の拂下げを出願する者が多いの

を見ると、馬來地方の栽培業者が、此椰子の有量なることに眼を付けてゐることが分る。

油椰子栽培に必要とせらるゝ土地其他の條件は、古々椰子に於けるものと殆んど異なる處がな



い。従來馬來に於て得られた經驗から見ると、油椰子は、大農場式に經營せらるゝ價值ある作物なることを示してゐる。是れが爲めに投下された資本に對しては、古々椰子以上ではないにしても甚くとも其れに劣らない報酬を齎すものと考へられる。

油椰子の種實を處理するのに最も適當なる器械を作ることの問題が、過去數年間當業者に依て考へられつゝある。油椰子を大農場式に栽培せんと目論見る人の側に於て特にさうである。英領馬來及び蘭領東印度に於て行はれ來つた搾出法は手壓器械に依るものである。然し、アフリカに製油業を營める一英人會社 (Nigerian Producers Ltd.) は、機械を裝置せる製油工場を設立し、有效經濟的な方法を以て種實の壓潰油の搾出を試みつゝある。英領馬來に於て最大なる油椰子園は、此機械一式を註文した。此機械が馬來に輸入され、愈々運轉することになれば、油椰子の栽培其物が爲めに大なる刺激を受け、發達を助長せらるゝことにならう。

以上列記せる主産油作物の外に、英領馬來には、成功的に栽培せられ得る數種の産油作物がある。然し、此等が椰子等の如く、重要なる經濟的價值を有するに至ることは覺束ない。

落花生は、馬來半島の小地主に依て成功的に耕作せられてゐる。

胡麻は、相當良好なる土地に於ては、入念に耕耘し、排水を施せば良く生長するを常とする。

蓖麻は、比較的良好なる土質を有する場所—出來得べくんば、沖積層の低平地—に耕作せば、活潑

なる生長を遂げるものである。蓖麻子油は、減摩油、石鹼の製造に使用せらるゝ外、藥物的價值を有する所より、藥用に供せられる。

石栗の實は、其品質蓖麻に稍々劣るが、蓖麻子油と大體同様の目的、例へば、ペンキ、ワニス、軟質石鹼の製造の爲めに使用せられる。然し、英領馬來に於ては、尙ほまだ實驗的時代を經過してゐるとは言はれない。

護謨種實の核は、石栗の實と同様の油を供給する。油の搾糟は、家畜の飼料として有望なる特質を多分に持つてゐる。

カボック樹は、元來實の中に包まれたる纖維を取る爲めに栽培せられたものであるが、棉實油と同様の目的に使用せられる油を生産する。種の運搬供給さへ一定すれば、カボック油の賣行を擴むることは、敢て難事ではない。カボック油の搾糟は、家畜の飼料として大なる價值を持つてゐる。

棉は、英領馬來に於ては、只試験的に、極めて小規模に栽培されてゐるのみである。

以上列舉せるものゝ外に、産油植物で、英領馬來に栽培され得るものが數種ある。巴豆 (Castor Oil)、檳榔樹の實 (Anacardium occidentale)、藥用の油を出す肉荳、カボック油棉實油と同様の油を生産するロゼン (Hibiscus Sabdariffa var. altissima)、癩病の治療の爲め最近使用せらるゝやうになつた (Malmeogra) 油等は即ち是れである。



土産の油で、尙ほブア・プラー (*Elaeagnus parviflora* Tapos)、カバヤ (*Pongamia edule*)、カロフィラム油 (*Calophyllum inophyllum*) 等があるが、其原料たる樹木が諸方に散在し且つ數量が限られてゐるから經濟的的重要性を帯ぶるには至らないであらう。

(c) 精油。第一、シトロネラ (*Cymbopogon nardus*)。馬來産のシトロネラ油は、錫蘭産よりは、幾分品質の點に於て勝れてゐる。シトロネラ油は、石鹼に香氣を附加する爲め、又は種々雑多な化粧品を製造するが爲め、弘く利用せられるので、可成り堅實なる需要を持つてゐる。

第二はレモン・グラス (*Cymbopogon citratus*) である。レモン・グラス油は、シトロネラ油と全く同一の目的の爲めに使用せられる。然し、レモン・グラス油に對しては、僅少の需要あるのみである。

次にパチュエリ (*Patchouli*,  *Pogostemon* spp.)、ヴェイバー (*Veivem zizani Des*)、しのき、丁香等が精油原料として栽培されてゐる。

以上列挙せる多種多様な英領馬來の産油植物中、大多數は、大規模に栽培せられない。其第一の理由は、此等植物の産する油に對する需要が限定せられてゐること、第二の理由は、此等の植物は、定期に植付け、定期に收穫せられねばならず、其都度地方に於ては到底得難い多分の勞力を必要とすることに於る。反是、古々椰子、アフリカ産油椰子の場合に於ては、其産品に對する大なる需要が常に存在し、勞働者の如きも臨時に雇入るゝことなく、間斷なく使用せられるから、期節的特別

作物に於て見るが如き困難がない。

E. 纖維植物。全部の

材料を植物から取る、商業上取引せられる主要なる堅纖維はマニラ麻、サイサル麻、モーリシアス麻、ポーストウリング麻、新西蘭麻である。

(a) マニラ麻 (*Musa Texti-*

*lis*)。此種麻は、クアラ・ラムバーの試験園に、久しき間栽培せられてゐる。植付けてある處は、貧弱なる土質であるが、今日まで得た

ても期待することが出来る。サイサル麻が病氣に罹らないこと、其れより生ずる纖維が性質良好な



サイサル麻の園

る結果は、頗る有望である。其れで、今や大規模の試験がなされつゝある。

(b) サイサル麻 (*Agave Fiber*)。サイサル麻は、農務

局が、一九〇五年始めて輸入したもので、馬來に於て極めて良好なる生長を遂げてゐる。半島の西側にある普通の土質は、此麻の發育に適してゐる。優秀なる發育が、充分に適地を持つてゐる、パハン州の中部に於



ること、大量に倫敦で賣捌かれ得ること、歐羅巴で麻を栽培するのが次第に困難になつたこと、機械にて穀類を收穫する際年々多く縛り紐を需要するやうになつたことは、土地の獲得が容易なること、搬出が他に比して便利なること、勞力と有效なる經營とが容易に獲得せらるゝこと、等と相寄り相俟つてサイサル麻をば、取引上の目的として、馬來に於て栽培することの將來益々有望なることを思はしむるのである。

(c) モーリシアス麻 (Purmea Gigantea)。モーリシアス麻は、其栽培法、生長發達の仕方、纖維製造の方法等に於て、サイサル麻の其れと大同小異である。然し、モーリシアス麻は、サイサルに較べて纖維の收量が少いばかりでなく、其品質もサイサル程ではない。但し、一英反當りの葉の收量はサイサルよりも多い。モーリシアス麻と、サイサル麻と、何れが栽培者に取つて最も有利であるかは、其れが栽培せらるゝ地域に依てきまる問題である。

(d) ポーストウリング麻 (Suiseyria spp.)。此種麻は、雑多なる地質の場所に能く適合する。従て、馬來半島の何れの部分にも、平均に分布生長してゐる。ポーストウリング麻は、年老いた護謨樹の蔭にも能く發育する。元來、此麻の纖維は、結構が極めて細かく、且つ非常に強靱である。然し、麻其物の生長が甚だ緩慢であるから、是れを取引の目的物として栽培し、果して利益を擧げ得るかどうかは問題である。

(e) ロゼル麻。ロゼル麻は今日世界的に取引せられてゐる纖維ではない。然し、此麻は、利用上の價値頗る大であるから、最近三年間英領馬來に於ては、是れが栽培に多大の注意を拂ふやうになつた。二、三の農園は、商業的規模の上には是れを栽培することを始めた。ロゼル麻は、馬來半島に於ける四圍の狀況に能く適合してゐる。此麻で作つた繩は、容易に地方的に賣れるから、海外に輸出されてゐる其數量は至つて尠ない。ロゼル麻の纖維を採取するには、機械らしきものを必要としない。其れほど纖維の製造が容易であるから、小農作物としては非常に有利である。外國取引の目的物とせられるほど多量に生産せらるゝやうになれば、其れが英國に於て歡迎され、賣行くことは疑ひを容れぬ。

(f) カボック。カボックは、一名木綿と稱せられ、寢臺用マット、枕の詰物として廣く用ひらるゝ外、浮泛力に富む所からして救命具の材料として使用せられる。カボックの種子より得らるゝ油は、石鹼製造に用ひられ、他の油の混物としても使用せられる。又油糟は家畜の飼料、又は肥料として價値がある。今日に於ては爪哇がカボックに對する世界の需要の八〇%を供給してゐる。馬來半島の各地方にして、カボック樹を見ない所はないが、管内の需要を充し得る所は、クリアン、クアラ・カングサー、南部ペラの三郡あるのみである。馬來の中には、カボック樹の産物を支那人に賣つても利益がないから、立枯れの儘樹を残してゐるのがある。カボック綿を製造する爲めに用ひらるゝ機



械は簡單安價である。而して、カボック綿に對しては、世界的需要があるから、馬來半島に於ける栽培法が改良され、製綿機械が輸入さるゝに至らば、爪哇の產品に劣らないカボックが馬來半島に出来ることは疑ひを容れぬ。

(c) 綿。實驗の結果に徴すれば、栽培上に於ける適當なる注意と、播種上に於ける時期の選擇と、秩序的なる病害の防塵とを以てすれば、馬來半島に於ても、良い中等級の長纖維木綿を生産することが出来る。馬來に於ては、埃及種と *Sea Island* 種とが最も有望である。目下米國では、長纖維の綿を益々多く使用する傾向があり、且つ自動車工業護謨工業に於て、長纖維の綿が必要缺くべからざるものになつて來たから、馬來産綿の市場の方は頗る有望だと言はれ得る。半島の東北部は其西南部よりは、氣候上乾濕の差がはつきり分れて居り、且つ土質も輕鬆であるから、棉花の栽培に適してゐるやうに思はれる。

(h) 紙。北部温帶地方の森林から出る木材―是れは、現今に於ては、最も重要な製紙原料である―が次第に缺乏を告げつゝある今日、世人は熱帶亞熱帶地方に於ける無盡藏の天産物の利用法如何に注意を拂ふやうになつた。

普通の製紙は、總て植物の有する纖維素と、主として礦物性である所の種々の填充材料と、著色膠著性原料とからなつてゐる。今日、製紙原料の主成分として使用せられてゐる纖維素は、種々の草から得られる細胞性纖維素と、木材から得られるリグノー纖維素の二種からなつてゐる。木材の方面では、他の目的の爲めに使用せられて餘り價値のない軟材が、製紙原料に利用せられる、英領馬來に於て、木材を製紙原料として使用することの困難は、多くの軟材種があつても、森林が混合林であるが爲め、適當なる材種を選出することが甚だむづかしく、且つ多額の經費を要する點にある。次に、細胞性纖維素を其組成分子とする原料の中で、近年多くの注意が竹に拂はれてゐる。竹が製紙原料として適當であることに決定すれば、原料不足の問題は、永久に解決されたことになるかも知れない。

英領馬來には、多數類の竹が生長繁茂してゐる。其一々に就て既に久しき間實驗が行はれてゐた。然し、現在に於ては、何處に如何なる竹種が、どれだけの廣さに亘つて存在するか、伐採運搬の費用は何程であるか、面積の一單位當りの産額は何程であるか等の問題に就て正確なる調査資料がない。然し、聯邦農務局所屬製紙試驗場及び印度デーラ・ドゥン山林研究所製紙用バルブ研究課長の實驗したる所に依れば、馬來産の竹は、處理の方法さへ宜しきを得るならば、満足するに足る分量のバルブを出し、且つ其バルブを用ふれば良質の製紙が得られるとのことである。

竹のみならず、多種多様の草、藁も亦細胞性纖維を供給する。馬來に於て最も有望なる製紙原料(竹以外の)は二つあつて、一は荒地に於ける厄介物で、到る處に生長繁茂せるララン草で、他の一



は、*Rawl (Rawl Fruit)* である。英領馬來が、纖維産地となる日があつたならば、此等目下何等役に立たない材料も利用されることになるであらう。

F. 雜種作物。(a) 甘蔗。最近護謨に對する需要が噸に増加せること、英領馬來に於ける諸般の狀況が、特に其栽培に適してゐること、は相俟つて、以前其處で成功的に栽培された甘蔗、珈琲、タバコ、ガムビル等の作物をば、比較的價值少ない位置に蹴落してしまつたのである。甘蔗糖の如き、一八〇五年の昔、彼南から輸出され、其後馬來半島は、世界に於ける主産糖國の一として數へ擧げらるゝやうになつた。珈琲と砂糖とは、一時輸出貿易の目的物として栽培せらるゝ唯一の作物たるに至つた位である。當時、最も多く甘蔗を栽培したのは、クリアン、プロビンス・ウエルズリー地方で、一九〇一年には其栽培區域が南部ペラにまで擴まつてゐたのである。然し、今や大きなエステートでは、護謨が全部砂糖に代り、甘蔗は食用として、僅かに小租借地、小所有地に栽培せらるゝに過ぎぬ現狀である。

茲に於て、一九二一年、政府は約三萬二千英反を甘蔗耕作の爲めにのみ保留し、南部ペラ郡に於ける約二萬英反の土地を、甘蔗又は油椰子の栽培の爲めに留保するに至つた。是れ全く、甘蔗の栽培を復活獎勵せんが爲めであつて、其目的の爲め、政府は、拂下料地代を減額して土地の拂下げに應ずる意向である。

農務局は、甘蔗の主なる種類の比較的價値を慥むる爲め實驗を行ひ、砂糖の産額の多い、病害に抵抗する力の強い種類を選出する爲めに努力してゐる。

(b) タビオーカ (*Tanitol nilissina*)。タビオーカは、伯刺西爾の原産であるが、大なる塊莖を有するが爲め、今や熱帯各地に栽培されてゐる。該塊莖は、其儘食料として消費せらるゝこともあれば、商業上タバコと稱する區々な形の品物を製造せんが爲め使用せらるゝこともある。

タバコカの植付は、一英反當り四乃至五弗を要する。而して、タバコカ畑は、通り一遍の除草の外、殆んど何等の耕耘を必要としない。タバコカは、前述の如く食用に供せらるゝ外、絲又は織物の糊附に用ひられ *Dixtin* の製造にも使用せられる。タバコカの根球は、又動力用酒精の原料として目星を付けられてゐる。

現今、タバコカを大農場式に栽培し製粉してゐるのは支那人のみである。

一九二四年中、馬來聯邦州から輸出されたタバコカの數量價額は左の通りである。

タバコカ剥片	七、八二二噸〇一	一、五二四、七一九弗
タバコカ粉	四、八五二噸二七	七七二、三九八弗
タバコカ玉	二五、二〇三噸七六	四、八二一、三九三弗
タバコカ屑	一二九噸〇四	五、〇八八弗



(c) ガムビール(阿仙藥 *Uncaria Gambier*)。ガムビールは、馬來に於て能く生長する大なる灌木 *Uncaria Gambier* の葉及び細枝より得らるゝ、頗る重要なタンニン原料である。馬來半島に於てガムビールの製造輸出に従事するものは支那人である。一九二四年中、馬來聯邦州から輸出せられたガムビールの數量價額は左の通りである。

袋入ガムビール	二、一七五噸四三	九〇二、九二一弗
角ガムビール	四、一一四噸五六	二、五四七、二八八弗

馬來産ガムビールの重なる支向地は、北米合衆國、英國、英領印度である。ガムビールは、他のタンニン材料に依ては、到底與へること出来ない一種特別な光澤を皮革に與へる。該品は又絹織物工業に於て染料として廣く用ひられてゐる。

(d) 珈琲。リベリア珈琲は、強堅なる體質を有し、病害に抵抗する力も多少備へてゐる。該珈琲は、高度の大ならざる所に於てのみ栽培せられる。

ロブスタ珈琲はリベリア珈琲より一層速かに生長し、且つ一朵の中に發見せらるゝ實の數もリベリア珈琲よりは多い。但し、ロブスタ珈琲の實は、リベリア珈琲の其れよりは小さい。然し、珈琲豆の大きに於ては、兩者共大した變りはない。ロブスタの葉は、葉病に罹らないことはない。加是、リベリアよりは、多分多く虫害に侵され易い性質を持つてゐる。

(c) サゴ椰子 (*Metroxylon sagu*)。商業上見るサゴ澱粉の大部は、此サゴ椰子から得らるゝものである。サゴ椰子は、吾が馬來に於ては、甚だ能く生長し、國內到る處此種椰子を見ない所はない。該椰子は低平な濕地に於て最も多く發見せらるゝが、特に多いのは、ネグリ・ス・ム・ピラン、馬拉加、ペラ、ヂョホア、ケランタンの或部分の濕地である。然し、馬來半島に於ては、サゴ澱粉を得るために特に椰子を栽培しない。新嘉坡に於て精製せらるゝサゴ澱粉は領外から輸入したものである。

サゴ椰子とは異なるが、屋根葺用に供せらるゝ優秀なるアタブが、年齢五、六歳のニツバ椰子から獲られる。

(f) 丁香樹。丁香樹の栽培は、以前彼南に於て頗る盛大であつたが、今日全く衰微してゐる。而して、樹園は、今や殆んど全く支那人馬來人の手中にある。支那人馬來人は、丁香樹の間に、護謨、古々椰子、其他の作物を植え、丁香樹をして殆んど生長の餘地なからしめてゐる。然し、彼南産の丁香は、輸出額は小さいが、外國品よりも品質優良なるものとして取扱はれ來つた經歷を持つてゐる。

(g) 肉荳蔻。肉荳蔻は、丁香と同時に、一七九八年彼南に輸入せられたものである。肉荳蔻の栽培は、近年著しく衰退し、只僅かに馬來人支那人に依て行はれてゐるのみである。始めに古々椰子、最近に護謨が、彼南及びプロビンス・ウェルズリーに於ける肉荳蔻園に於ける樹木を驅逐した。彼南



に産せらるゝ肉荳蔻は、世界隨一で、花崗岩山の急傾斜地に於て出来る。粘土質の斜面、濕地低地は、肉荳蔻の栽培に適しない。

(h) 胡椒。胡椒の栽培は、以前彼南に於て盛大に行はれたものであつたが、今日殆んど消滅してゐる。

(i) 吐根。吐根は、馬來半島、特にスランゴアとデヨホアとに於て成功的に栽培せられた。然し、元來此商品に對する需要に限りあることゝ、栽培費用が多きに過ぐることゝは相俟つて、吐根が大農場式に栽培せらるゝ希望を失はせてゐる。

(j) 煙草。煙草は、亞細亞人、殊に爪哇人の耕す小面積の土地に於て、主として栽培されてゐる。品質は、決して良好だとは言はれないが、土著消費者の必要を充すには充分である。低級品の栽培を擴張する餘地は澤山にある。然し、大規模耕作が、果して利益を齎すか否か疑問なりと言はざるを得ぬ。

(k) *Derris* (土名 *Tiku*)。魚類を毒殺するに用ふる、馬來に産する多くの植物は、地方土人には「トウバ」として知られてゐるが、然し、其等の總てが *Derris* 屬に屬する譯ではない。農務局は目下此等植物の有する比較的毒性を調査し、有效なる殺蟲劑を調製することに努めてゐる。*Derris* は自園用として支那人に依て小規模に栽培されてゐる。然し、或家傳殺蟲劑製造の爲めに栽培利用してゐる向もある。従て、其乾根に對しては相當の需要を期待し得るのである。或農園は *Derris* に對する需要の増加を豫期し、小なる試験的規模の下に是れが栽培をなしつゝある。該作物は、若い護謨樹、古々椰子の間作として耕作することが出来る。

(l) *ニッパ* 實 (*Betal or Arca Nut*)。ニッパ 實の樹 (*Arca catechu*) は馬來の原産である。然し、是れが栽培は、馬來人が何れも護謨の栽培に走る傾向を持つてゐるので、寧ろ寸進尺退の状態にある。ニッパ 實は、咀嚼用として、弘く東洋に於て用ひられてゐるが、藥品又は或練齒磨の組成分子としても利用せられてゐる。

(m) *ニッパ* 椰子 (*Nipah Palm*)。ニッパ 椰子は、馬來群島到る處海岸濕地、潮流干満の影響ある河の部分の兩岸に野生し、砂糖、酒精、醋の有量なる原料となり、其葉は、「アタツプ」と稱し、熱帯何れの部分に於ても、葺用に使はれてゐる。過去三年間、此椰子は、多數栽培業者の注意を惹き、其産業上の可能性は彼等の研究する所となつた。該椰子の含有する液汁、糖分等に關する各般の統計一般的知識が、農務局に依て蒐集され、豫備的報告が該局の手に依りて既に發表されてゐる。一英反のニッパ 椰子は、一年約九千封度の砂糖を、生産すと計算されてゐる。是れを、理論的に純アルコールに引直して見ると、一千百ガロンに當る。

(n) シンコナ。シンコナ樹の皮からは、マラリア病の特效藥である規尼涅が製造せられる。然し、



此樹は、從來馬來に於ては、只試験的に栽植せられたに過ぎない。シンコナ樹は、二千乃至五千呎の高地に於て最も能く發育する。従て、キヤメロン高地、ペラ州のバタン・バダン等は、開發の曉、他の作物と同じく、此樹の栽培に頗る適當であらう。

(o) 華尼爾拉、英領馬來は、華尼爾ラの栽培に於て、充分成功したとは言はれない。其れは、主として成熟の時期と雨期とが一緒になり、<sup>一</sup>が充分成熟しない前に落ち、其れが爲めに損害せらるゝからである。

(p) 肉桂。肉桂は、小なる試験的規模の下に栽培せられたるのみ。

(q) 茶。馬來半島に於ける茶栽培の事業は主として必要なる高度の土地が得られない爲め、思ふやうに發展しなかつた。茶業の發展に就てもキヤメロン高地は、其有する高度、優良なる土壤に依て、問題の解決を容易にするかも知れない。

(r) ガッタ・パーチャ。ガッタ・パーチャは、深海ケーブルの保護體、絶縁體として用ひらるゝものであるが、其れが絶縁的特質を有する所からして、電氣工業上這諸般の目的の爲めに使用せられてゐる。元來、パーチャ護謨は數種の東印度産樹木から採取せらるゝが、其中で同護謨の採取上最も重要なものは、馬來人が Taban merah と呼ぶ Palagium oblongifolium (Palagium scuta) と、彼等が Taban putih と稱する Palagium obovatum とである。前者より得る護謨は、後者より得るものより、品質が勝つて

ゐる。此等の樹木は、政府の保留林及び半島の多くの部分にあるチャングル中に、或は多く或は少く發見せられる。聯邦州林務局は、目下ガッタ・パーチャの供給を管理してゐる。而して、ガッタ・パーチャを産する前記の樹木を多數に有する區域内に於ける保留林を、秩序的に改良し樹木の發達増加を圖つてゐる。

最近、一英人會社は、ガッタ・パーチャを、大農場式に栽培する目的を以て、數千英反の土地を拂下げた。而して、既に一千英反に向つて植付を了し、更に植付を爲すために大なる苗床を準備してゐる。此會社は機械力に依て葉からガッタを抽出する爲めに、地上低く生長する叢林を造る事に力めつゝある。栽培地に於ける諸般の條件を眼中に置いて見ると、葉からガッタを採收する法が、従前の法に依るよりは一層有望である。

G. 惡疫の検査及び豫防。海峽植民地及び馬來聯邦州に於ては、適當なる教育を受けたる檢疫官の一團が存在する。而して、病疫の豫防制裁を爲す必要上設けられた諸般の法令を施行する。新しい病疫を發見したる時は、之を研究員に報告し、外國から來る病疫の侵入を豫防する。

馬來聯邦州に於ては、一九一三年 Agricultural Pests Enactment が通過し、檢疫官は、病疫存在の疑ひある場所に入出し、検査を強行し、病疫の處置方に就き命令を下す權限を有することになつた。該法律は又、總務長官に對し、病疫に關する告示、植物輸入に關し、細則を設くる權限を與へて



る。該法律と略ば同様の法律が、一九一四年デョホアを通過した。然し、デョホアの此法律は、一九二一年の法律に依て、全部の改正を見た。海峡植民地法律第一六六號 The Straits Settlements Agricultural Pests Ordinance は、馬來聯邦州の前記法律と大同小異である。

農務局(海峡植民地聯邦州共通)所屬の或檢疫官は、英本國其他世界各地の國々に於て、植物輸入の際法律上の規定に依て要求する検査済證を、管内より輸出する植物に對して發給し、是れに署名するの權限を法律に依て附與されてゐる。

H。泥炭。泥炭産地は、馬來半島の總面積に於て、相當の割合を占めてゐる。從て、是れが産業上の可能性に對する研究は、諸他の國々に於けると同じく、半島に於ても重要である。

農務局が、泥炭の問題を研究し始めてから餘り長くない。然し、馬來産の泥炭はサー・ウヰリアム・ラムジー(Sir William Ramsey)が、一噸の濕れた泥炭から六ガロンの酒精を抽出した時に用ひた過程中に含まれてゐると同一の方法に依て取扱はれるものであることが示されてゐる。酒精抽出に依て生せる殘滓中に於ける纖維素は、バルブに轉換することが出來、其バルブからは、吸取紙、褐色紙、厚紙等を製造することが出来る。

泥炭の他の利用法、即ち泥炭を燃料として利用する方法は、英領馬來の工業上の進歩に最も重大なる影響を有するに至るかも知れない。農務局の調査は、スランゴア州の西部に於ける泥炭の沈積

は、乾溜に甚だ能く適合せることを證明してゐる。空氣に乾燥せる一百封度の泥炭は、多量のカロリーを有する、平均三百立方呎の瓦斯を出し、此瓦斯は、石炭、瓦斯又は石油を乾溜することに依て得る瓦斯に代用することが出来る。スランゴアの泥炭は右の外適當なる狀況の下に於て、硫酸安母尼亞の製造に利用せられ得る窒素一五%餘を含有してゐる。

I。牛。半島特有なる、特別な飼育牛といふものが馬來にはない。現に半島に在る牛は、印度種か暹羅種か、又は兩者を交配せるものである。此等雜種の或物は、優等なる家畜であるが、大多數は頗る劣等である。斯く大多數の牛が劣等なのは、一は親屬繁殖を行ふからで、他は仔牛の時代に營養不良の儘棄て置かれるからである。

馬來半島に於ける育種の方法は誤まつてゐる。牛は、概して小團をなして群居してゐる。而して、牡牛が、少くとも二歳位までは去勢されないでゐる。其れが爲めに甚からざる親屬繁殖が行はれ、種族が次第に退化する結果となる。

(a)印度牛。馬來半島には、毎年、挽用として多數の牡牛と去勢牛とが外國から輸入される。此等の中大多數は、南印度に於て發見せらるゝ多くの種類の中の良い標本からなつてゐる。此等印度牛は、大部分、灰色か白色の大型牛で、挽用に供せられてゐる。相當注意を拂へば、多年有益なる働きを爲し得る所より考ふれば、馬來半島の氣候は、此等の牛に能く適合してゐるらしく見ゆる。印



度牛の或者は、頑丈なる足と、迅速なる足取りを持つてゐるので、道路用として特に適してゐるが、他の牛は、農場に於ける雑多なる仕事に用ひられる。但し、農場に於ける耕耘用としては、印度牛よりは小型な暹羅牛が評判が良いので、印度牛は、其方には用ひられない。ムルタン (Mutan)、オンゴール (Ongole)、ハンシ (Hansi) 産の牝牛、未だ仔を生まない小牝牛、其他の乳牛が毎年印度から輸入され、在留印度人は高價に是れを購入する。乳牛輸入せられるが、産乳量が少ないので、餘り需要がない。



車 牛  
(b) 暹羅牛。多數の暹羅牛が、挽獸として、挽獸としてよりは一層多く屠殺用として毎年馬來に輸入せられる。暹羅牛は、小型で、引締つた體軀を持つてゐる動物で、多くは赤色である。あらゆる種類の挽用に適し、道路用として、耕耘用としても頗る重寶である。牝牛、幼少の牝牛が折々暹羅から

(c) 歐羅巴牛。歐洲産の牛(主として短角種)は、是迄時々輸入された。然し、從來の成績からいふと、馬來の氣候が此等の牛に適合しない。歐洲牛は、飼料、病害に對する保護、日光の豫防等に就て特別な注意を必要とする。概して是れを言へば、歐洲産牛は、馬來に輸入されてから産乳量を減じ、牝牛は次第に生産能力を失ふ。然し、種の改良といふ點から此等を論ずれば、歐洲産の牛は英領馬來に於ては、必要缺くべからざるものである。著しく改良せらるゝに至るであらう。



水 牛  
然し、從來の成績からいふ歐洲牛との結合に依て生せる仔牛は何れの點から見ても、原種よりは優良である。即ち、牝牛は何れの親牛よりも形大きく、力も強い。挽用肉用としても頗る勝れてゐる。牝牛は、純亞細亞種よりは、乳牛として遙かに勝れたる素質を具へてゐる。此等の優良雜種を、繁殖用として規則的に使用したならば、英領馬來に於ける種族は久しからずして、



(d) 水牛。馬來半島を通じ、土人が俗にカーバウと稱する、多數の水牛がゐる。此等水牛は、道路用としては足取りが遅く、殆んど用を爲さない。然し、現に主として用ひられてゐるやうに、水田用として、他に是れに匹敵するものがない。水牛は又、森林から重い木材を搬出する爲めに支那人に依て使用されてゐるが、其目的にも非常に能く適合してゐる。

現に馬來にゐる水牛には、形と大きさの點から見ても、明かに二つの種類がある。一は、大き角を有し他の種に比し幾分瘦身であるが、大きく重く、重い荷物を運搬するに適してゐる。他は、今述べたものに比し遙かに小さいが、然し、肉付が良く總てが、引締つてゐる肉用型である。水牛の牝は、バター性脂肪に富める、極めて少量の乳を産するのみ。従て、繁殖用として使用せらるゝが、産乳の目的の爲めに飼養せられてゐるのではない。

殆んど總ての市街地の附近には、多數のデリー水牛が飼つてある。此等は形大に、幅廣い骨格と太短い脚を持つてゐる。角は此種の特有で、根元が非常に大く、後方と上方に曲り最後の部分が捲れて二、三の輪をなしてゐる。印度人が、牛乳を得る目的でデリー種の牛を飼ひ、土著人民の飲む鮮乳の一大部分を供給してゐる。

(e) 牛肉。市場に供給されてゐる生肉の大部分は、暹羅産の牛から得られたものである。暹羅牛は形小さく、骨も亦其れに連れて小さく、屠殺するに便利であるのみならず、多量の良肉を産する。

印度牛の方は、久しく使役せられたものゝ肉が市場に上るので、概して暹羅牛の肉の如くに美味でない。水牛の肉は、不斷市場に現はるゝが、暗色を帯び、味は遙かに暹羅牛に劣つてゐる。

(f) 牛乳。牛乳搾取等の大部分は印度人の手にある。印度人の中には多數の印度産の良乳牛を所有し、大なる注意を持つて是れを飼つてゐる者が多數に在る。不幸にも彼等は育種に就て適當なる注意を拂はないから、一頭當りの産乳高は變らない。市街地の附近に、適當な放牧場がないといふことが、牛乳の大量産出といふことの邪魔になつてゐる。

馬來半島の印度牛は、一日平均八乃至十封度の牛乳を産出する。然し乳汁分泌の初期に於て、一日平均二十五封度まで牛乳を産する牛もある。牛乳は、バター脂肪豊富で、平均約五バセントの脂肪がある。デリー水牛は印度牛よりは、遙かに多くの乳量を出す。即ち、平均の産乳量は、一日約十五封度で、バター脂肪の分量は、六乃至八物である。

牛乳に不純物を加入することは廣く行はれてゐる。悪混の爲め普通に使用されてゐるのは水で、石灰水も亦屢々用ひられる。而して、うめ水に依り生ずる牛乳の外観を改むる爲め折々は麵麩粉を用ふる。

(g) 飼料。適當なる牧場を設けること、牛の飼料として特用せらるゝ作物を栽培することに關しては、未だ何等の注意も拂はれて居らぬ。糧料として適當なる草が、半島の諸處に野生してゐる。而



して、二、三の個人で、牛の飼料として特に、ホニア・グラス其他之に類似の飼料を栽培せる一極めて小規模ではあるが一向もある。然し新しい飼料を馬來に入れることが大に必要である。半島には到る處に水牛の牧場がある。然るに、其所謂牧場の草は、主としてラン草及他の二、三の貧弱なる天然性野草よりなるのみである。此等の牧場でも水牛は能く生長する。然し、普通の牛、殊に乳牛は能く育たない。挽用の去勢牛には、普通路傍又は原野から刈り入れた草を與へてゐる。けれども、挽用として充分に役立たせる爲めには、飼養者は、濃化飼料を充分に供給せねばならぬ。さもなければ、牛はみじめなる外觀を呈し、病氣に罹り易い。稻の栽培の爲めに馬來人の使用してゐる水牛は、當てがはれてゐる粗末なる雜草、水田に生えてゐる柔かな水草に於てでも、充分なる營養分を見出し得る。

土人は仔牛に對して、何等特別なる注意を拂はぬ。此等は、母牛から只僅かの乳を得附近に於て發見する粗末なる牧草を食し、其れに依て満足することを期待されて居る。従て、多くは發育が良くなく瘦せてゐる。而して、成熟期に達するまで比較的多くの年月を要する。

J. 家禽。養鶏の爲めの養鶏は、最近數年に於て異常の進歩を遂げたが、此方面の仕事は從來殆んど、歐洲人にのみ限られてゐる。土人に關する限りに於ては、家用は産業上殆んど顧るに足らぬ程價值ないものとせられてゐる、扱を常食とし、何等の保護監視もなく、附近を歩き廻る土著の雞

種は、其生み出す卵から言つても、肉用としても到底不満足であることを免れない。

育種を職業としてゐる者の數は非常に少ない。大多數の人々は、英國又は濠洲からの輸入鶏を以て満足してゐる。然し、育種が馬來に於て成功するといふ證據は、一九二三年六月クアララムバーに開催された馬來農業園藝協會の共進會に於て、馬來に於て育成せられた鶏種が、高價なる輸入鶏と競争して賞與を授けられたのでも明かである。

馬來には、特有なる鶏—鬪鶏—がある。此鶏の特徴は、ウォルナット型の、頭にくつ、ついた冠を戴き、頭部は廣く突出して頭を持ち、足は眞直で長く、肩幅は廣く、脊中は後方に於て低く、尾は更に下に垂れてゐる所にある。羽子は、レースもスバンデルも持たず短かく狭いから、多くの英國種の鬪鶏よりは目方が軽く見ゆる。が然し、事實斤量を測定すれば、決して英國種に劣らない程の重量を持つてゐる。輸入鶏種中で、最も評判の良いのはロード・アイランド・レッドで、之に亞ぐるのは、ユートイリテイ、ブラック・オーピングトン、プリマス・ロック、ホワイト・レグホーンである。ロード・アイランド・レッド種は、天性丈夫で、且つ飼育し易いから、馬來の氣候風土に最も能く適してゐるやうに見える。加是其牝は能く産卵し肉は食用に適してゐる。

鶏種の改良は、馬來半島に於ては、最近に於て政府の注意を必要とする問題となつた。馬來農業園藝協會は、半島到る處に屢々展覽會を開催し、品種の改良を奨励してゐるが、協會だけでは、改



良事業を強行し、其遂行を保證することは出来ない。種の改良上遭逢する最大の難問題は、亞細亞人が冷淡であるといふことである。

## 第十五章 家畜衛生

### 第一節 海峽植民地

海峽植民地の各々には、政府所屬の外科獸醫及び其助手、檢疫官がある。此等官吏の任務は、水陸に依る畜類の輸出入を監督し、病疫を豫防し、其虐待を發見防遏するにある。輸入せられる牛は、官設檢疫所に抑留し、十日間檢疫を受け然る後健康證明書を附し、領内に於ける自由行動を許可せられる。海峽植民地に於ては、牛の外、多數の羊、山羊、豚が、領内に到着の際獸疫検査を受ける。然し、検査の際に健康であれば、抑留消毒せらるゝことはない。畜類の輸入は、暹羅の西岸、緬甸、南印度から行はれる。就中、暹羅から輸入せらるゝものは、主として水牛、牛、豚であり、印度より輸入せらるゝものは、屠殺用の羊、山羊、挽用の去勢牛である。

外科獸醫は、獸醫部の部長であり、新嘉坡植民地に於ては、直接同地事務總長の監督を受け、彼南及び馬拉加に於ては、知事の監督を受けてゐる。副獸醫及び檢疫官は、獸醫の監督を受けてゐるが、此等は何れも官廳に於て承認せる三年程度の獸醫専門學校の卒業生である。



第二節 馬來聯邦州

馬來聯邦州に於ける獸醫部は、五名の外科獸醫、一名の副外科獸醫、十五名の檢疫醫、七名の副檢疫醫からなつて居り、醫務局の一部をなしてゐる。而して、外科獸醫中、二名はペラ州に、一名はスランゴア州に、一名はネグリ・スンプラン州に、他の一名はバハン州に駐在してゐる。此等の外科獸醫は、駐在せる前記諸州に於ける先任醫官の監督を受けねばならぬ。

檢疫醫は、官廳に於て認められたる印度獸醫専門學校の卒業生である。副外科獸醫は、階級上彼等の上で、副外科獸醫に昇進するには、三年間檢疫醫として最高給を受け、印度の専門學校に於て、規定の卒業後研究を終らねばならぬ。現時、聯邦州醫務局には、只一名の副外科獸醫あるのみである。

副檢疫醫は、英領馬來に於て教育を受けたものである。

獸醫部の任務は、牛疫、鷄口瘡、するら (Trypanosoma evansi) に依て生ずる悪性貧血、肋膜炎、豚肺病、恐水病等の病疫を防壓するにある。

輸入牛檢疫所は總ての主要港輸入地點に設置されてゐる。而して、輸入後直ちに屠殺せらるゝものゝ外は、該檢疫所に於て、十日間抑留検査せられねばならぬ。

一部警務局の監督を受け、一部獸醫部の監督を受けてゐるものに、獸疫警察 (Veterinary Police Force) がある。該警察隊の任務とする所は、獸疫發生の際に、各種の檢疫規則を勵行し、獸疫の特發ない時には、動物虐待防止法 (Prevention of Cruelty to Animals Enact.) の下に檢疫官として行動する、とに存する。

醫務局獸醫部職員の外に、各地方衛生委員會に依て任命せられたる四名の檢疫官 (獸疫) と一名の副外科獸醫とがある。此等は獸疫治療所、屠畜場の監督、肉類の検査に従事してゐる。



## 第十六章 栽培用地として拂下げ得べき土地

馬來聯邦州に就て言へば、ペラ州のクアラ・カンダサ、南部ペラ、バタン・パダンの諸郡には、未だ拂下げられない大面積の土地がある。但し、南部ペラには、甘蔗の栽培の爲めに大面積の土地、油椰子栽培の爲め一萬二千英反の土地が政府の手に保留されてゐる。

スランゴア州に於ては、ウル・スランゴア郡(Diu Selangor)に八萬英反、ウル・ランガト(Diu Langkat)に一萬五千英反、クアラ・ランガト(Kuala Langkat)に四萬四千英反、クランに八萬九千英反の未拂下地がある。クアラ・スランゴアにも、大面積の土地がある。然し、ウル・スランゴア郡に於けるものの外、此等未拂下地は、何れも皆排水工事と交通機關の設備とを必要としてゐる。

ネグリ・スンプランに於ては、タムビンに於て、二萬五千英反、ヂェレブーに六萬七千英反、クアラ・ピラーに廣大なる面積、海岸地方に二、三千英反の栽培地として利用せらるべき土地がある。

バハン州には、廣大なる栽培用地がある。トゥメルロー(Temerloh)郡には、三百乃至四百平方哩、クアンタンには二十七萬四千英反、ベントンには十萬英反、ブカン(Pekan)郡、クアラ・リビス郡にも、夫々大面積の可耕地がある。

バハン州には、珈琲の栽培に適する未拂下地がある。バハンほどではないが、ネグリ・スンプラン州のクアラ・ピラー郡にも同一の目的に使用され得べき土地がある。リベリア珈琲の栽培に適する小面積の土地は、到處に存在するが、スランゴア州のクアラ・ランガト郡に於けるものは特記すべきものである。

甘蔗は、平坦なる海岸地に於て最も能く生長するやうである。但し、此の如き土地で、今後尙ほ拂下げられ得べきものは、南部ペラ郡に於けるものに過ぎない。

タピオーカ、ガムビールの栽培に適する大面積の土地が、バハン州にある。バハン州に於けるものゝ如くに大規模ではないが、ネグリ・スンプラン州クアラ・ピラー郡にも同一の目的に使用され得べき土地がある。

バハン州には、産油植物の栽培の爲め、特に政府に留保されてゐる土地が澤山ある。南部ペラにも、同一用として保留せられてゐるものが、一萬二千英反ある。スランゴア州のクアラ・ランガト郡に於ける未拂下地の一部、ネグリ・スンプラン州クアラ・ピラー郡に於ける土地も、多分産油植物の爲め使用され得る。

非聯邦州デョホアに於ては、タピオーカ、ガムビール、産油植物・珈琲其他一般熱帯植物の栽培に適する土地が獲られ得る。但し、茶、甘蔗の栽培に適する土地を此州に於て發見することは困難であらう。



ケデー州に於ては、茶、珈琲を栽培して、どれだけの收穫を擧ぐることが出来るか、換言すれば、此等の作物に對する土質の適否に就て、充分試験が出来てゐない。然し、此種作物の耕作に適當なる廣い面積の土地が同州にあるらしく見える。

タビオーカ栽培の爲めには、八五、七八五「ルロン」、古々椰子栽培の爲めには九二〇「ルロン」、亞弗利加原産油椰子の爲め一〇、五〇〇「レヨン」、蓖麻の爲め一、〇八〇「ルロン」、ガムビールの爲め九、二二〇「ルロン」の適當なる土地がケデー州にある。

パリス州に於ては、茶、甘蔗以外の熱帯作物の耕作に適せる、或限られたる面積の土地が在る。然し、該州には、面積に比較し、多數の人口が在住してゐるから、栽培業者の爲めに、大面積の土地を割くことは出来ない。

トゥレンガヌ州では、一九二二、一九二三の兩年に、王家所屬の土地を、州の所有に移したので、未だ手を觸れない大面積の農業用地が同州土地局の管轄を受くることになつた。而して、幹線道路の豫定地も、今や殆んど決定してゐるから、逸早く土地の拂下げを願ひしたる者が、後で願出づる者より、一層有利なる位地に置かれる譯である。

## 第十七章 勞 力

英領馬來に於ける天然資源の開発は、多くは輸入勞力に依て行はれてゐる。熟練勞働の使用は、小範圍に限られて居り、其れは主として支那から供給されて居る。不熟練勞働は、英領印度、支那、及び馬來群島の或物に於て募集せられる。馬來群島中、最も多くの勞働者を供給するものは、爪哇とスマトラである。而して、此二島から爲される勞働の供給は、數量の點に於て英領印度、支那に劣つてゐるが増減の餘地はある。

不熟練勞働に對する需要は、三つの方面から爲される。一は、現在に於て護謨を主要なる作物とする農場、二は錫鑛山、三は土木事業である。而して、現在農場は主として印度タミル人を使役し、鑛山は支那人、土木事業中建設方面は支那人、維持方面はタミル人を使用してゐる。馬來人は、大多數の彼等を以て其住民とせる馬來非聯邦に於て使用せられてゐる。

馬來半島に對する印度勞働者の渡航は、各自の自由意志に依るものである。元來印度人が、勞働者として、半島に渡來し始めたのは、ベンガル灣の東側に英國の政治的勢力が確立してから後のこと、即ち十九世紀の始めのことである。海峽植民地が、英領印度から分離したる後約三十年間、印度政府は、領内人民の海峽植民地に渡航する者に、或條件—其條件は時に依て異なつてゐたが—を



加へた。それで、印度勞働者の渡航は、一切の條件制限が撤廢せられた一八九七年まで、印度海峽植民地兩政府間に於ける衝突軋轢の種子となつたのである。

然るに、一九二二年の英領印度移民法(Emigration Act)は、印度勞働者の英領馬來への渡航を、再び印度政府の監督下に置いたのである。然し、該移民法の條章に從て設けられた施行細則は、英領印度人移民を英領馬來に招致する場合に於て、其基礎となつてゐる移民基金制度(Immigration Fund System 一九〇七年の創設に係る)と調和出来るやうになつてゐる。一九〇七年、移民委員が出來、移民監督官が委員長となり、英領印度マドゥラス管區内から呼入れた勞働者の勞働の高に應じ、一定の拂込金を各雇主より徴收するの權限を右委員に附與せる法律が聯邦州を通過した。該拂込金に依る収入が前記の移民基金で、該基金は、印度より渡來する勞働者の爲めに、勞働監督官之れを管理使用する。移民基金は、政府の一般歳入とは全然關係ないものである。移民基金制度を創設せる前記の法律は、今や勞働法(Labour Code)中に編入せられ、該制度を運用せる官吏を勞働監理官(Controller of Labour)とす。

移民基金設置の目的用途は、今日勞働法中に、精細なる注意を以て規定せられてゐる。即ち、老朽印度人勞働者、失業印度人勞働者、印度人勞働者の兒女、孤兒の爲めに合宿所を設置せざるべからざること、必要と認むる場合に、印度人勞働者を本國に送還すべきこと、救濟金を印度人勞働者

に附與すべきこと等が規定せられてゐる。前記合宿所が、現在に於て、クアラ・ラムパーに一箇所、彼南に一箇所都合二箇所存在する。

最近まで、政府が移民基金を運用するに必要な費用、例へば、其れに關係せる官吏の俸給、在印移民宿泊所の維持費、B I S 汽船會社—政府は、此會社の汽船に依て印度人勞働者を運搬することを契約してゐる—に對する補助金を支辨した。現在に於ては、此等の費用は、悉く基金より支拂ふことになつてゐる。

雇主が、勞働者を印度より雇入るゝ場合には、多く、元エステートの勞働者で、苦力募集の許可を得てゐるカンガニー(Kangany)と稱する者の手を煩はす。カンガニーは、雇主の依頼を受け、印度に於ける己が郷里に歸還し、苦力を集める。彼はマドゥラスに於ける雇主の財務代表から諸般の手数料を受領する。斯くて募集されたる苦力は、乗船出港前、英領印度政府の官吏たる出稼人保護官及び檢疫官の検査を受ける。

雇主は、苦力を雇入るゝ場合移民基金中より、苦力を馬來に招致するに必要な募集手當を受領する。此募集手當は、彼自身必要とする苦力を募集せんとするまで、彼の慾望を起さしむるには充分である。

上記記載するカンガニーに依て募集された勞働者の外、最近は、所謂自由渡航者の數が次第に多



くなつて來た。自由渡航者は、體格検査の結果、健康なりと認められた曉、移民委員に申出で、移民基金から渡航費を支出して貰ふことに依て、英領馬來まで無賃で渡航することが出来る。此等自由渡航者の大部分は、以前の雇主の下に歸つて行く舊雇人である。但し、彼等は、舊雇主其他特定の雇主の下に歸らねばならぬといふ何等の義務を持つてゐない。

印度人苦力一人の輸入費用は、三十八弗以下であると見積られてゐる。而して、是れは、直接雇主の負擔ではない、彼が苦力の雇入れに就て仕拂ふのは、移民基金への拂込金あるに過ぎない。即ち、現在の拂込金は、三箇月七十八日間労働として、一名に付二弗である。是れを一日の拂込高に計算すれば、一日の苦力賃銀の外に雇主は、約二仙五厘仕拂ふことになる。一九二四年に於ける拂込高は毎三箇月につき三弗である。

印度移民基金運用の範圍は、海峽植民地、馬來聯邦州、其他の英領である。トゥレンガヌ及びブルネイは此限りにあらず。

一九二一年國勢調査の際、英領馬來に於ける一、三五〇の農場に於て労働に従事せる二五八、〇〇〇の印度人苦力中、二〇八、〇〇〇人はタミル人であつた。残りの五萬人は、テルグ人、マライヤールム人、及びマドゥラス管區北方から來る少數のウルヂヤ人(उड़िया)からなつてゐる。印度人苦力が、エステートに留まる期間は、二乃至三年位である。であるから、現在數の労働者を維持しやうと思へ

ば毎年其三割五分を招致する必要がある。

労働局(馬來聯邦海峽植民地共通)は、總ての種類の労働者の保護指導に關する事務を取扱つてゐる。而して、労働監理官といふ馬來高等文官の一人が局長として事務を總攬してゐる。但し、支那人労働者に關しては、支那人保護部(Chinese Protection)の官吏が、彼等の労働に關する限り、労働法の規定に依て監督權を行使してゐる。其際労働局長と事務上の打合せを爲すことは勿論である。聯邦州に於ける労働に關する法規は既述の如く、一九二二年の労働法中に纏められ、海峽植民地に於けるものは一九二〇年の労働法(Labour Ordinance)中に一括せられてゐる。此等の法律中には、エステート労働者の健康、是れに關する雇主の責任等を規定してゐる。

然し、英領印度に於て、前述の一九二二年の移民法を制定せる際に、英領馬來諸政府と英領印度政府との間に行はれた交渉は、海峽植民地及び馬來聯邦州に於ける前記労働法の下改正を餘儀なくした。其結果生れた聯邦州新労働法は、一九二三年十月一日を以て施行せらるゝこととなつた。新法律に於ける改正の要點は、雇主と雇人との關係を、純粹に民法上の基礎の上に置けること、労働者の兒女の爲め學校を設くるの義務あること、婦人労働者に對しては、出産期に手當を支給すること、印度人労働者の場合に於ては、標準賃銀率を定むること等である。

契約苦力の制度—印度移民基金、支那人保護部は、始め此種契約苦力を保護する爲めに設けられ



たものである。これは印度人に關するものは一九二〇年に、支那人に關するものは一九一四年に廢止された。該制度は、尙ほ蘭領東印度勞働者に限り存在し、蘭領東印度勞働者保護法の規定に依り取締りを受けてゐる。

契約に依る勞働者輸入の方法が、英領馬來に於て發達しない理由は、募集費用の多額なること、印度人苦力の場合に於ける移民基金制度が、非常なる效果を示したことにある。然し、蘭領印度よりは、自由移民が、間斷なく馬來半島の西岸に流込んでゐる。其れが爲め、南部ペラ州及び其他の地方に於ては爪哇移民の爲め、小面積の土地が政府に依て分讓されてゐる。

支那人勞働者の保護監督を目的とする最初の法令は、一八七三年の支那移民法 (Chinese Immigrant Ordinance) である。然し、此法令は遂に施行されずじまつたやうである。一八七七年には、同様の法令が通過した。是れが、一八八〇年設置せられた支那人保護部の基礎をなしてゐる。契約勞働制度の下に、支那人勞働者は、支那に於ける苦力周旋員に依て募集せられ、周旋員は彼の前渡金と利益をば、新嘉坡に於ける支那人苦力周旋ブローカーより受取る。該ブローカーは彼に最も有利な條件で、受取つた苦力を引渡すといふ風であつた。支那よりの移民は今日と雖も、大體同一の手續で支那から渡つてゐる。前借して渡來する契約支那苦力は、前借金渡航費用を其雇主に支拂ふの義

務がある。然し、支拂は、法律に依て定められたる條件の下に行はれ得る。加是、支拂の義務は、純粹なる一の民法的行爲である。

一九二四年、新嘉坡に到着せる支那人の數は一八一、四三〇(？)、南部印度から來た印度人の數は四三、一四六である。又同地を去つた支那人數は八七、七四九人(？)、印度人數は三七、三三六人であつた。支那移民は、殆んど全部南部支那から來る。此等移民の大多數は、前記の方法で渡來するもので、農場より、直接雇入れらるゝ者は、比較的少數に過ぎない。

支那移民に關しては、印度移民基金類似の制度がない。然し、馬來栽培業者協會提議の下に、基金制度を設けることの可否、其方法等につき協議すべく、關係政府は協同して一諮問委員會を設け、勞働監理官を以て其會長としてゐる。

一九二四年、鑛山に於て勞働に従事せる苦力の數は一七、一一七名で、中一二、六一七名で支那人である。又同年に於ける農園勞働者の數は、二二七、一一七で、其中三五、七九二名が支那人であつた。

馬來には、失業問題といふものがない。然し、現に勞力に對して存する需要を充するに足るだけの供給はある。勞力の供給が常に安定してゐることが、自然勞銀を高く維持するといふ結果を齎した。支那人は他國の苦力よりも多くの賃銀を得てゐる。是れは、一部、彼等が爪哇人印度人の好ま



ない、餘分に骨の折れる形式の仕事に他に率先して従事することに起因するものである。

## 第十八章 産業組合

### 第一節 組合の沿革

英領馬來に、産業組合制度を設立することに就て取るべき最良法如何の問題は、土地農業銀行を設置し、該銀行を通じ、農民にクレジットを開いてやり、以前よりは、より良い途を開いてやるべしといふ議論があつたのに關聯し、官民の間に多年論議されてゐる所であつた。一九〇七年の頃、時の海峽植民地事務總長サーアーサーヤング(Sir Arthur Young G. C. M. G.)は、サイプラス島(Cyprus)に於て嘗て持つた産業組合運動に關する經驗から、海峽植民地に於ける村落農民の爲めに農業金融の途を開いてやることを提議した。然し、此の如き制度は、馬來人の間に就ては、實行覺束ないと告ぐる者があつた。然し、其後、一九一一年、聯邦州總務長官に任命せらるゝと共に、氏は委員會を組織し、農業貸附の問題を攻究せしむることにした。委員會は其後報告を提出し、農村信用組合制度は、馬來半島に於ては、到底成功覺束ないことを結論した。

一九一八年、信用組合制度に關する議論は再開せられた。議論を再開したのは、聯邦商業會議所で、其原動力となつたのは、クロッド(H. P. Clodd)、ロバートソン(J. Argyll Robertson)、ロブソン



(J. H. M. Robinson)の諸氏が編述せる無比の小冊子である。同じ時期に、新嘉坡住宅問題調査委員

會が、住宅建築組合の設立を各地に奨励する爲め、住宅協會を設立することを提議した。

一九一九年には、暴利取締委員が、購買組合の設立を提唱した。其れは、衣食の必需品、其他家庭内に於て使用せらるゝ物品が非常に高價であつたから、是れを引下げる爲めであつた。

一九二一年、聯邦州總務長官サー・ダブリュー・デ・マックスウェル(Sir W. George Maxwell, K. B. E., C. M. G.)は、聯邦州並に海峽植民地兩政府と懇懇し、産業組合制度を調査する爲め、二萬弗の經費を支出せしむることとした。其結果、馬來高等文官の一人が、緬甸に於ける産業組合制度を研究することになつた。該官吏は、其後英領緬甸に於ける信用組合制度に就て簡單なる報告を提出し、建築組合に關しても或意見を附し、更に、英領馬來に於て産業組合制度を設置する場合に於て、注意すべき諸般の事項を述べた。該報告は、一九二一年に公表せられた。斯くて、政府は一九二一年、聯邦州海峽植民地に於て、産業組合運動を開始指導し、是れを記録監督する爲めに一名の主管官を置いた。彼の事務所は、一九二一年タイピンに開設せられた。

## 第二節 産業組合に關する諸法規

産業組合の成立は、是れが組織及び監督に關する法令の制定を見ない限り、到底促進すること出来ないことが解つた。それで、是れに關する一議案が、一九二二年六月十九日聯邦立法會議に提出され、一九二二年七月一日法律第七號として發布された。該法律の規定に從て設けられた細則は、總務長官の裁可を経て、同年七月十五日の官報を以て公布された。當時、産業組合に關する諸般の運動は、馬來聯邦州にのみ限られてゐた。其理由は、海峽植民地に於ては、産業組合が聯邦州で成功したといふ事實が明瞭になるまで、既に一九二二年一月二十日の官報に公表したる産業組合法案の審議を延期するやう、豫め決定してゐたからである。前記聯邦州産業組合法及施行細則は、英領印度に於ける同法並びに施行細則に類似せるものである。

然し、海峽植民地に於ても、産業組合法案が、結局一九二四年の立法會議に提出され、一九二五年一月一日法律として發表された。同時に、該法の規定に依て總督の設けた細則も公布せられた。海峽植民地に於ける産業組合法は、聯邦州に於けるものを、只僅かに變更したもので範を英領印度の産業組合法に取つたものである。



### 第三節 産業組合の發達

一九二二年の後半、政府は、組合組織の任に當る者の選抜訓練、組合法に關する諸般の附則及び説明書の編述(馬來語にて)等に時を費し、組合其物の實現を見ること少かつた。故に、聯邦州に於ける産業組合の運動は事實上、一九二三年を以て始まつたものと考へることが出来る。

聯邦州に於ける産業組合が、如何にして組織運轉せられてゐるかに就て知識を得んことを冀ふ者は、産業組合局に於て發行せる附則、説明書、其他の文書を讀めば可い。今此等文書の重なるものを列記すれば左の通りである。

- 法律
- (a) 一九二二年聯邦法律第七號
  - (b) 該法施行細則
  - (c) 一九二四年海峽植民地法律第二十一號
  - (d) 該法施行細則

- 附則雛形
- (a) 俸給生活者貯蓄金融組合規則
  - (b) 農村信用組合規則
  - (c) 購買組合規則

(d) 機業者信用組合

#### 説明書

- (a) 俸給生活者組合に就て
- (b) 購買組合に就て
- (c) 農村信用組合とは何か

以上印刷物の或物は馬來語に翻譯出版されてゐる。

右の外、産業組合に就て、局より出版されてゐるものは左の通りである。

- (a) 英領緬甸に於ける産業組合制度を簡單に説明せる報告
- (b) 英領馬來の信用組合銀行
- (c) 産業組合は英領馬來に於ける研究題目
- (d) クリアンの馬來人
- (e) 組合購買の原理

産業組合運動開始後に於ける大體の經過を述べれば、最初當局は、主として信用の方面に最も意を注いだ。其れは、農夫及び小額俸給生活者をして勤儉貯蓄の効果を會得せしめて、苦痛なる借金より免れしめ、同時に信用組合を組織運轉する方法を了解せしめんが爲めであつた。此等の人々は、今や小なる農村金融機關、市街地金融機關を組織運用する方法を、極めて緩漫ながら覺えつゝある。



産業組合設立前、此等細民が財政上の不如意に陥つた際に有せし唯一の方法は、援助を政府に請ふことであつた。其れが出来ない場合には、彼等は苛重なる條件を課する所の質屋又は職業的高利貸から金銭の融通を受けた。

政府の官吏及び他の俸給生活者中に設立されたる貯蓄貸附組合は、此種組合に對する非常なる要求が昔あり、現在に於てもあるのと、此種の組合は組織經營が容易であるのと、協同自助の原則を彼等の間に植付ける恰好な楷梯であるので組織されたものである。一九二四年末に於ける此種組合の總數は十九で、組合員の數は五、七八五に達してゐた。而して、組合の拂込資本金は二五二、七一九弗である。又一九二四年中に於ける貸附の口數は一、四〇九、其總金高は三三五、三三五弗に上つてゐる。組合員が組合に預入せる金額は一、三一〇弗、組合の準備金は四、七八七弗である。

同様に、信用組合が、馬來人米作業者護護栽培者の爲めに設けられた。一九二四年末に於ける此等農村信用組合の數は二十で此等はペラ、スランゴア、ネグリ・スンプラン州の諸郡に跨つてゐる。該組合に屬する組合員の總數は、七二五、拂込資本金の總額は六、九四八弗である。組合員及他組合より預入又は借入たる金額は一四、五五〇弗、一九二四年中組合員に對して爲された貸附の口數は二九四、其金額二四、一九九弗に上つた。組合の準備金は總計七六九弗である。

小規模の購買組合を、諸方に設立することは容易でない。此等の組合は、大規模に品物の買入れ

をなすこと出来ず、從て卸賣値段に依て生ずる利益の恩典に浴することが出来ない。加是、理事者間に於ける經營能力の缺乏、組合員間に於ける興味及信用の不足、帳簿を整理し店を運轉するに適當なる人物を得ることの困難等は、英領馬來に於ける購買組合運動の順調なる發達を妨ぐる主因となつてゐる。即ち、二つの組合が創立されたが、一は設立後數箇月内に經營を中止し、他は目下經營順調なる状態にない。

以上は、主として、聯邦州に就て述べたものであるが、海峽植民地に於ては、組合運動が今丁度始つた所だと言つてよい。組合運動を促進する爲め海峽植民地立法會議は、一九二五年度の豫算中に於て、別に二萬弗の金額を認めた。産業組合關係の事務所が既に彼南に開設され、海峽植民地の管内に於ける産業組合の指導監督者として局長が任命された。

クアラ・ラムパーに於ける産業組合登記所には、組合の組織其他に關する參考圖書が備付けてある。此組合に就て智識を得んとせる者は、何時にても此等の圖書を借覽することが出来る。



### 第十九章 銀行

#### 第一節 郵便貯蓄銀行

郵便貯蓄銀行が、海峽植民地に設置されたのは一八七七年、ペラに於けるものは一八八九年、スランゴアに於けるものは一八九三年であつた。一九〇六年には、新しい法律が設けられて、貯蓄銀行が聯邦州の各地に設置さるゝことになつた。郵便貯蓄銀行に關する事務は、海峽植民地馬來聯邦州のあらゆる郵便局に於て取扱はれてゐる。一九〇六年の法律に依るものも、其以前設立されたるものも、預金は多年三分の利息で預つてゐる。預金は、總て英國、英國領土、英領印度の公債に投資せらるゝことになつてゐる。ケランタン、デヨホア、トゥレンガスの非聯邦州には、郵便貯蓄銀行もなければ、官立貯蓄銀行もない。只ケダ州には、一九二三年官立貯蓄銀行が一行設立せられた。

一九二四年、郵便貯蓄銀行に於ける預金者の數は、海峽植民地に於けるものは、一二、五四六、聯邦州に於けるものは二一、六五一、預金の高は、前者二、五三二、四〇二弗、後者二、一九九、三七六弗である。

#### 第二節 他の銀行

英領馬來の各方面に於て銀行業を營める銀行は左の通りである。

新嘉坡

Asia Banking Corporation	紐育	本店所在地
Banque de L' Indo-Chine	佛蘭西	
Banque Industrielle de Chine	同	
Chartered Bank of India, Australia and China (渣打銀行)	英國	
Chinese Commercial Bank, Ltd.	新嘉坡(?)	
華南銀行(株式會社)	日本	
Oversea China Bank, Ltd.	海峽植民地	
Ho Hong Bank, Ltd. (和豐銀行)	海峽植民地(?)	
Hongkong and Shanghai Banking Corporation	香港	
International Banking Corporation (萬國寶通銀行)	紐育	
The Wah Bank, Ltd.	海峽植民地	



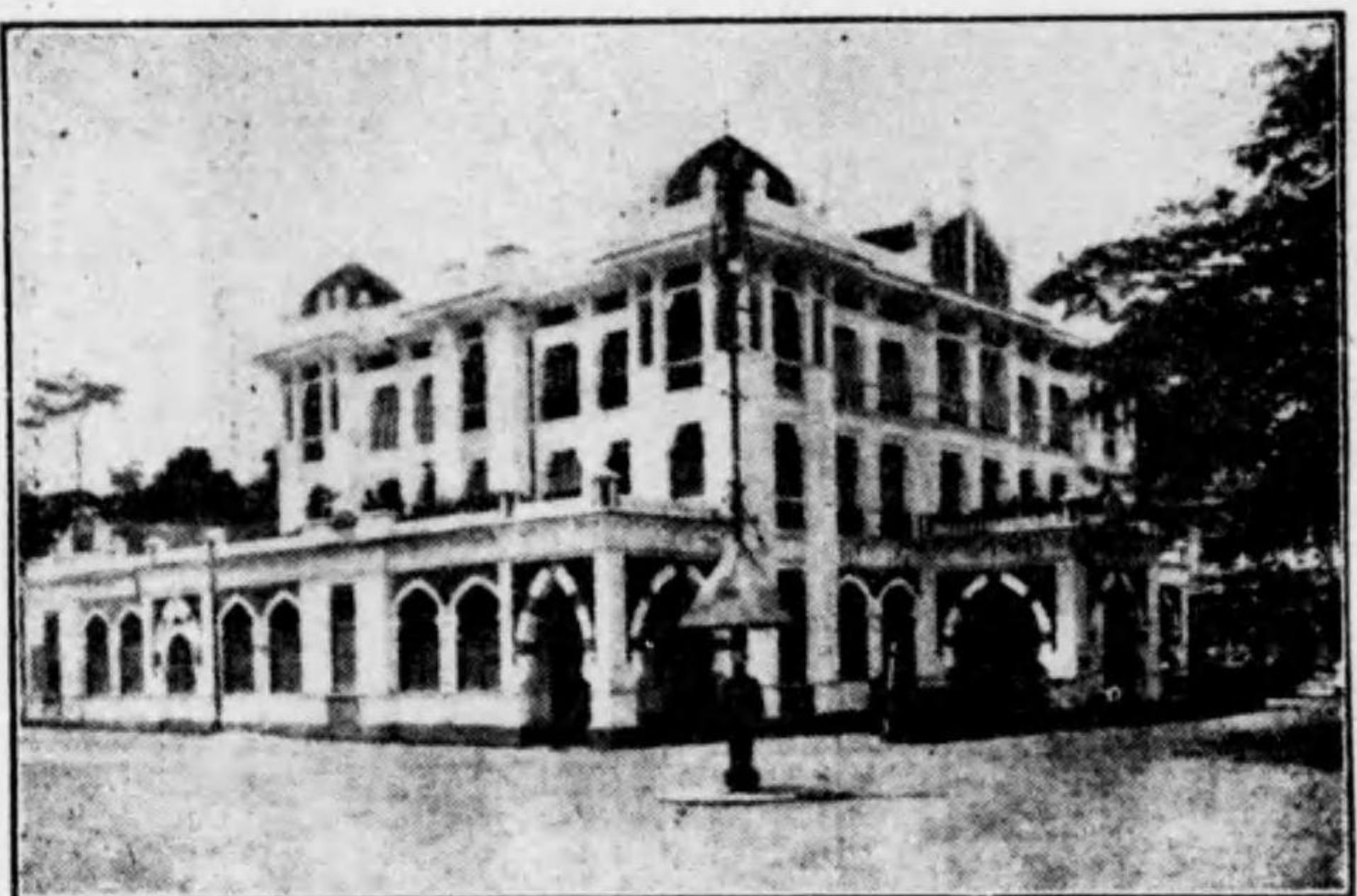
Mercantile Bank of India, Ltd. (有利銀行)  
 英國  
 Nederlandsche Handel Maatschappij  
 和 國  
 Nederlandsch Indische Handelsbank  
 同 國  
 P. and O. Banking Corporation, Ltd.  
 英 國  
 Sze Hai Tong Banking & Insurance Co., Ltd. (四海通銀行)  
 海峽植民地  
 臺灣銀行(株式會社)  
 日 本  
 橫濱正金銀行(株式會社)  
 日 本

彼 南

Chartered Bank of India, Australia and China  
 Hongkong and Shanghai Banking Corporation  
 Ho Hong Bank, Ltd.  
 Mercantile Bank voor Indie, Ltd.  
 Bank voor Indie, Ltd.  
 馬 拉 加  
 Hongkong Shanghai Banking Corporation

ス ラ 州

Ho Hong Bank  
 Hongkong and Shanghai Banking Corporation  
 Chartered Bank of India, Australia and China  
 Bank of Malaya (馬來聯邦州に於て設立)  
 スランゴア州  
 Chartered Bank of India, Australia and China



クンバ・ドーター・チャ、ーバムラ・ラアク

Hongkong and Shanghai Banking Corporation  
 Kwong Yik Banking Corporation, Ltd.  
 (スランゴアに於て設立)  
 Mercantile Bank of India  
 ネグリ・スムビラン州  
 Chartered Bank of India, Australia and China



ケダー州

Chartered Bank of India, Australia and China

デューホア州

Hongkong and Shanghai Banking Corporation

## 第二十章 鑛業

### 第一節 序 説

馬來半島の鑛業とは、取りも直さず錫鑛業のことである。

英領馬來には、金、石炭を含める他の鑛物がある。然し、錫探掘は、鑛業の全領域を占領すると言つても差支へない程に、他の鑛業に比して優越である。而して、吾々が馬來の錫鑛業といふときは、普通沖積層に於ける探掘作業を意味してゐる。何となれば、錫鑛業の大部分が沖積層に於て行はれてゐるからである。

沖積層中に於て行はるゝあらゆる形式の探掘法が馬來に於て行はれてゐる。即ち、最も幼稚なるものから、極めて複雑なるものに至るまで此處に實用せられてゐる。或少數の例外を除き、英領馬來に於て探掘せらるゝ錫鑛は頗る純粹で、試験の結果七二乃至七三の含有量を示してゐる。多くの場合に於ては、其れ以上の含錫量をすら示す。

現に行はれてゐる探錫の方法を示せば左の通りである。

(1) 狸掘。



(a) トラクと軌道とを用ふる方法。(b) 手のみ用ふる方法。

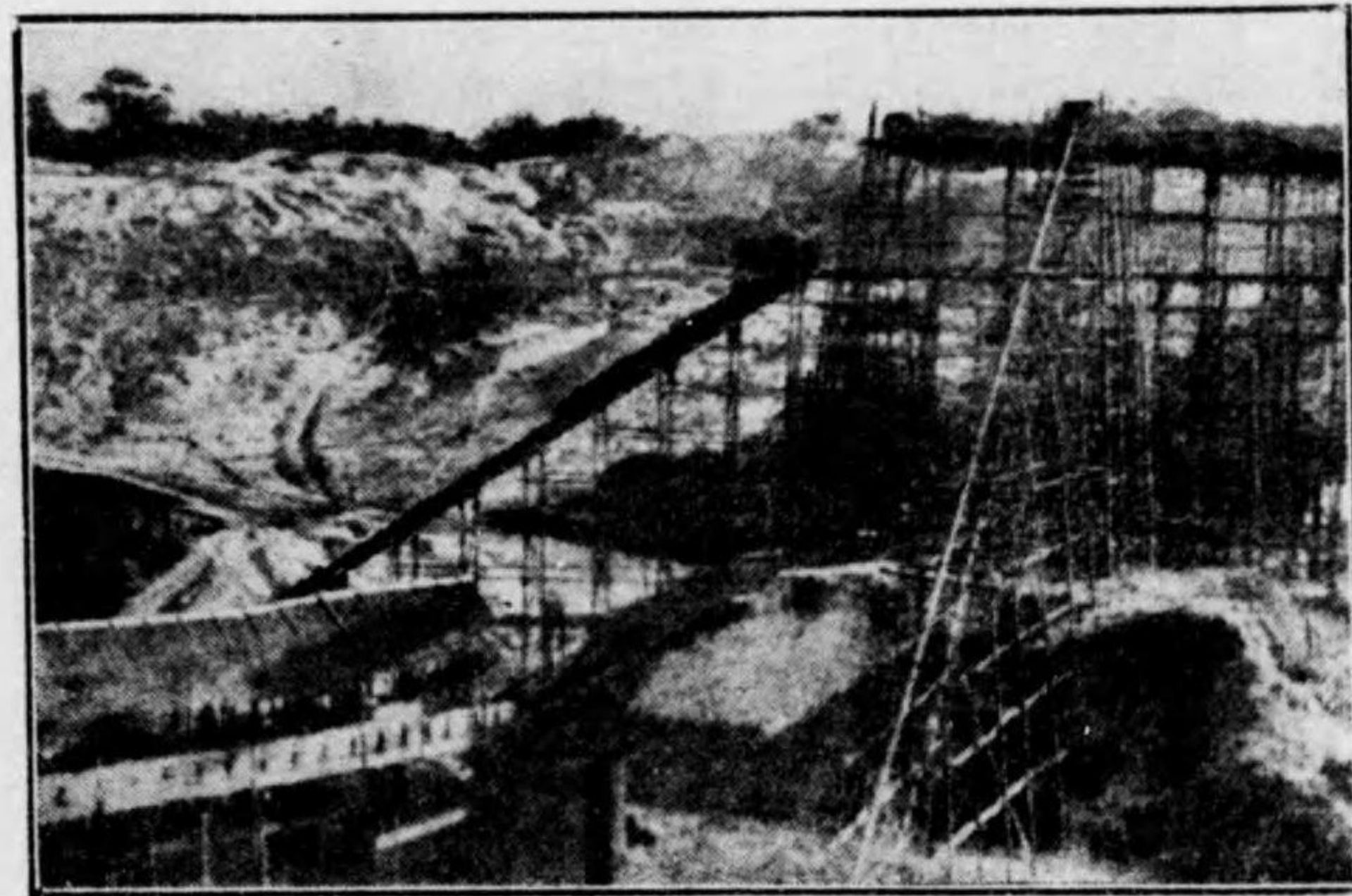
(2) 砂礫洗滌法。

(a) 壓力を加へた水を用ふる法。(b) 壓力を加へざる水を用ふる法。

(3) 水力採鑛法。

(a) 自然水壓の水を用ふる法。(b) 人工水壓の水を用ふる法。(c) 壓力なき水を用ふる法。

(4) 浚泥式採鑛法。(a) バケツを用ふる法。(b) 吸引



影光のり掘狸

式刃物 (Suction-Cutter)

(a) を用ふる法。

(5) 堅抗式採鑛法。

(a) 鑛脈に於て用ふる法。(b) 沖積層に於て用ふる法。

(6) 椀掛け法 (Dulang)

次表は、前記の諸方法に依て獲得せられた錫鑛の數量、馬來聯邦州に産出せらるゝ錫が、世界の全産額と、どんな割合になつてゐるかを示すものである。

年次	馬來聯邦州の錫産額(噸)	世界全産額に對する割合%	年次	馬來聯邦州の錫産額(噸)	世界全産額に對する割合%
一九二〇	四三、一一一	五四・〇	一九二四	五〇、一二六	三七・五
一九二一	四七、四七五	五二・一	一九二五	四九、〇四二	四〇・〇
一九二二	四七、二五八	四八・〇	一九二六	四六、七六六	三七・〇
一九二三	五〇、八四二	五〇・五	一九二七	四三、八七〇	三五・六
一九二四	五一、七三三	五一・九	一九二八	三九、八三三	三一・四
一九二五	五〇、九九一	五〇・二	一九二九	三七、三七〇	三〇・三
一九二六	四八、六一七	四六・二	一九三〇	三六、九三四	三〇・五
一九二七	四八、四二九	四六・五	一九三一	三四、九三四	二九・七
一九二八	五〇、八三五	四六・一	一九三二	三四、四八九	三六・二
一九二九	四八、七四三	四二・四	一九三三	三五、二八六	二七・〇
一九三〇	四三、八六二	三八・三	一九三四	三七、六四九	三〇・〇
一九三一	四四、一四八	三七・三	一九三五	四四、〇四四	三二・八
一九三二	四八、四二〇	三八・八			

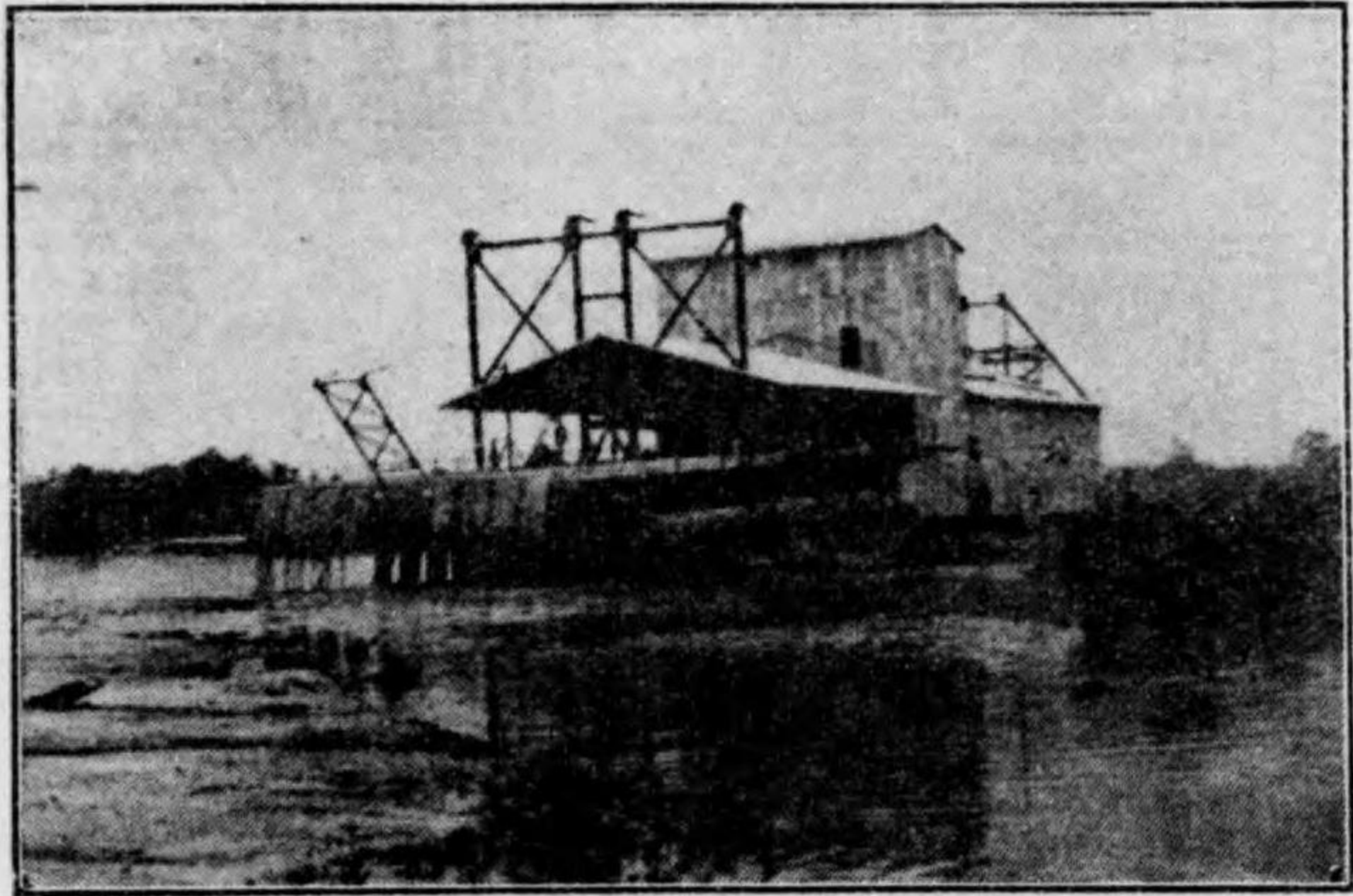


第二節

馬來聯邦州に於て採錫地として開發せらるべき土地

鑛業に依て開發せらるべき大面積の土地が、ペラ州のバタン・バダン郡に存する。然し、同じ州内でもキンタ郡に於ける豊富なる沈積物、ラルト郡(Larut)、クアラ・カンダサリ郡に於ける錫鑛區は、既に久しく採掘され、現に旺に採掘されつゝある。

スランゴア州では、ウル・スランゴア郡に大面積の鑛區が目下採掘せられつ



電力利用採錫ダゲヤ

ゝある。然し、尙ほ今後開發せらるべき大面積の土地がある。ウル・ランガト郡には、撈網にて採錫すべき約一萬五千英反の土地がある。此處には錫鑛が在るかも知れない。又クラン(Klang)には、錫を含んでゐると思はるゝ三百英反の土地がある。ネグリ・スンプラン州に於ける採錫業は漸次衰退しつゝある。

バハン州トゥメルロー郡、ベカン郡に於ける鑛業上の可能性に就ては、確定的に知られてゐない。ラウプ郡、ベントン郡には、未だ手を觸れてゐない大面積の鑛區がある。然し、ベントン郡に於ける鑛區に於ては、鑛屑の問題に就て困難が起るかも知れない。クアラ・リピスに於ては、錫及び金採掘の見込みがある。

ケランタン州には、鑛業の爲めに取得せらるべき約三萬五千英反の土地がある。

第三節 錫以外の鑛業

A。石炭。今日採掘されつゝある唯一の炭山は、クアラ・ラム・バーから二十五哩の距離にあるランタウ・パンジャン(Rantau Panjang)にある。此炭山を馬來石炭會社といふ。此炭山の産額は、一九一八年には一七〇、〇〇〇噸であつたものが、一九二四年には、三七二、七九五噸に上つた。

B。金。金は、目下ラウプに採掘權を有するラウプ・オーストリア探金會社に依て採掘されてゐるのみである。金の沈積は、ラウプ系の石灰質岩石中に於て鑛脈の形をなして存在する。ラウプのコンセッションは、昔し多くあつた金山中、今日まで残つてゐる唯一のものである。ラウプの金坑は既に三十年間採掘されてゐて、其深さ九百四十呎に達してゐる。該坑の産金量は、一年一四、〇



○「オンス」である。金山に於て使用せる電力は、該金山から七哩半隔たつてゐる瀑布に根據を置ける水力発電所から供給されてゐる。該発電所の能力は、約一、三〇〇馬力で、電流は一萬ボルトを以て送電され、双方に變壓所の設けがある。採掘は、普通に見る鑿坑横坑の方法に依て行はれてゐる。而して、土塊は、階段掘り (Stomping) の方法に依て取出されてゐる。鑛石は、此種鑛山に於て見る普通の工場で處理されてゐる。然し、最近別にシアニッドで金鑛を處理する工場を建てたが完全に成功を収めた。

砂金は、錫鑛と共に、二三の他の場所から採取せられてゐる。此處に「他の場所」とは、ネグリスマビラン州のクナボイ (Kunabo) 及び其他の場所、バハン州のベントン、ペラ州のピドア等を指していふ。此等の地點からは、一年約三千「オンス」の砂金が得られてゐる。リビス河の流域で馬來人は、頗る原始的な方法を以て金を採取してゐる。

過去二十年間英領馬來に於ける産金の量は、約三二、〇〇〇「オンス」である。

C。タングステン鑛。ウォルフラムは、普通錫鑛の副産物として採掘せられてゐる。然し、トゥレンガヌ州、ケダ州に於けるが如く、例外的に其自身の爲めに採掘されてゐない所がないではない。

灰重石 ( $\text{CaWO}_4$ ) は、普通石灰岩と結合してゐる。該鑛物が多量に存する場合には、狸掘りの方

法に依て採掘せられる。

他の多くの事業に於けると同じく、タングステン鑛の採掘にも、非常なる浮沈動搖があつた。歐洲戰爭中はタングステンの價格暴騰せる爲め、馬來聯邦州に於けるタングステン鑛の産額も、一年平均六百五十噸に達したが、今日では一年僅かに六十噸を産出するに過ぎない。

#### 第四節 鑛物存在の様式

A。錫。錫鑛は、酸化物たる錫石として常に存在するが、種々の形態で現はれる。餘りないことではあるが、該鑛は、時として大なる結晶として現はれる。然し、最も普通に、色々な大きさの砂として出て来る。即ち、豌豆大の結晶となつて出て来るものあれば、極めて細かな粉末として出るものもある。色は概して帶褐黑色であるが、純白又は青色又はルビー色のものから殆んど純黑色にまで亘つてゐる。

錫鑛は、沖積層—其中には錫鑛があることもあれば、ないこともある—の下に横はつてゐる、花崗岩の崩壞に依て出來た砂礫層—其層中には石英と白粘土とがある—中に普通に存在する。該鑛は、本來原生鑛物として發見せらるゝこともあれば、花崗岩中に鑛條鑛脈として存在することもある。片



岩中に於ける鑛脈中に、而も石灰岩中に於ける毒砂又は黄鐵鑛と混合して發見せらるゝこともある。又方解石に依て融合せられたる黄砂の形で存在することもあれば、ゴーベン其他の地方に於ける一大特色であるやうに、漂礫土の大なる沈積中に散布せられて、可成りの數量に亘つて發見せらるゝこともある。

錫鑛の最も豊富なる沈積は、石灰岩又は其他の岩石が花崗岩に接續してゐる地點に在る。それで、キンタ谷の如く、石灰岩が中央に介在し、花崗岩の山が其双方に控えてゐる所では、高所から望見すれば、新舊の錫坑が谷の兩側に列をなして竝んでゐるのが解る。而して、農業地が錫坑の真中を縫ふて走つてゐるのが解るであらう。是れには勿論例外がある。而して、從來とても、多量の錫が、石灰岩上に横はつてゐる沈積から得られた實例がある。

バハン州の東岸には Palang Consolidated 會社の採掘する水成岩中に、廣大なる面積に亘る沈積がある。大なる多數の脈統が此處に存在し、花崗岩にまで連なつてゐる。此處の沈積は、コーンウォール (Cornwall) の其れに酷似してゐる。バハンの此鑛區は、實に世界に於ける最大錫鑛山の一である。錫鑛の存在は頗るまち／＼で、花崗岩の存在必ずしも錫鑛の存在を意味しない。然し、概言すると、花崗岩が酸性であればある程錫存在の可能性多く、反對に錫の多く存在する所では、花崗岩が酸性である。

B。タングステン鑛。タングステン鑛は、半島諸處に、錫鑛と一緒に發見せられる。該鑛の最大沈積はケダーとトゥレンガスとにある。電氣石は、普通タングステン鑛と同一場所に發見される。灰重石は、ペラ、スランゴア州に於ける石灰岩接觸帯の附近に發見せられる。螢石は、普通タングステン鑛と共存するが、非常に濃化された形を取つてゐることがある。

C。金。金は、半島の色々の部分に、火山系統及び輕度の酸性花崗岩と共に存在する。然し、主としてバハン州、ネグリ・スンプラン州に於て發見せられる。即ち該鑛は、ネグリ・スンプランの南界線から、バハン州を通過し、南部ケランタン、南部暹羅に亘る一帯の地に存在する。ペラ河の上流に於ける、ペラ州の部分に於ても亦發見せられる。又僅少ではあるが、ピドア地方に於ては、錫鑛と混合し、現今毎月約三百オンスの金が同地方から採取せられてゐる。

D。モナザイト。モナザイトは、英領馬來の到る處に散在してゐる。唯然し、其數量は大したものではない。モナザイトは、普通錫鑛と共に在してゐるが、磁氣力に依て該鑛から分離せられる。モナザイトの市場は一向安定しない。

E。陶土。陶土は半島多くの場所に存在する。而して、只單に分量が多いのみならず、質も亦頗る優良である。

F。石灰石。石灰石は、箇々獨立せる巨大なる岩塊として存在する。而して、其形狀性質、能く多



種多色の大理石製品を製造するに適してゐる。

G。磷酸鹽。磷酸鹽は、石灰岩山の洞穴内に存在する。

H。石炭。第三紀層の殘骸中には、褐炭の部類に屬し、油分の極めて少量な石炭がある。此種石炭は、スランゴア州のランタウ・パンチャンに於て、成功的に採掘され、鑛山、鐵道等に於て使用せられてゐる。クアラ・カンダサー附近のエンゴアに於ても、少許の埋藏量があり、目下採掘されてゐる。

I。石油。馬來半島に於て石油を發見することの可能性は、大にありとは決して言はれない。石油の存否を決定する爲めに在る證據は、多く消極的であるか、然らずんば否定的である。バーナム河の河口に近く鑿井し、五百三十七呎の深さに達したが不成功に於つた。

### 第五節 鑛業法の要點

鑛業用の土地は、次記三方法の一に依て獲得さる。

A。鑛業地租借人より租借權を譲受ける法

B。先づ探鑛許可證を受け、然る後或特定の場所を限り探鑛許可を願出で、許可證を得る法

C。探鑛の許可を直接政府に出願する法

鑛業家が、Aに記載する方法を取らず、且つ或土地が事業計畫中の一部分をなし居らざる場合、彼等は、今日普通第二の方法に依て先づ探鑛許可證を得、然る後鑛業地を獲得する。

探鑛許可證は、探鑛せんとする區域を管轄する郡長を通じて提出せなければならぬ。願書提出の際、出願者は、探査を行はんとする場所の位置に就て、充分承知し得る程度の智識を郡長に與へねばならぬ。聯邦州鑛務局は、出願者及び彼が願出の内容に就て詳細なる報告を提出することを命令する。然し、探鑛の許可に關する最後の決裁は、知事の權限内にある。探鑛許可手数料は百弗（約十ギニー）を下らざる規定である。探鑛許可證は、該證の名義人に對し、許可證中に記載せられたる鑛物を探査する權利を與ふると同時に、探査の際に於て發見せる鑛物の處分權を附與するのである。探鑛權所有者が、探鑛權を獲得することを希望し、且つ探鑛中に於ける彼の行爲が州知事を満足させる場合に於て、彼は探鑛許可證中に記載せられたる土地の或部分を、探鑛地として選擇するの權を有す。彼の探鑛作業が不充分であるときには、州知事は彼に向つて右の如き選擇權を與へず。

鑛業地租借權は、該鑛業地の存在する郡の土地課に願出することに依て獲得せられる。願書には、精確に土地の位置を指摘し、土地課長が該土地を發見し、且つ測地技術者が是れを測量し得る程度に詳細なる記述が含まれてゐなければならぬ。同時に、出願者は、或金額の現金を郡に保證金とし



て寄託することが必要である。州知事が願意を聴許すれば、土地は官憲の手に依て測量され租借権が附與せられる。然し、願意が聴許せらるゝと共に採掘を開始せんとする場合、或は政府が測量を終らざる中に採掘せんとする場合には、鑛業假許可證(Certificate)が發給せられる。該許可證は、採掘地の境界の大約を示し、採掘権が愈々附與せらるゝと共に返納せねばならぬ。斯くて拂下げられた土地に對しては、一英反當り十弗(一磅三志四片)以上の拂下料を仕拂はねばならぬ。

鑛業地租借人の諸權利は左記の通りである。

- (1) 採鑛許可證に記載せる鑛物を採掘獲得し、是れを處分する權利
  - (2) 業務經營の爲め必要な建築物を造營し、鑛山使用人に必要な野菜を栽培し、家畜家鶏を飼養する權利
  - (3) 租借地内に發見せらるゝ林産物を租借者自身の爲めに利用する權利。但し右林産物は租借地域外に搬出せられてはならぬ
- 鑛業地租借人の遵奉せねばならぬ條件は左の通りである。
- (1) 地代の支拂(普通一英反年額一弗—二志四片)
  - (2) 境界線の開放
  - (3) 許可證交付後六箇月以内に採鑛作業を開始すること

- (4) 次の六箇月内に約定數の苦力を雇備すること(約定數は普通一英反一苦力である。然し動力を使用する處では、一馬力を入苦力として計算する)
  - (5) (4)に記載する勞力に關する條件を、十二箇月以上守らざる等のことをなさざる
  - (6) 租借人は、租借地内に發見せらるゝ、あらゆる鑛脈を採掘するやう命令さるゝ場合あること
  - (7) 採掘は、秩序的に、技術上の原則に従つて行はるべきこと
  - (8) 政府の官吏は、何時にても鑛業租借地内に入ることを得ること
  - (9) 政府に於て必要と認むる通達告示は公示さるべきこと
  - (10) 公共の目的に使用する場合政府は無償にて租借地内にある岩石、砂礫等を搬出し得ること
  - (11) 鑛業者は、正規の帳簿を備付すること
  - (12) 隣接地に出入することを合理的に要求する場合其要求を容るゝこと
  - (13) 租借地内に使用せらるゝ労働者の健康と安全とを圖る爲め適當なる施設を爲すこと
- (1)(3)(4)の條件を遵守せざる者は、租借権を沒收せらるゝことがある。
- 租借地は轉貸することが出来る。轉貸の場合、前記鑛業上の條件は、租借人に對してのみならず、轉借人に對しても有效である。租借人が租借の義務條件を遵奉することを管轄知事に於て認めたる場合租借権は更新さるゝことが出来る。



水利行政は總て國家の手に在る。鑛業上の目的の爲めに水を十二箇月以上使用せんとする場合、水の利用許可證は、鑛業法の規定に依り州知事に依て發給せられる。十二箇月以下なる時は、鑛山支局長に於て許可證を出すことが出来る。其他輕微なる水の分配に就ては、鑛山技師に於て決定を爲することが出来る。

鑛業者は、業務を經營する際に於て次の如き規則を遵守せねばならぬ。此等の規則は一九一二年の鑛業法に詳細に説明されてゐる。

- (1) 爆發物の貯藏及び使用に就ては、取締規則を嚴守すること。
- (2) 死傷者を生せるが如き突發事件は、即刻其筋に報告せねばならぬ。鑛務局に於て該事件を調査し、其原因が何者かの不注意失態に在ること明かなるに至る時は、鑛務局は事件を法廷に移す。
- (3) 鑛業地支配人は、鑛山取締規則を制定することが出来る。該規則は、政府の承認を得れば、法律と同一の效力を有するものである。
- (4) 掘起された岩屑(Overburden)は、鑛山技師の許可ある場合に於てのみ、未だ採掘されない土地に堆積することが出来る。鑛山技師は、岩屑、鑛滓(Tailings)を何れの地點に置くかに就て指揮を與へ得るのである。鑛尾は殆んど總ての鑛山に於て生ずるものであるが、斯る鑛山に於ては、流水「ガロン」につき八百「グレイン」以上の固形物を運搬させないやうに、堤防其他を

- 設けて是れが流失を防止せねばならぬ。此規則は、或鑛山に於ては、經營者をして大規模の鑛尾堰止工事を施設せしむるやうになる。モーターを利用し、水壓に依て採鑛を行へる鑛山に於て殊に然りである。鑛尾堰止工事は、鑛尾を保持するに充分なる場所を持つてゐない山側に於て、事業を經營する鑛山に於ては殊に困難である。かゝる場所に於ては、間々山間にある河流全體を包容する處の大堰堤工事を爲し、一方に於ては、鑛尾の流失を防止すると同時に、他の一方に於て豪雨の結果氾濫せる水を自由に流下せしむるが如き結果になる。
- (5) 堅坑の開鑿は、許可を得て後始めて實行さるべきものである。堅坑のみならず、地下に於ける鑛物の採掘を取締る爲めには種々の規則が設けられてゐる。
  - (6) 水力採鑛は、如何なる形式のものとも雖、許可を得て始めて行はるべきである。

### 第六節 錫輸出税及諸掛り

錫鑛業者の支拂はねばならぬ諸掛りは左の通りである。

- (1) 輸出税
- (2) 熔鍊費



(3) 運賃

然し、彼が採掘せる錫鑛が品質劣等である場合、又は他の金屬と混合し精鍊されない前に此等の混合物が取除かれねばならぬ場合には、取引値段が更に切下げられる。  
英領馬來に於ける錫の輸出税は從價税である。即ち左の通りである。

一噸當り錫價格(磅)	輸 出 税 %	一噸當り錫價格(磅)	輸 出 税 %
一〇〇	一〇・〇	二六〇	一四・〇
一一〇	一一・〇	二八〇	一四・一
一二〇	一二・〇	三〇〇	一四・三
一四〇	一四・〇	三二〇	一四・四
一六〇	一六・〇	三四〇	一四・五
一八〇	一八・〇	三六〇	一四・六
二〇〇	二〇・〇	三八〇	一四・八
二二〇	二二・〇	四〇〇	一四・九
二四〇	二四・〇		

右表に現はれた輸出税は、取引の際錫鑛の買方に依て差引かれ、各輸出港に於て政府の手に依て徴集せられる。錫鑛が、海峽植民地、英國、又は濠洲に於て熔鍊さるゝ場合に於ては、該輸出税は、錫鑛に對して課せらるゝ唯一の税金である。然し、該鑛が右以外の地方に輸出さるゝ場合には、「バーラ」(一バーラは三擔)に付更に三十弗(四百封度に付三磅十志)の税金が賦課せられる。

熔鍊費は、一擔に付約二弗二十仙(一噸に付四磅六志)である。

運賃(熔鍊場までの)は、産地に依て異なるも、一擔平均一弗六十仙内外である。即ち、噸當り三磅十二志八片である。

第七節 鑛務行政

鑛業は、鑛務局に依て監督せられる。鑛務局長(Senior Warden of Mines)、ペンラ、スラ、ンゴアの各支局長、ネグリヌムピラン、パハンの各副支局長、及び數多の鑛務技師に依て組織されてゐる。鑛務技師は、適當なる資格を有するに至ると共に副支局長に榮進する。此等官吏は、總て政府に於て認められたる鑛山大學の卒業生で、鑛山に於て勤くとも三年間實地經驗を積める者の中より選任せらるゝものである。

鑛石の取引は鑛石法(Mineral Ores Enactment)の下に、鑛務技師之れを行ふ。又鑛山に使用せらるゝ機械の安全、利用に關する問題は、機械法(Machinery Enactment)規定の下に、機械技師が取扱ふことになつてゐる。此等法律の運用及び法律に依て設けられたる官吏は、總て鑛務局長の行政的監督の下に在る。



## 第二十一章 商業と貿易

世界何れの地方でも、其通商貿易に影響を及ぼす重なる要素は、其地理的位置、海岸の特色、地質學的構造、氣候、ラスト・パットナット・リースト、住民の特質である。

先づ、英領馬來の地理的位置に就て見ると、歐洲大陸の反對側に倫敦があり、支那大陸に面して香港があり、貿易上非常に有利な地位を占めてゐると同じく、英領馬來殊に其大貿易港たる新嘉坡は、赤道に達せんばかりに南に延びてゐる亞細亞大陸の指頭に置かれ、通商上無比の優秀なる位置を保つてゐる。英領馬來は世界に於ける大水路の要衝に當り、生産力の最も豊富なる群島の附近に介在してゐる。

次に、海岸に就て見れば、大陸の部分たる英領馬來の海濱は、全體的に言ふと、大なる海港を開くに適しない。然し、其兩端に位する新嘉坡と彼南は、大航洋船の出入に適し、半島の他の部分とは、鐵道及び多數の小沿岸汽船航路に依て結合されてゐる。而して、別にジャンク、トンカン其他多數の土人船があつて、地方的に商業を營んでゐるのみならず、外國貿易にすら従事してゐる。馬來の西岸に在るポート・スウェテナムは、大陸に結付いてゐる唯一の港灣であるが、東洋貿易に従事する汽船位ならば、どんなものでも其處に出入することが出来る。七艘といふ多數の航洋船と、數多の

沿岸航路汽船とを、同時に該港に於て見ることは稀しいことでない。

西海岸に於ける淺海と、東海岸の河口に介在する淺洲とはポート・スウェテナム以外の港を、今日以上に開發することの可能性を封じてゐる。然し、是れには一の重要な例外がある。ディンディンヌに於けるルムト(Lumut)といふ小港は即ち其れで、該港は構造が自然的であるばかりでなく、非常なる自然の景色を控へてゐる。港は深水を湛へ、如何なる大船巨船と雖も此處に碇泊することが出来、外にはバンコーア島があつて出入の船舶を保護してゐる。ルムトには、現今鐵道の連絡がない。然し、將來該港が鐵道に依て馬來縱貫鐵道に連絡せらるゝことになれば、只單に馬來本土に於ける最大なる港となるのみならず彼南に對しては、競争港として一の大なる脅威を形成するであらう。

次に、英領馬來の地質學的構造は、大規模なる製造工業を樹立するに適してゐない。優良なる鐵礦は、成程多量に英領馬來に發見せられる。然し、其れは、石炭産地の眞近にない。加是、馬來の石炭は、礦物の熔鍊に適してゐない。英領馬來の繁榮の一原因をなしてゐる礦物は何と言つても錫で、其處此處に産出せらるゝ錫は頗る大量で、全世界に於ける錫の給源の重要な一つとなつてゐるのである。

次に、英領馬來の氣候は熱帶的である。其雨量は頗る大にして、一年中大體平均に行亘つてゐる。



従て、熱帶的産物の何れの栽培にも能く適してゐる。然し、氣候の關係から見ても、羊毛製品に對しては、地方的に需要が少ないといふことが容易に了解される。

最後に住民に就て述べると、英領馬來が、其産業上の開發を、土著人民に一任してゐたならば、同地の産業は、依然沈滞してゐたに相違ない。然し、外來者である支那人及び歐洲人の頭腦と精力とは、土地に於ける豊富なる天然資源と相俟つて、英領馬來に於ける資源開發上の進歩を、世界に於て類例少なきものに到らしめたのである。

英領馬來に於ける主産物は、錫並に熱帶農産物である。一九二四年聯邦州から輸出された錫の數量は四四、〇四噸で、世界に於ける全産額の三二・八%を占めてゐる。是れに對し、蘭領東印度に於て同年産出せられた錫は、三二、〇〇噸、ポリアに於けるものは約三〇、〇〇噸であつた。

馬來半島に産出せられる錫の大部分は、新嘉坡に輸送され、其處で熔鍊される。然し、彼南に於て取扱はれてゐる錫の數量も決して少いとは言はれない。馬來半島に於て産出せらるゝ錫は、世界最良との評がある。然し、錫取引の上に於ける新嘉坡の價値は、馬來半島の錫に依てのみ決定する譯ではない。新嘉坡は、蘭領東印度に於て産する錫鑛の大部分を取引するのみならず、濠洲の錫鑛すらも取扱つてゐる。

馬來半島は、殆んどあらゆる種類の熱帶産物の栽培に適してゐるが、護謨の齎せる好値は、該地

に於ける農業を護謨にのみ集中せしめ、他の農産物の栽培を等閑視せしむるに至らしめた。唯一の例外はコブラである。コブラの齎す總價額は遠く護謨に及ばないが、産額及び價額の點に於て其次に來るべき價値を持つてゐるものである。

次に、掲ぐる諸表は、最近十年間馬來聯邦州から輸出された錫、護謨、コブラの數量及び價額を示すものである。

年	度	數量 (噸)	價額 (磅)
九	五	四八、〇五一	七、一七六、〇五四
九	一	四五、〇二四	七、五三二、四三八
九	六	三九、九九二	八、五一九、七五八
九	七	三七、九五三	一一、一〇一、二一四
九	八	三六、九八〇	八、七四五、六三六
九	九	三五、〇三〇	一〇、三四五、一八八
九	〇	三四、五七〇	五、八四三、二五四
九	一	三五、三一二	五、五七三、〇五三
九	二	三七、六五〇	七、四九三、三四三
九	三	四四、〇四四	一〇、六八九、一四七



年次		數量	價額
年	次	(噸)	(磅)
九	五	四四、五二四	一〇、八九七、六三五
九	六	六二、七六五	一七、二一九、二三三
九	七	七九、八三一	二二、〇九八、九六一
九	八	七八、二八三	一三、五六三、八九三
九	九	一〇六、四五三	二二、〇五九、二四四
九	〇	一〇一、三二七	二〇、八五〇、八五〇
九	一	九四、五二二	七、八六七、一三五
九	二	一二八、四六二	八、七一一、四二〇
九	三	一〇一、三一一	一三、二九九、五二二
九	四	九三、五〇七	一一、四〇七、八六九
九	五	一三、九三八	二一四、四九三
九	六	一四、八二四	二四九、八七〇
九	七	二一、〇五五	二九二、二六五
九	八	二五、四九〇	三五六、二二一

年次		數量	價額
年	次	(噸)	(磅)
九	九	二六、六五〇	六〇〇、四三四
九	〇	二四、九九九	一、〇七五、二六八
九	一	三六、二一一	八八三、一三二
九	二	四三、三七〇	一、〇二〇、三一六
九	三	四九、〇四九	九五五、五八二
九	四	五三、一九七	一、二二四、七八五

護謨の外、籐、胡椒、タビオカ、パインアップル、罐詰等が馬來聯邦州から輸出されてゐる。但し、土著人民の大部分の主食物たる米は地方的需要を充すだけ産出せられない。其結果、多額の米が他から輸入せられなければならない。砂糖、珈琲、胡椒等は、英領馬來に於て能く發育する農産物であるが、今日は、是れが栽培の見るに足るものが少ない。

新しき農産物を馬來半島に輸入しやうとしたのは、全く最近のことである。此等の輸入作物中、將來最も有望なのは、亞弗利加原産の油椰子である。二三の油椰子園が、既に植付を了し、其内の一つが、最近結實し、油と核との輸出を始めた。

廣濶なる牧場がないといふことから、屠殺獸の飼育が、極めて小規模にしか行はれないといふ結果になつてゐる。従て、支那と暹羅からは多數の豚、印度からは大数の牛、羊、山羊、濠洲からは多額の冷蔵牛肉、山羊肉が、間斷なく英領馬來に輸入されてゐる。



英領馬來自體に於ける製造品の數量は殆んど論ずるに足らない。從て、各種製造品は、英領馬來に於ける最も重要な種類の輸入品となつてゐる。

護謨園と錫鑛山とは、多種多額の機械を使用してゐる。而して、殆んど全く此等を外國から輸入してゐる。

總ての種類金の物、絹綿布及び其製品は、英領馬來に於て多量に需要せられる。

英領馬來の外國貿易の約七割は新嘉坡彼南の二港を通じて行はれてゐる。英領馬來の港灣は名義上自由港であるが、酒、煙草、石油に對しては輸入税を課してゐる。

新嘉坡の貿易は、該港を通じて半島に輸出入せらるゝ商品の數量價額のみによつて測定することは出来ない。新嘉坡は、半島は勿論、全東印度群島に於ける貿易の中心地である。加是、其觸手は、東は支那日本亞米利加に及び、南は濠洲新西蘭に達し、西は印度亞弗利加、歐羅巴に伸びてゐる。殆んど、あらゆる國籍の船舶が、該港に碇泊し、其埠頭と「ドック」は、世界に於ける此種施設中で最も繁忙なるものゝ一と稱するも過言でない。殊に、其積換貿易は、是れに關する記録がないから、正確に知る由もないが、恐らくは世界に於ける最大のものであるであらう。夥しき數量の商品が、陸揚すらもされず、只船腹のみを換へ、仕向先きに積送される。何人も豫想すべきが如く、石油と石炭とが多量に輸入せられ、主として此處を通過する汽船の「バンカー」として使用せられる。

新嘉坡は、複雑なる交通網の中央に位し、帝國の國防上重要な位置を占めてゐるので、印度、新西蘭、濠洲の安全を圖り、且つ英帝國內の貿易を保護するといふ必要上、近く海軍根據地とならんとしてゐる。該港が海軍根據地として完成すれば、英本國から香港に至る石炭の積取地點、海軍の鎮守府が、完全に連絡せられることになる譯である。

馬來非聯邦州の貿易、殊にケダ、ヂョホアの貿易も、近年著しく發展してゐる。然し、此等諸州の貿易は主として海峽植民地馬來聯邦州を通じて行はれてゐるに過ぎない。非聯邦州には、航洋船の碇泊に便利なる良港がないから、此等の諸州が、諸外國と直接貿易を開始するに至るであらうといふことは、少くとも最近には到底期待されない。

次に掲ぐる諸表は、最近四年間に於て、英領馬來全體と諸外國との間に行はれたる輸出入貿易價額、最近五年間に於ける馬來聯邦州と聯邦州以外の地方との間に於て行はれたる輸出入貿易價額を示すものである。

◎英領馬來の輸入貿易(價額の單位磅)

年次	仕出地	英國	英領土	外國	輸入商品合計	地金銀、金銀貨	累計
一九二一年		11,000,000	11,000,000	21,200,000	5,200,000	2,200,000	5,500,000



一九二二年	八三二七四五	三三〇七二七	五三、三九五四	一八八四八八	五四、九四八〇三
一九二三年	九三三四八七	一四三七、〇六	六七、三九四二	一八四六七四	六九、〇八一〇五
一九二四年	一〇、六〇五三四	一六、九三四一五	七五、九八〇六	一五、六一七二	七七、五九三〇九

◎英領馬來の輸出貿易(價額の單位磅)

年次	仕向地	英國	英領土	外國	輸出商品合計	地金銀、金銀貨	累計
一九二一年		七四、六六五二	六、七四七、〇三四	三、四五六、八七三	四、七七〇、五五七	一、八六六、七八五	五〇、五七三、四三
一九二二年		六三、四三、九四	六、五二九、三三	四、四三〇、〇二六	五、七〇六、一七三	一、二八五、六六三	五八、三四七、三八四
一九二三年		一〇、八四、五三八	九、五九九、九六	五、四六三、七七	七、八九二、八三	五、七七、八九七	七、八四七、〇七八
一九二四年		一一、二六、三六	九、九七九、三二	六、三六、九二四	八、三六、七六五	五、四〇、五七八	八、四、九八、三三九

◎馬來聯邦州の輸入貿易(價額の單位弗)

仕出地	年次	一九二〇年	一九二一年	一九二二年	一九二三年	一九二四年
新嘉坡		六、五四、五六一	四、一〇三、九三	三、三〇〇、七九	四、九〇〇、二八	四、八六三、三一
彼拉南		四、三二、七四九	三、〇四、八八四	一、七六、四四四	三、三二七、七九六	三、〇〇、四九
馬拉加		四、六六、〇〇	四、三三、五〇	五、五五、八九	八、一九、五七	一、一九六、一六
非聯邦州		九、〇五、五	一、七六、七五	一、七六、八九	二、九五、〇七四	二、九八、九四九

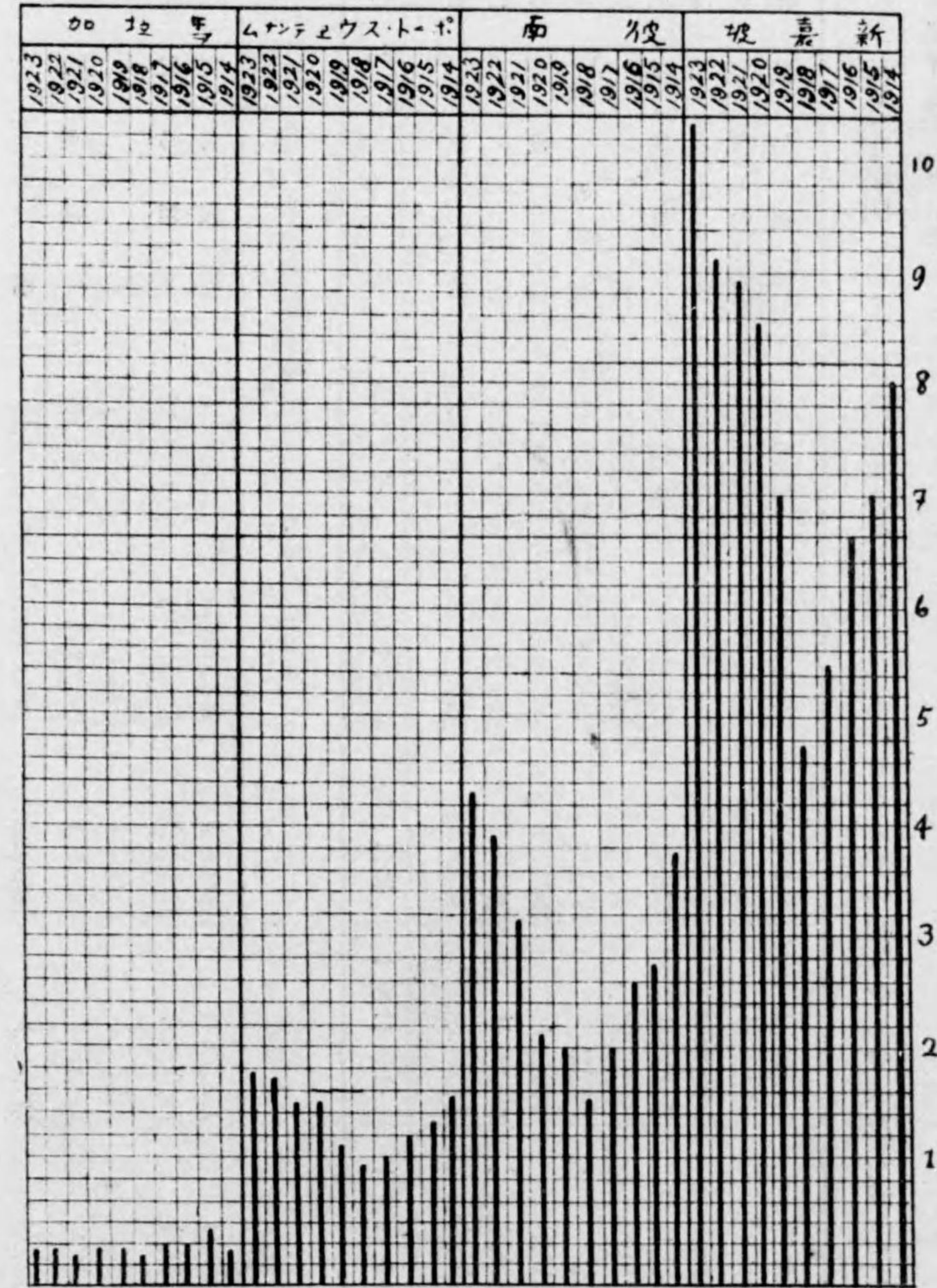
仕出地	年次	一九二〇年	一九二一年	一九二二年	一九二三年	一九二四年
英國		三、五〇、三四四	二、六五、七四五	二、四九、八五四	八、七〇、九八六	一〇、〇〇、七六二
他領土		一、九六、八三九	三、一四、〇六八	五、二九、〇〇三	四、三、七四〇	七、七、八九五
外英領		一、四三、五〇五	九、五二、四三	八、六、七九二	八、〇六、五九〇	九、五、四一七
總貿易額(弗)		一、七五、九七二	一、〇三、二六六	七、八三、三九九	九、〇八、八三七	九、四、六三〇
總貿易額(磅)		二〇、五三、六六	二、〇八、一七	九、一九、五九四	一〇、三三、六二八	一一、三、七、五九九

◎馬來聯邦州の輸出貿易(價額の單位弗)

仕向地	年次	一九二〇年	一九二一年	一九二二年	一九二三年	一九二四年
新嘉坡		一、三三、八〇七	八、一六、七二九	五、六一、八四〇	五、七三、六五四	六、二七、八二九
彼拉南		六、五八、五六九	三、三九、三八七	五、四九、五二〇	七、七〇、五八九	八、八八、五九九
馬拉加		五、九五、四二九	三、六五、五五	四、六一、〇八四	七、五五、三三〇	六、〇五、七一四
非聯邦		二、九一、五五七	四、五八、一七	四、一四、二九一	一、六〇、四六一	六、四九、六八
英領土		四、六六、〇六五	一、四一、〇五八	二、二〇、八五五	三、六八、八〇三	二、二〇、一八
他領土		一、八四、九三三	五、五五、六四〇	六、六六、四〇	一、三九、七六四	一、七、八九七
外英領		四、八〇、九九三	二、六四、五二四	一、一六、五〇一	三、六八、四三三	三、二七、一三
總貿易額(弗)		二、九一、二〇六	三、五四、六三六	四、〇三、七七五	一、九七、〇九五〇	二、二八、四七四
總貿易額(磅)		三、七九、四〇三	一、五八、〇六七	一、六三、四七四	三、三九、五二一	二、四八、六五五

次に、最近十年間に於て、英領馬來の各主要港に入港せる船舶の噸數を示せば左の通りである(單位百萬噸)。





## 第二十二章 教育

### 第一節 總說

英領馬來に於ける教育の歴史は、一八二三年を以て始まる。該年、サースタンフォードラッフルスは、今日吾々の見る Raffles Institution を設け、東印度商會(當時新嘉坡植民地は、東印度商會の管轄下にあつた譯者)に代つて三百弗を該校に寄附した。其後幾多の有爲轉變あり、一八七〇年に至り、一ケムブリッジ出身者(R. W. Hill)を意味す)の管理下に、該校は、鞏固なる基礎を有するに至つた。一八八九年には、物理科學、化學及び女皇獎學金(Queen's Scholarships)を獲得するに必要なる學課の講義が開庭せられた。政府は、一九〇三年該校を政府の直營に移し、其後該校は、海峽植民地に於ける英語を使用する主なる學府たるに至つた。

### 第二節 教育局

一八七〇年、立法會議々員の中より、特に選任されたる委員の意見に従ひ、一八七二年、督學官



(Inspector)が任命された。此督學官といふ名稱は、一九〇一年海峽植民地公教育局長(Director of Public Instruction for the S. S.)に變更された。該局長の下に、一高等文官が彼南に於ける教育監督官(Superintendent)として、他の文官が馬拉加に於ける副督學官(Sub-Inspector)として任命せられた。

然るに、馬來聯邦州の一なるべは、一八九〇年一督學官を置き、管内の學校を指導監督せしむることになつた。而して、一八九七年には、聯邦督學官の位置が新に設けられた。聯邦に於ける學事監督なる督學官の位置は、一九〇六年廢止された。其れは、同年に、海峽植民地馬來聯邦州に於ける學校行政、教育方針を共通のものとし、教育局長(Director of Education)といふ一高等文官の管轄下に置くことになつたからである。其後學校教師が、夫々スランゴア及びネグリ・スンプランの督學官として任命せられ、管内に於ける學校を監督することになつた。一九一三年には、バハン州に督學官が出來、一九二一年には馬拉加に副督學官が設けられたから、海峽植民地中の各植民地、聯邦州に於ける各州は、教育専門家の中から任命せられたる學事監督官を持つことになつた譯である。

一九一六年、教育局の職員が増加された。其れは、海峽植民地馬來聯邦州に於ける馬來人教育制度を組織指導する爲め、教育局次長を任命したことに因るものである。英語を使用する學校の教育も、一九一九年英語使用學校の指導監督を專業とする督學官の任命に依て、其進歩が助長せらるゝことになつた。

とになつた。其後新設された教育局内の位置は、海峽植民地美術員、體育監督官の其れである。此等官吏の任務とする所は、各専門とするサブゼクトに就て、地方の教師を指導し、學校の教育を指導監督するにある。

支那人の教育に就ても、一九二四年、一名の教育局次長が、専門的に訓練された職員と共に、新設任命された。該教育局次長の任務とする所は、政府の補助を要求し、支那語を使用する學校を監督し、其教育を検査するにある。

教育局(局は新嘉坡に在り)は、海峽植民地馬來聯邦州を管轄の範圍とす。ヂョホア、ケダーの二非聯邦州は、各別に教育監督官を持つてゐる。非聯邦州は、最近、歐羅巴人教師を、教育局より借用することになつた。

### 第三節 補助學校

官立學校及び國庫より補助せらるゝ私人經營學校の二種が、一八七二年の法令に依て決定せられた。而して、一八九九年まで、私人經營の學校に就ては、パスを有するものに對してのみ補助金を與ふることにしてゐた。然るに、該年に、教育上の能率、平均出席數、及び検査の爲めに示された



る生徒の頭数を基として、補助金を支給する新教育法が制定せられた。一九〇六年には、該教育法が再び改正せられ、幼児學級に於て、検査の爲め學務當局に提示された十歳以下の各兒童に對して、主補助金を與ふることになつた。一九〇八年には、又新に教育法が制定され、以前形式的に一年一回學校を巡視したに過ぎなかつたのを改めて、不時に學校に臨檢し、且つ大體に於て生徒の出席數に依て、補助の金額を決定し、全學校又は學校の一部分の屬する階級に依て、補助の金額を増減することにした。該教育法は又、海峽植民地及び馬來聯邦に對して、共通の教育制度を布くことを規定してゐる。一九〇八年の教育法は、一九一四年一部改正を施され、諸學校に於ける英語の試験は、是れが爲めに一層嚴重に行はるることとなつた。政府が、學校に對して補助金を下附する主旨は、此等學校をして教育上の能率を或標準以上に維持せんとするにある。教育法の諸規定は、此目的を達成せんが爲めに設けられたるものに外ならぬ。

歐洲戰爭の結果、學校の維持經營費が遽かに膨脹せる爲め、形勢の變化に應ずる一策として、政府は、一九一八年學校に對する國庫補助を二割五分方増加した。然るにも拘はらず、補助學校は、最良の人物を吸引するに足る俸給を其職員に支給することを得ず、非常なる苦境に陥つた。私立學校に對して政府の與ふる補助金は、學校が宣教師學校か何かで、教鞭を取つてゐる教師が、或は無報酬、或は一般の相場よりは遙かに低い報酬で勞務を提供する處に於てのみ、辛ふじて事足る位に過ぎな

かつた。そして、補助金問題を調査する爲め、一九一九年選任された委員は、補助學校は、何れも一年の收支豫算を提出せねばならぬこと、政府は各補助學校の收入と政府の認めたる支出との間に於ける差額を補填する爲め、月割にして是を學校に支給すること、補助學校に勤務せる教職員の爲めに、一種の準備金を設定すべきことを提議した。此等の提案は、其後間もなく、海峽植民地馬來聯邦兩政府の承認を得、其結果、政府は、宣教師其他の學校に奉職せる非教役教職員の俸給を支拂ひ、旅費を支給し、歐洲人教師の場合には、賜暇休暇中俸給の半額を支給し、學校の敷地に關する諸税を仕拂ひ、家具備品を購ひ、小修繕を政府の手に依て行ふことにした。

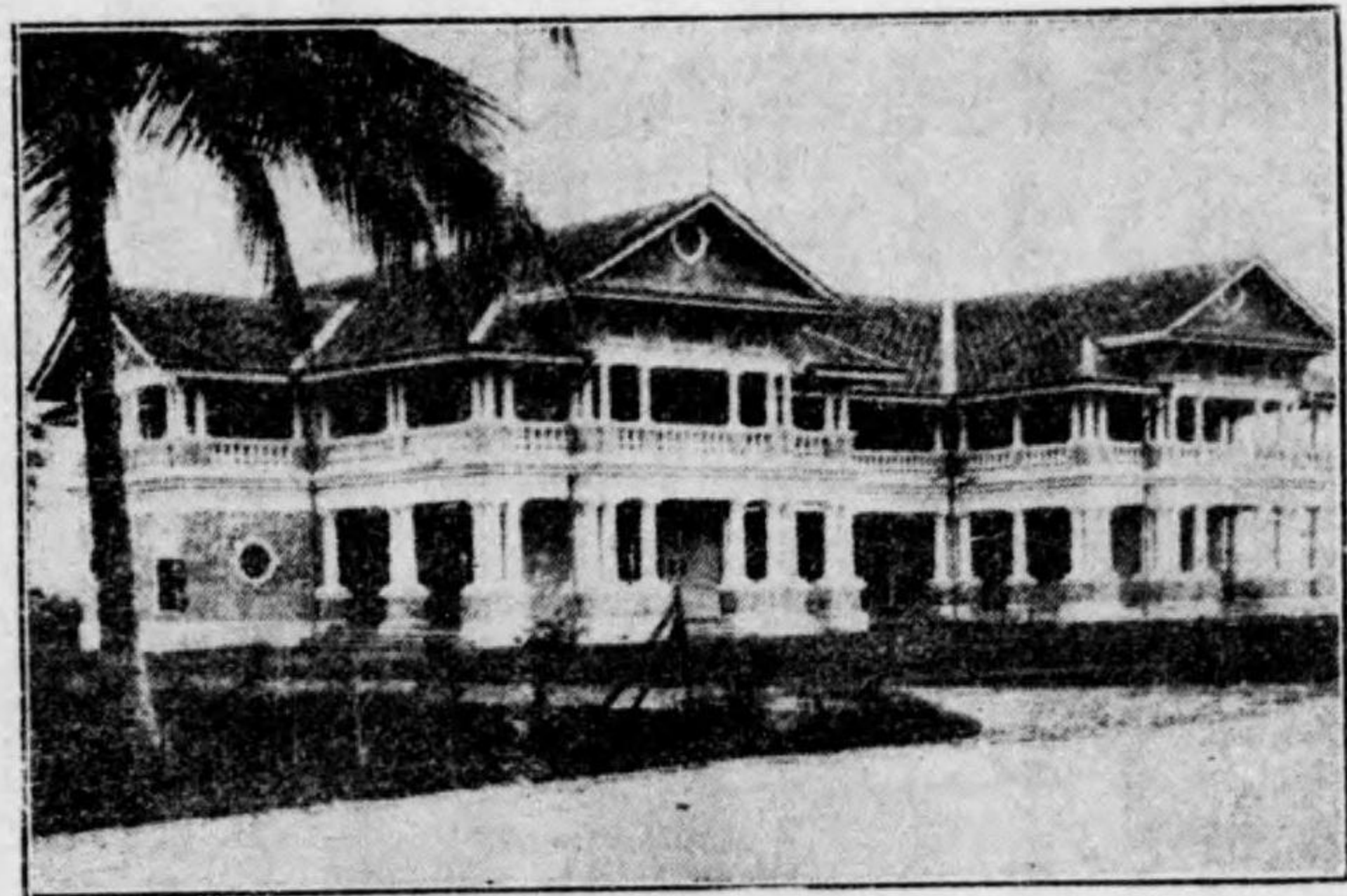
補助學校は、右の如くにして、英領馬來に於ける統一的教育制度の一部分たるに至つた。一九二一年任命されたる委員は、該制度の結果が極めて良好なることを報告してゐる。

#### 第四節 英語を使用する學校

海峽植民地及び馬來聯邦州に於ける英語使用學校は、七學年の教育を兒童に授ける。該校の中等部に於ける教育は、地方に於て行はる、ケムブリッジ大學の資格試験(該試験には、初級 Junior と上級 Senior とあり—譯者)に應せしむることを其主たる目的としてゐる。ケムブリッジ入學試験制度が、一



八九一年施行さるゝ前、中等學校では、女皇獎學金を取得する準備を生徒に授けた。女皇獎學金は、政府が、一八八五年創設したもので、其目的は、「前途有爲なる兒童等をして、英國に於て彼等の學業を終了するの機會を得しめ、多くの兒童をして學校を離れず、眞に有用なる教育を受けしむることを奨励する」にあつた。馬來聯邦州政府も、一九〇〇年以來、毎年一個の獎學金を出すことにした。然し一九一〇年には、海峽植民地馬來聯邦兩政府リツヂ大學資格試験では、或課目に限り馬來語で講義の要目を挙げ、馬來語を受験課目の一として



ルークス・ンスー・ゲンアるけにーボイ

共、獎學金制度を廢止した。然るに、海峽植民地政府のみは、其後獎學金制度を復活した。今日英語を使用する英領馬來の學校に於ては、前述の如く、ケムブリッヂ大學入學試験を受けしむる準備を爲す外、倫敦大學、香港大學、新嘉坡醫科大學の入學試験、倫敦大學のI A 試験、B A 試験を受けしむる準備を生徒に授けてゐる。地方で行はるゝケムブリッヂ大學入學試験では、或課目に限り馬來語で講義の要目を挙げ、馬來語を受験課目の一として

選擇することが出来る。

以前同一校舎内で行はれた、初中等教育は、近年分離せられた。即ち政府は最近多數の初等學校を建設し、大市街地に於ては官立中等學校を新設することになつた。只、各種布教團體は、宗教上の理由に基き、幼年期から青春時期に至るまでの生徒を同一校舎内で教育してゐる。

最近二十五年間に於ける教育上の進歩新施設として見るべきものは、英語の直接教授法、幼稚園の新設、初歩手工の教授、兒童の醫學的検査等である。體育奨励、兒童遊園地、各種のスポーツ、ボーイスカウト運動、キャデット・コーアの運動の問題も、亦同じく教育者の注意を呼んでゐる。

### 第五節 女子教育

馬來人以外の種族間に、女子教育を要求する者が近年著しく増加した。其結果として、電話交換局の職員、醫務衛生事業に携はる者の間に多くの印度人支那人を見るやうになつた。此等の種族で新嘉坡醫科大學に入學せる者をすら、今日見受けられる。



第六節 馬來人カレッジ

最近十年、馬來人間に、英語並びに英語に依て習得せらるゝ學術を研究せんとする慾望が、次第に高まつて來た。馬來土人の此要望に副ふものとして、ペラ州のクアラ・カンダサールに一寄宿式カレッジが設けられ、相當なる繁榮を遂げてゐる。此處では、英領馬來の支配者及び土侯の子弟、將來政府に出仕せんとする青年が教育されてゐる。該校の教育は、ケムブリッジ大學の上級資格試験に應ずる程度である。

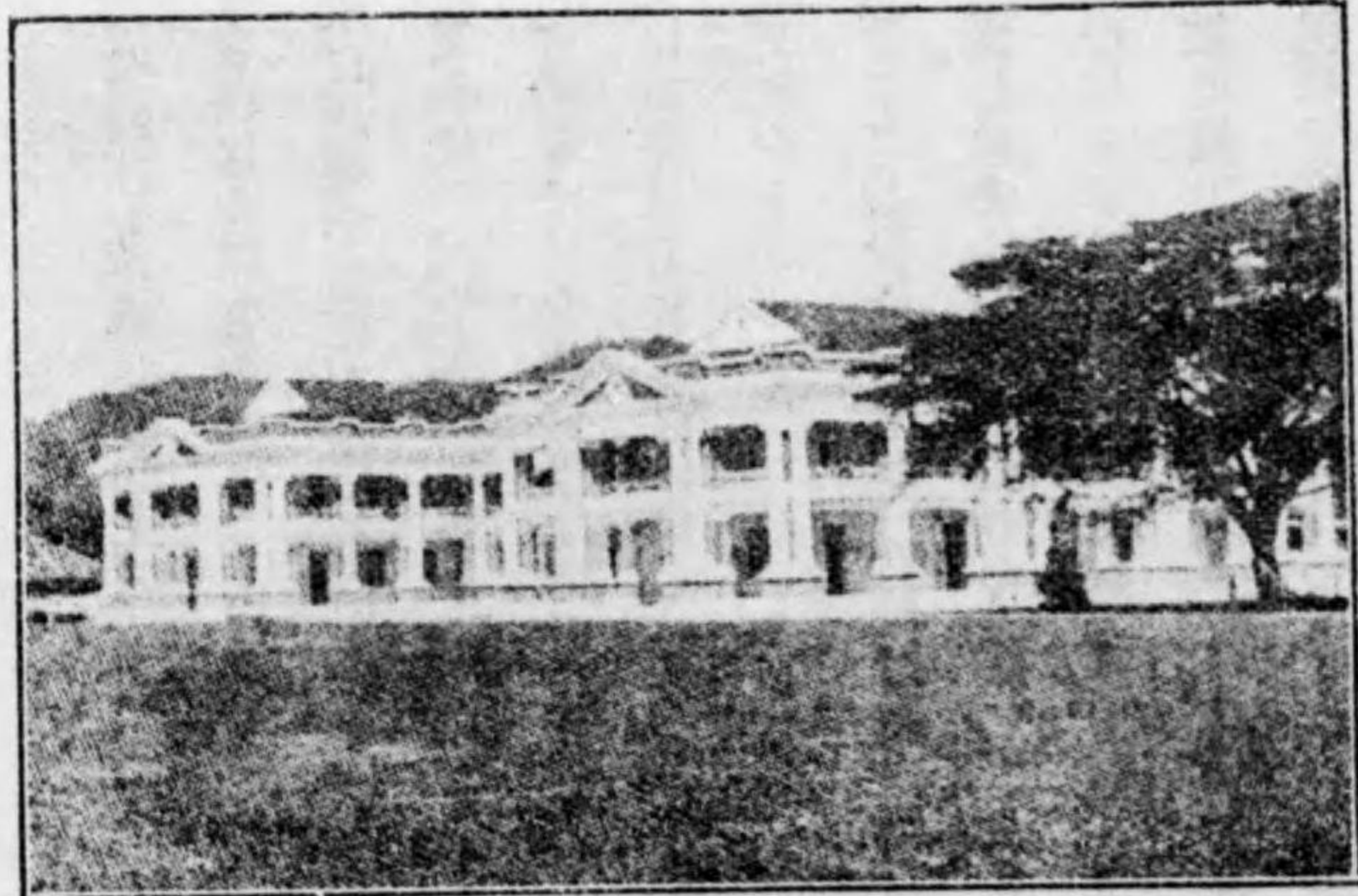
第七節 商業教育

海峽植民地に於ける教育制度を調査し、改革意見を提出すべく、一九〇二年任命された委員会の提案に基き、Penang Free School及び既述の Raffles Institution に商業課を新設することになつた。一九一六年以來此二校に於ける生徒は、倫敦商業會議所に依て試験せられてゐる。組織的商業教育を受けた青年に對しては、新嘉坡其他にある會社の方面に於て間斷なく要求があるので、Raffles Institution に於ては、商業に關する全課程を教授することになつた。新嘉坡及び聯邦州に於ける他の學校に於

ても、速記法、簿記、タイプライティング等、特に必要なる、個々の科目に就き授業してゐる。彼

南男生學校の中等部に於ては簿記を必修科の一として教授してゐる。而して、速記術、タイプライティングも、希望に依て學修することが出来るやうになつてゐる。同地の女子學院に於ては、速記術の課目が設けてある。

護謨事業の勃興と共に、不充分なる教育を受けた者でも、クラークとして旺んに商社に使用せらるゝこと



クアラ・カンダサール-馬來人カレッジ

になつたので、完全な商業教育は、其れが爲め、或程度まで阻害せられてゐた。然し、今日英語を使用する商業教育が、一般的に行はるゝやうになつたので、商業界に於て確實なる位置を獲得せんとするには、充分なる教育を受けねば、競争が出来悪くなつた。従て、完全なる商業教育を受けんとする者の數が次第に多くなつて來た。



## 第八節 工業教育

海峽植民地馬來聯邦政府は、何れも、久しき間工業技術教育の問題に注意を拂つた來た。一九〇二年と一九一七年とに任命せられたる調査委員は、大なる豫算を以て工業技術に關する學校を新設維持することの必要が、尙ほ未だ馬來半島に存在しないと報告してゐる。一九一八年の調査委員は、馬來語を課程中に挿入せる商業學校(一以上)、英語を使用して教育を施す工業學校(二)、農業學校(一)設立の必要を説いてゐる。然るに、少數委員は此の如き學校の新設を必要とする程度の要求がないと報告してゐる。何れにしても、工業教育に對する要求は、漸次増加の傾向であるから、満足せしめらるゝの時が何れは近く來やう。

聯邦州測量局は、測地に必要なる下級技術者の養成所を持つてゐる。Raffles Institution に於ては、歐洲大戰後科學科の組織を變更し、大に面目を改めた。而して、今や科學は、地方に於て受験するケムブリッジ大學入學志願者中に於ては、人氣ある選擇科目となつてゐる。又手と眼とを使用する技藝は、英領馬來に於ける多數學校の課程中に編入されてゐる。新嘉坡、クアラ・ラムパーに於ては、又、化學、物理學、數學、機械學、電磁氣學、製圖等を教授する多數の夜學校がある。

聯邦州鐵道局機械部所屬の工業學校(Technical Training School)は、一九一八年、教員養成所(Teachers Training School)として知られたる官立工業學校が閉鎖られた時に出來たものである。修業年限は四年で該校に入學せんとする者は、年齢十六歳乃至二十一歳で、地方に於て行はるゝオックスフォード又はケムブリッジの初級資格試験、又は是れと同等の試験に合格したものでなければならぬ。工業學校に入學することを許可せられたる者は、工業徒弟と稱し、極めて初歩的の學科から、四年の課程を終るまでには、建築技術の濫奥を極め、應用力學、設計、地均、測量等に關し、充分なる知識を修得すべく期待せられてゐる。在學中、學生は、一年を製圖と工場に於ける實地練習とに費すことになつてゐる。

工業學校に於て、四年の課程を満足に終了せる者は、工手として鐵道局機械部の技術課に所屬し、或は工場クラーク、測量師、設計師として勤務することになる。該工業學校は間もなく閉鎖せられ、現に學生として同校に在學する者は、將に開校せられんとする官立工業學校(Government Technical School)に收容さるゝことになるであらう。新設せられんとする此官立學校は鐵道局所屬の學校に於けると同じく、鐵道局の下級技術員をも養成する筈である。

鐵道局所屬の前記工業學校の外に、聯邦州には、定軌道築設員養成所(Permanent Way Training School)がある。該養成所は鐵道築設監督員検査員の間、に於ける知識訓練の程度を高むる爲めに、主として亞細亞人技術員の爲めに設けられたもので、年數を経過すると共に、現に下級技術員として



奉職せるに過ぎざる亞細亞人の大部分をして、下級中の上部に於ける位置を占めさせることにならう。該養成所に於ける訓練の期間は三箇月で、生徒は八乃至十人の監督員検査員よりなり、學識經驗に富める歐羅巴人技術者の下に於て鐵道築設に關する知識を修得する。

軌道築設員養成所に於ては、別に應急手當、マラリア豫防に關する初歩知識、簡單なる機械工學上の問題に就て知識を授けられる。

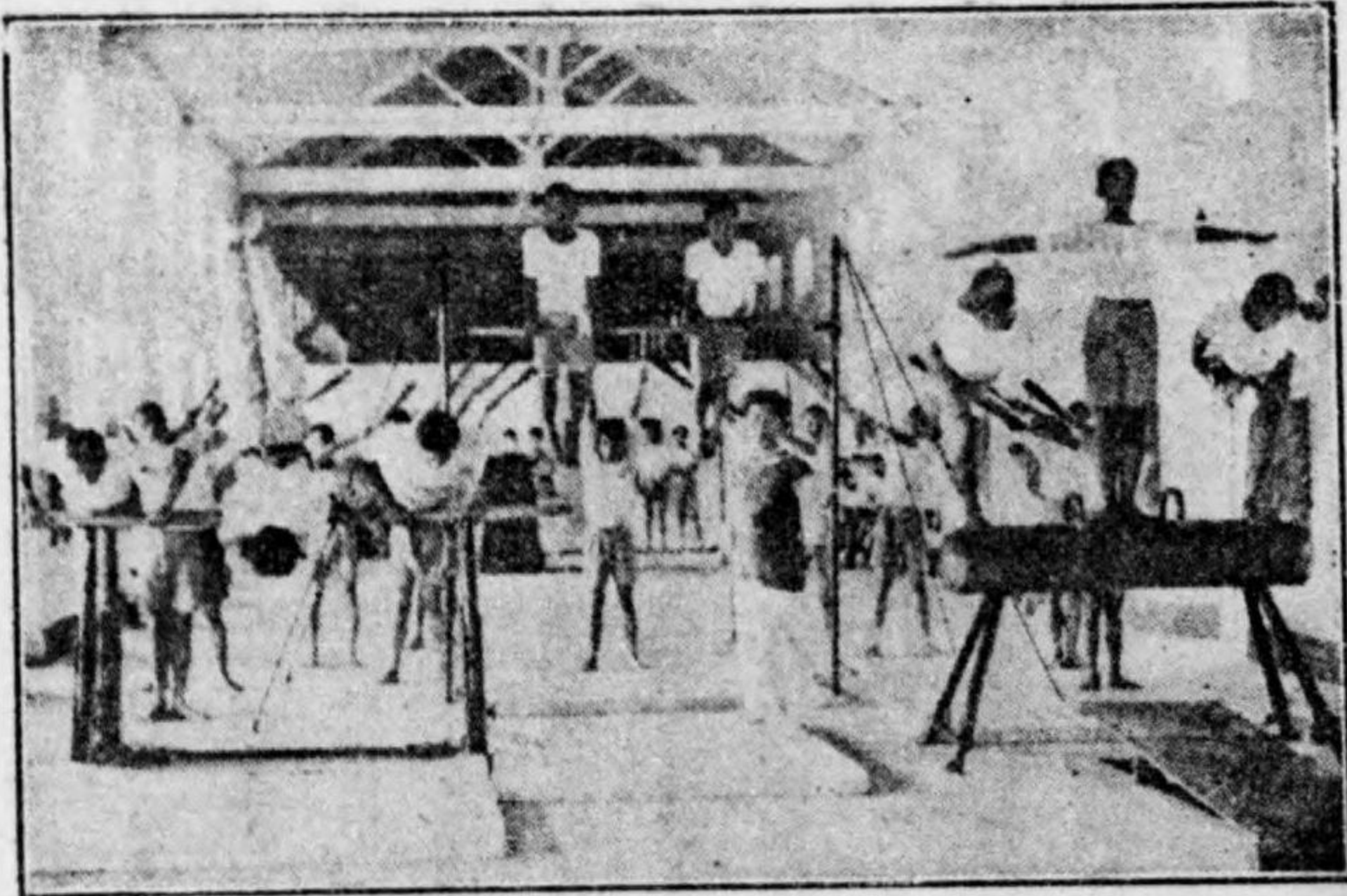
### 第九節 土語を使用する諸學校

A。馬來人男兒學校。土語を使用する學校の設立は、一八六七年、海峽植民地の管理權が、印度事務省から植民省に移つてから、始めて眞面目に考究せらるゝやうになつた。一八七八年から一八九五年までは、新嘉坡に師範學校があり、訓練せられたる最初の土人教師が地方に送り出された。一九〇一年には、一師範學校が馬拉加に設立され、土人學校に使用さるゝ馬來語古典の出版に依て、土語を使用する土人教育に對する一大刺激が與へられた。馬拉加の師範學校には、教育方法上の缺陷があつたけれども、師範學校として頗る良好なる成績を示し、一九一三年には、ペラ州のマタン(Matang)にも師範學校の開設を見ることになつた。此等の師範學校に於て課せらるゝ教課の中には、田園に關する諸般の科學、監細工等を含んでゐる。而して、卒業證書は、此等産業に關係を有

する一科目に就て試験に合格することを條件として授與せられる。土地獲得の可能なる所に於ては、

馬來人初等學校の爲め圃場運動場を設けることになつてゐる。而して出來得る限り、手工業を修得し、農業上の知識を吸収するやう鹽梅せられてゐる。學術上實際上の題目を取扱へる馬來語の教科書が編纂使用され、圖書は初等學校に於ける必須課目になつてゐる。

一九二二年中、聯邦州政府は、Sultan Idris Training Collegeと稱する中央師範學める歐羅巴人教師團がある。



館育體校學範師スリッドイ・ンタルサ

校を、ペラ州のタンジョン・マリムに開設し、前記マタン師範學校を閉鎖した。此中央師範學校に於て、村落に於ける土人學校教師が作られる。而して、此等の教師は、休暇を利用して開筵せらるゝ該師範學校の臨時講義に出席し、新知識を得て歸ることになつてゐる。該師範學校には、嚴重に選擇された、有能なる馬來人教師の外に、農業教師を含



土語を使用する諸學校の指導監督は既に記載せる如く、教育局次長に依て行はるのであるが、彼は海峽植民地馬來聯邦州の爲めに任命せられたる馬來人副督學官(複數)に依て補佐せられてゐる。此等副督學官は、英語を使用せる學校に於て教育を受けたるものである。副督學官の下に、各郡を其受持區域とし、馬來語を國語とする巡回教師(Visiting Teacher)がある。郡は又更に區に分たれ、區内の學事監督として Group Teacher が置かれてゐる。Group Teacher と稱するは、區内に於ける最大の土人學校の校長であつて、區内に於ける比較的小なる學校を監督してゐるものである。

B。馬來人女兒學校。馬來人は、女子を閉居せしむるの風がある。加是、女子が教育を受くることに對して一種の偏見を持つてゐる。此等の陋習と、適當なる婦人教師を彼等の仲間中より見出し得ないといふ事情とは、相俟つて、馬來人女兒の教育を餘程困難なる問題たらしめてゐる。然し、最近行はれたる、馬來語教科書の出版と、一歐洲婦人が、女子教育監督官として任命せられたることとは、相俟つて、女子教育問題に就て遭逢する困難を排除するに大に與つて力があつた。土人女子學校の課目中には、料理、粘土細工、折紙、抜きかぶり、衛生等が含まれてゐる。裁縫は、馬來人の最も好む課目である。

C。タミル語學校。過去半世紀に亘り、タミル語を使用する學校が、馬來半島の此處彼處に散在してゐた。而して、一八九五年には、ペラ州に二箇のタミル語を使用する學校があつた。今日は海

峽植民地に五箇、馬來聯邦州に一九七箇のタミル語使用學校がある。此等の學校は、總て政府督學官の監督指導を受けてゐる。而して、或標準に達する教育を子弟に授けてゐる私立學校は、政府より補助金を受けてゐる。

海峽植民地勞働法は、年齢七乃至十四歳の兒童を十人以上有する農園に於ては、其等の兒童が如何なる種族であるといふ問題に關係なく、園主の負擔に於て學校を開設せねばならぬことを規定してゐる。

D。支那語を使用する學校。一九一一年以後支那語使用學校が諸處に設立されてゐる。此等學校の大多數は、一般公衆から寄附金を募集する支那人委員に依て維持されてゐる。他の支那人學校は個人、支那本國に於て郷關を同じくする者の團體、基督教布教團に依て維持されてゐる。海峽植民地馬來聯邦政府は、補助を願出する支那人學校に對しては、力めて補助する方針である。支那人學校の大多數は小學校程度である。支那の古典を教科書として使用することは止めにして、近代的讀本を用ひてゐる。而して古典中に含まれてゐる道德説は、倫理學の教科書に依て補ふことにしてゐる。手工、ペンキ畫、圖畫が、支那人學校に於ては教へられてゐる。

支那人學校に於ては、中北部支那の通用語である官話を用ひて、方言の使用に依る混雜、教育上の困難を排除しやうとしてゐる。政府は地理、手工、算術、其他兒童の推理力を鋭敏にする學術を、



支那語に依て教ふることを奨励してゐる。

### 第十節 高等教育機關

A。キング・エドワード七世醫科大學。一九〇五年、海峽植民地馬來聯邦州官立醫科大學が、新嘉坡に設立された。該校は設立の際、エドワード七世紀念基金の中から多額の寄附を得た關係から、一九一二年キング、エドワード七世醫學校と名付けられたが、一九二一年にキング、エドワード七世醫科大學(King Edward VII. College of Medicine)と改稱された。修業年限は五箇年で、一九一六年以來、該校の卒業證書所持者は、英帝國の何れの部分に於ても開業することを得る資格を有する者として、英蘭醫會に依て認定されることになつた。大學の課程は次第に複雑高等になり、前記英蘭醫會の規則は、一九二三年該校に依て採用された。大學の與ふる免許狀は、亞細亞諸國の何れの大學の免許狀に比較しても遜色ない價值を有してゐる。

一九二四年末、該大學に於て學べる學生の數は百二十二名で、中五十六名が印度人、三十二名が支那人、二十八名が歐亞混血人、六名が馬來人である。該大學に入學し得る者は、英領馬來に於て出生せる者か、然らざれば同地に於て教育を受けた者に限られてゐる。

生理學講座は一九一三年に、解剖學講座は一九二〇年に、醫學、臨床醫學、産科學に關する講座は一九二一年に夫々設けられた。

大學には、二箇の寄宿舎がある。一は、海峽植民地政府に依て、他は馬來聯邦州政府に依て維持されてゐる。前者は五十名、後者は七十二名の學生を收容することが出来る。

大學は、目下新に建物を建築中である。此等の建物が完成されるれば、研究科研究所が開始されることにならう。

B。ラッフルス大學(Raffles College)。一九一八年中、海峽植民地政府に依て任命せられた二組の委員會は、高等教育を授くる爲めに新嘉坡にカレッジを設立し、將來是れを基礎として新嘉坡大學を起すことの可なることを提案した。是れは、新嘉坡創立百年祭を紀念せんが爲めである。而して、海峽植民地立法會議は、一百萬弗を超過せざる建築費、一年五萬弗の維持費を支出することを政府に許可してゐる。但し、此等費用の支出は、英領馬來の住民及び馬來聯邦州非聯邦州政府が、二百萬弗の資金を醸出することを條件としてゐる。然るに、此二百萬弗の寄附金は、其後大方出來、大學の校舍に關する設計は、世界各地より懸賞的に得られたから、建築は最近愈々開始されることにならう。ラッフルス大學に於ては、始めに教員の養成所、醫學部、農學部を置き、適當なる時期に於て、機械土木學部東洋學部を設置することにならう。



C。教員の養成。女教員の養成は、一九〇四年以來、新嘉坡ラッフルス女學校 (Raffles Girls' School) に於て行はれてゐる。男教員の養成所を樹立しやうとする努力は、一九〇五年までは成功しなかつた。然るに、同年既に教職にある者に師範教育を授くる爲め、クアララムバーに教員養成所(註)が設けられた。其後引續いて、男教員養成所が、新嘉坡、馬拉加、彼南の各々に於て設けられた。即ち、彼南とペラ州のタイピンには一九〇七年に、ペラ州のイポーには一九〇九年に、馬拉加には一九一三年に、夫々養成所の設立を見た。此等教員養成所に於て講習されてゐる科目は、英語、算術、地理、教授の理論及實際、黑板圖畫、常識、歴史等である。

註。此處に養成所といふは、Normal Classes を翻譯したるもので、一年中連續的に開講せる普通の學校ではなく、多くは臨時に、且つ或學校の一部を借用して教授してゐるのであらう。

### 第十一節 學校の經費其他

海峽植民地には、四名の官吏委員、及び四名の非官吏委員よりなる教育委員會 (Education Board) がある。該委員會は官立學校に於て徴收せらるゝ授業料其他を決定し、是れが收納をも掌る。教育上の目的に使用せらるゝ一年の經費を計上し、是れに就て意見を述ぶる。又教育の爲めに使用せらるゝ

經費其他政府が委員會に諮問する教育上の事項につき答申を爲す義務を有してゐる。委員會は、別に市内に住する各人の財産見積額の二分、市外に住する者の財産の一分に相當する、學租を徴收する。馬來聯邦州に於ける學租(財産高の一分)は、衛生委員會の管轄せる範圍内に止まつてゐる。是れは該範圍内に於ける、英語を主とする教育の經費の一部を補填せんか爲めに徴收さるゝものである。

各種の土語(馬來語支那語タミル語等)を使用する官立學校は無月謝である。英語を使用する學校に於ては、月三弗の學費を徴收する。然し、何れの學校に於ても入學金を徴收しない。月謝を徴收する學校に於ても、特別なる事情下に無月謝で児童を入れることがある。又別に獎學金の設けがある。

### 第十二節 非聯邦州に於ける教育

A。デヨホア州。デヨホア州の教育は、英語部と馬來語部の二部に依て統轄されてゐる。而して、教育委員會は、諮問に對して答申する權限を有する。

英語教育部は、英語教育部長の監督を受けてゐる。英語教育部の監督を受けてゐる學校に、英語



使用學校四、寄宿學校一、カレッヂ一(是れはヂョホア・パルルーにあり)、通學學校(Day-School)と稱しボーディング・スクールに對す(譯者)三がある。三つの通學學校中、一はヂョホア・パルルーに、一はムアー(Muar)に、他の一はバトゥ・パント(Batu Pahat)にある。此等の學校に於ては、校長は、歐洲人、其下に働いてゐる教職員は、總て地方に於て聘用せられたものである。前記のカレッヂは、目下八十四名の寄宿生を有し、授業其他の點に於て、英國に於ける中學校と成るべく歩調を合わせるこゝとなつてゐる。前述の晝間學校は、三校合せて一、四三五名の兒童を收容し、此等はヂョホア政府の官吏又は地方に於て行はるゝケムブリッヂ大學の資格試験に及第するやうに教育されてゐる。一九二四年には、此等兒童の中から、二名選拔せられて香港大學に送られた。此等は、土木(機械)の方のバチエラー・オブ・サイエンスを得んとしてゐるのである。三校中、二つの通學學校に於ては、二國語標準で教育を施してゐる。即ち馬來人兒童は、初年級に入學してから、第二年級の終りに、馬來語に依て行はるゝ試験に合格する迄、馬來語に依て授業される。其後、兒童は次第に多く英語の課目を課せられる。即ち、最初は一日一時間、次は一日二時間英語といふが如くにして、四年生以上の英語部に於ては、兒童は、一週二、三時間の外は全然土語を用ひない。

馬來教育部は、馬來語使用學校の監督官たる馬來人官吏に依て統括されてゐる。ヂョホア州には、目下六十九の馬來語使用男子學校と六の女子學校とがある。前者は六、七〇〇名、後者は五三八名の

生徒を收容してゐる。五つの男子學校と、二つの女子學校とには、英語にて初步教育を施し得る教師が若干ある。

前述した教育委員會は、一九二一年設置されたもので、英語教育部長が委員長である。英人官吏馬來人官吏が、官職上の委員として委員會に席を占め、別に非官吏委員が三名居り、中一名は支那人である。該委員會は、政府の發する諮問に對して答申する外自らの發意に依り、政府に向て提案を爲す權能を持つてゐる。

總ての市街地、及び大村落には、支那人管理委員の手に依て管理されてゐる支那人學校がある。又別に護謨會社が、エステートに働いてゐるタミル人労働者の子弟を教育する爲めに設けたる、少數のタミル語使用學校がある。

ヂョホア州の學校、學校教師、學校管理委員團は、學校登記法(Registration of Schools Enactment)の下に登記せねばならぬ。

B. ケダー州。ケダー州の學校は、或特別なる目的の爲めに設けられてゐる二、三のものを除き、他は悉く政府の監督下に在る。今該州の教育制度を、土語使用學校、英語使用學校等に分ち、項目別に記述すれば左の通りである。

(1) 土語使用學校。イケダーには、目下六十六の土語男子學校がある。而して、其生徒數は六、九二



五名である。此等の初等學校に於て教授してゐる課目は、讀み、書き、算術、地理等である。多くの學校は、手工を教へ、或學校に於ては、畑を作ることを教へてゐる。

(ロ) 馬來土人女兒の爲めに建てられた、土語を使用する學校が二つある。此處では、此種小學校で教授せらるゝ普通の學課の外に、裁縫が教へられる。

(ハ) 校舍は午後マホメット教の聖典を教授する爲め使用される。マホメット教を教授する爲めには、別に教師が選擇使用されてゐる。

(ニ) 最近アロール・スター (Alor Star) に、王族の女兒、及びケダーの身分高き土人の子女の爲めに學校が設けられた。現在此學校に於ては、馬來語のみ教授使用してゐるが、將來は英語を使用する積りである。

(ホ) 上記の諸學校に於て、政府は教師の俸給を仕拂ひ、其他學校の經費を支辨する。

(ヘ) 多くの護謨園に於ては、印度苦力の子弟を教育する爲め學校を置いてゐる。最近、政府をして此等の學校を補助せしむる爲め、案が提出され州會議を通過した。

(ト) 右の外、支那人暹羅人の子弟を教育する爲め、支那語、暹羅語を使用してゐる學校が二、三ある。然し、此等は何れも私立で、現在に於ては政府より何等の補助も受けて居らぬ。

(2) 英語使用學校。(イ) ケダー州には、英語を以て教授する爲めに設けられた二つの學校がある。一

は、アロール・スターに在り、四三七名の兒童を有し、他はスンゲイ・パタニー (Tanjung Patani) に在り、一一〇名の學童を持つてゐる。双方共、政府の經營維持する所にして、月謝一名に付二弗を徴收してゐる。

兩學校共其卒業試験は、地方に於て行はれるケムブリッジ大學の初級資格試験である。該試験の問題用紙は、英國より送られ、答案は訂正採點の爲め同地に返送せられる。成績良好なる生徒は、初級試験を通過した後、ケムブリッジ大學の學校教師檢定試験を受くる爲め、更に研究を繼續する。

兩學校共、あらゆる國籍の兒童を收容する、然し原則として、ケダー州で出生したる者にして優先權が與へられてゐる。

(ロ) 右の外に、政府が何等監督を加へない、初歩の英語を教授する爲めに設けられた。私立學校が一二ある。

(3) 高等教育、貴族の子弟にして、政府より費用を得て、英國、香港其他の地方に送らるゝ者が毎年數名ある。普通二名、時として四名の兒童が毎年教育の爲めに英國に送られる。此等の兒童は、先づ英國の中學校(イートン、ラグビー等)に這入り、後大學に進み、職業教育を受ける。

(4) 學事一般。(イ) 馬來語を使用する學校教育は、無月謝である。六乃至十二歳の馬來人兒童は、義



務的に小學教育を受けねばならぬ。

(ロ) 毎年一箇月十弗の奨學金が、六名の馬來語使用學校の子弟に對して政府より給與せられる。此等は、何れも年齢、學力、家庭の境遇等奨學金を給與するに足ると認められたもので、英語使用學校に於て勉學することを許される。此外成績良好なる相當數の馬來人子弟が、英語使用學校に於て、無月謝にて教育を授けられる。但し此等馬來人の數は、全學童數の一〇%以上になることを得ぬ。

(ハ) ケダ州の學校は、總て教育監督官の監督の下に在る。該監督官は、同時に教育局長である。彼の部下に三名の歐人官吏がある。中二名は男、一名は婦人である。又別に、馬來語學校に、全數三一四名の男教員、五名の女教員がある。マホメット教聖典學校には總數九三の男教員、二名の女教員がある。英語使用學校には十九名の男教師がある。

(ニ) ケランタン州。コタ・バルー郡 (Kota Bharu D.) には、十八箇の土語使用學校がある。此等學校に於ける兒童の總數は約一、二〇〇名、平均出席數は、其七五%である。同郡には、別に在學生數平均三十三名(中に數名の男兒を含む)を有する英語使用女兒學校がある。又別に、平均七十二名の生徒を有する *Majlis Ugamma English School* というのがある。

ケランタン州からは、少數の學生が、ペラ州のクアラ・カンダサーに於ける馬來人カレッジに送られる。人口の密集せる州内の二三の部落では、英語を學ばんとする者の爲めに、夜學校が設けられてゐる。

(三) トゥレンガヌ州。州内には、目下十二の土語使用學校がある。中四は、クアラ・トゥレンガヌ (Kuala Trengganu) に、他の八校は地方に在る。一九一八年には、州内に、只一箇の土語使用學校があり、其生徒數が僅かに六十名あつたのみである。然るに現在に於ける校數は前述の如くであつて、其此處に在籍せる學童の總數は七乃至八百名である。以て最近に於ける教育普及の趨勢が伺はれるであらう。

(四) トゥレンガヌ州教育部内で、土語使用學校に於ける第四學年の課程を修了せる者の爲めに、特別な教育を授けてゐる。是れは、此等の兒童をして將來官吏として使用せんが爲めである。

(五) 州内の英語使用學校に在籍する生徒數は二十三、平均出席數は二十名である。

(六) クラーク階級の者を養成する爲めに別に一夜學校がある。

(七) E. パーリス州。アラウ (Arau) に於ける一女子學校を含めると、總數十六の土語使用學校がある。而して、此等學校に在籍するもの、總數は一、六四六名である。マホメット紀元一三四二年に於ける出席者の平均は其八三%であつた。

教員は、一名の巡回教師と五十四名の普通教師より成立つてゐる。其中には、十二名のマホメット



ト教經典の教師をも含んでゐる。土語使用學校は五學年を以て最上級としてゐる。

## 第二十三章 交通

### 第一節 鐵道

馬來聯邦州鐵道は、非聯邦の諸州を含める馬來半島全體を縦走してゐる。現に使用されてゐる線路は一、〇二二哩で、ヂョホア州から租借してゐる二二〇哩の外は、悉く馬來聯邦に跨つてゐる。

英領馬來に於ける最初の鐵道は、ペラ州政府が、一八八五年中開設したもので、ポート・ウエルド (Port Weld) からタイピンまでの八哩であつた。翌一八八六年には、スランゴア州政府が、クランからクアララムバーに至る二十一哩二分の一の距離に亘る鐵道を布いた。

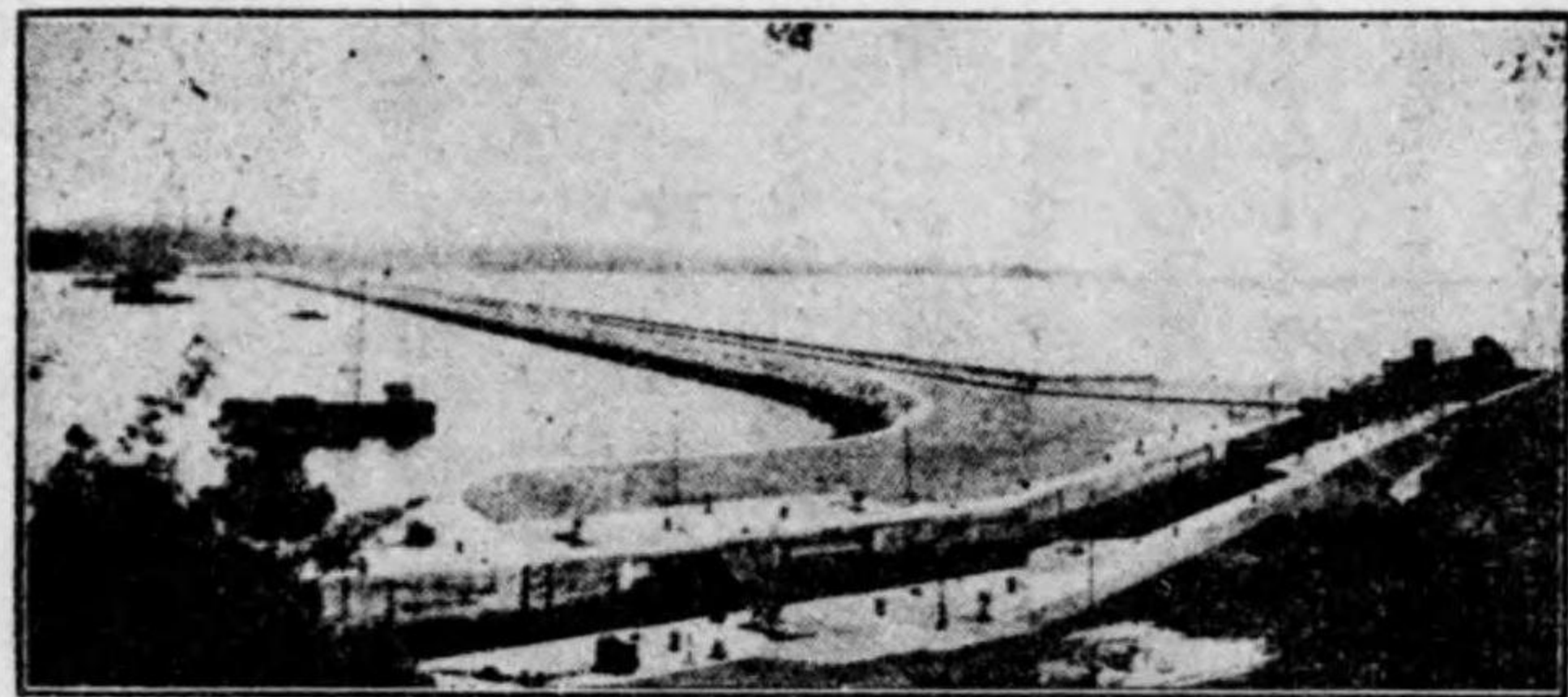
一九〇一年、馬來聯邦州政府は、ペラ、スランゴア兩州に於ける前記の鐵道を經營監督する爲めに總支配人兼技師長を置いた。而して、一九〇三年の終りに於て交通の爲めに使用された鐵道は延長三四〇哩に達し、前掲の兩鐵道が連絡せられたのは勿論、彼南とネグリ・スンプランとの間に於ける交通は、クアララムバーを通して行はるゝことになつた。其後鐵道の系統は、漸次南進し、ヂョホア州政府との協約は、該鐵道をば、新嘉坡島の對岸に在るヂョホア・パールにまで延長するに至らした。ヂョホアに於ける鐵道は、一九〇九年完成され其れに依て、彼南から半島の南端に至るまで



鐵道上の連絡が保たれることになった。而して、新嘉坡島の北岸にあるウッドランズ (Woodlands) と新嘉坡市とを連結する新嘉坡線  
―是れは、一九〇三年既に開通せるもの―との連絡は、一九一〇年一月一日から連輸運搬渡船に依て保たれることになった。

一九一五年には、前記の主線が、北方ケダー州アロール・スターに延長せられ、一九一八年には、更にパリス州を縦走して暹羅との國境バダン・ブサー (Padang Besar) にまで延長され、此處に愈々暹羅鐵道と連結せらるゝことになった。

とは、電力を以て運轉される回轉式上げ橋に依て水閘の上を通ることになつてゐる。



ゲョホア新嘉坡連絡道路

上來述べた馬來半島縦貫鐵道は、新嘉坡鐵道を一九〇三年に買収し、ヂョホア州鐵道を一九二二年手に入れたる後、全線共馬來聯邦州鐵道局の管理に委せらるゝことになつたのである。而して、一九二三年には、ヂョホア・パル―と新嘉坡島とを連結する連絡道路が開通し、旅客貨物の運搬を爲すことになつたので愈々便利になつた。該連絡道路には、鐵道の複線と幅二十六呎の道路とがある。長さは三、四六五呎で、道路と鐵道

産業の盛んな地方を結付ける爲めに、多數の支線が折々敷設せられた。即ち、一八九五年には、

護謨栽培事業地たるトックク・アンスンが、幹線と、タバ・ロードで結付けられた。一九〇五年には、最も重要な錫産地たるキンタ谷が、イポーからトッコノ― (Tromb) に至る線に依て連結せられた。又スランゴア州では、バトウ・ケーブス (Batu Caves) に於ける砂利採取場が、クアラ・ラムバーと鐵道に依て連結せられた。一九一四年には、アム



クアラ・ラムバー駅構内

地として異常なる發展を遂げ、重なる東洋の貨物船のみならず、歐羅巴並に沿岸航路の客船が同地

バン (Ampan) クアラ・ラムバー (Ampan) に於ける錫鑛山とクアラ・ラムバーとが結合せられ、其翌年には、バトウ・アラ (Batu Arang) に於ける馬來石炭會社の炭坑が、クアン (Kuang) に於て幹線に連結された。始めに、クアラ・ラムバーとクランを結合せる鐵道は、一八九九年にポート・スウェテンナムに延長された。其れは、該港が近年航洋船舶の寄港



に出入するやうになつたからである。スランゴアの海岸に沿つてクランまで延びてゐる此線は、重要な附近農業地に取つて實に堪からざる價值を持つてゐる。馬拉加市とネグリ・スムピランのポート・ディクスンとは、夫々支線に依つてタムピンとスレムバンとに於て幹線に連結されてゐる。

以上述べた鐵道は、ケランタン州の北部に於ける外は、概して馬來半島の西海岸地方に便宜を提供してゐるに過ぎない。然し、新しい一の線が、ケランタン、バハン、ネグリ・スムピランを通じて目下建設中である。而して、該線は、西海岸線と、ネグリ・スムピランとデョホアとの州界にあるゲマス(Gemas)に於て連結せられてゐる。該線中、ゲマスからネグリ・スムピラン、バハンを通ずる北一六四哩と、トゥムバト(Tumpat)から南三二哩は、既に交通の爲めに運轉されてゐる。此線には、バハウ(Bahau)とクアラ・ピラーとの間に支線がある。

半島の鐵道は、軌間一米突である。此點に於ては、暹羅鐵道と同一である。而して、大部單線である。

一九二四年末運轉せられてゐる英領馬來鐵道の部分は一、〇四四哩で、五二哩が建設中であつた。クアララムバーの附近にある中央鐵道工場は近代の諸機械を以て充分設備されてゐる。該工場では、車輛を製造し、大部分英國に於て製造せらるゝ機關車を組立て、維持修繕に關する諸般の作業をなす。

馬來半島に於て運轉せられる郵便列車には、寢臺車、食堂車が連結されてゐる。イポーとクアララムバーとは、停車場に接近して、近代的大鐵道ホテルがある。而して、彼南と盤谷との間には、直通の急行列車がある。盤谷は、彼南から三十四時間にして達することが出来、新嘉坡から六時間以内で達せられる。

半島に於ける標準機關車は、バシフィック型で、炭水車と合せて七十五噸ある。最高車軸積載量は、現在に於ては十二噸であるが、將來製造せらるゝものは、十六噸に増加される豫定である。燃料は、在ラワンの馬來石炭會社から買収使用されてゐる。標準貨物車は、十噸の四輪車であるが、特別貨車を使用する場合もある。客車は、貫通式ボギー車である。食堂車と寢臺車とは世界何れの其れに較べても遜色がない。

極東に旅行する旅客は、彼南に於て下船し、縦貫鐵道に依り、イポー、クアララムバー等を見物し、半島を縦斷し、新嘉坡に於て再び船に乗込むことが出来る。

## 第二節 道路

相當價值ある、馬來半島に於ける最初の車道は、一八七五年のペラ戰爭中に、英國工兵隊が、マ



タン(Matani)とタイピンとの間に築設したものである。其後、各州は、漸次州内に於ける道路系統を作り出すことになつた。但し、此事業は、決して容易の業ではない。何となれば、馬來半島に於ける道路は、何れも鬱茂せる原生林を通して設けられねばならず、且つ牛車の運行に便利ならんが爲めには、四十分の一以下の勾配に止めて置かねばならぬからである。

自動車輸入の結果、一九〇二年には、道路改良の問題を解決することとなり、道幅を廣め急角度を避けんが爲め脇道を造り、永久的橋梁を築設し、路面の更新を行つた。

地方に於ける標準道路は、下水間の幅員二十二呎の基礎工事の上に造られた幅員十六呎の砂利道で、山地に於けるものゝ外、四十分の一以上の勾配を有せず、屈曲點の如き、二乃至三チェーンの道路を前方に見通し得るものでなければならぬ。

道路は、總て一哩、二分の一哩、四分の一哩毎に、マイル・ポストを立つ。此種距離標は各州の首府を起點として建てられることになつてゐる。道路の築設には多く支那人を使用し、其維持にはタミル人を使役してゐる。

馬來半島では、海岸地帯を除き他の地方に於ては、小間隔毎に都合善く、道路用として適當なる砂利の露頭がある。道普請者の最も珍重する砂利の二種たる花崗岩と石灰岩とは、殆んど無盡藏である。而して、主なる道路には、充分に使用されてゐる。半島は又紅土が多い。此紅土は、主とし

て農業地方に使用されてゐるが、相當數量の産出がある場合には、海岸地方でも使用されてゐる。紅土は、輕量運搬用の道路に使用せられる路面材料としては理想的で、眼の爲めにもギラ／＼しなくて良い。幹線道路の一大部分は、瀝青質の物體で處理されてゐる。該物體を道路に使用するとき、路面が黒くなり、暗夜には事故が起り易いから、路の兩側には白標が建てゝある。

現今に於ては、彼南から新嘉坡まで自動車で旅行す

トウル・バスの難所を経てスレムバンに出で、更に馬拉加及び非聯邦州の一なるデョホアを経て、其南



ネリギムス・ラビム州マコンマ・スバの下ハバの幹線道路

ることが出来る。即ち、彼南からプライ(Prai)までは、鐵道用の渡船を用ひ、次にプロビンス・ウエルズリを通過してグーノン・スマンゲル(Gunong Sman-gel)に至り、其れから、タイピン、クアラ・カングサー、イポー、ゴーベン、(以上何れもベラ州)を経て聯邦州の首府たるスランゴア州のクアラ・ラムパーに至る。其れから自動車は、セ



端デヨホア・パールーに至り、此處から連絡道路に依て一路新嘉坡に達する。其間の距離五〇六哩で、其間には、原生林あり石灰岩の險崖あり、護謨園あり、錫鑛山あり、旅客の眼を慰むるに足るものがある。

半島には別に東西に連なつてゐる幹線道路がある。該道路は、基点をポート・スウェテンナムに有し、其れからクランを通過してクアラ・ラムバーに進み、其れから、スマンコー・パス(Semangko Pass) 至二、八〇〇呎)の難所に依て山岳を横切り、今一つの方法としては、ギンティン・シムバー(Ginting Simbah 二、〇〇〇呎)の山道に依て同じく山岳地を横断して、バハン州のラウプに至る。ラウプから、道はブンタ(Benta)に進み、其れから五百十哩の處女林を通つてチュラントウト(Jerantut)で鐵道に會し、渡船でバハン河を横切り、支那海に面せるクアンタンに至る。西端から東端までの距離は二八二哩である。

右に記載せる二つの幹線道路の外に、各州には、行政官廳の所在地又は各種産業の中心地を連結する多くの道路がある。農場鑛山等で、官設の砂利車道の附近にないものは殆んどない位である。馬來聯邦州及び非聯邦州には、三、五五五哩の砂利車道がある。是れを州別に表示すれば左の通りである。

馬來聯邦州	馬來非聯邦州
スランゴア	八七一
ネグリ・スンプラン	七九〇
パハ	四六五
	三七八
	五七〇
	三六二
	一〇二
	一七

中に就き、デヨホア、ケダーの兩州は馬來聯邦州及び海峽植民地の道路系統に連絡してゐる。ケランタン州の道路は、鐵道に聯絡してゐる。獨り、トゥレンガヌ州の道路が目下孤立の状態にある。但し、現在の道路系統を擴張して連絡を付けやうと考へ中である。

### 第三節 海運

英領馬來に於ける主要港は、馬來半島の南端に位せる新嘉坡島にある同名の港市、プリンス・オブ・ウェールズ島(Prince of Wales Island)に在る彼南、スランゴア州に於けるポート・スウェテンナムである。雜多にして大量の運輸が、年々此等三港を通じて行はれてゐる。然し、此三港中、最も重要なのが新嘉坡であることは申す迄もない。新嘉坡に於ては、歐羅巴、亞弗利加、印度、錫蘭が



ら東洋に向ふ汽船が、亞米利加の太平洋沿岸、日本、支那、濠洲、爪哇、印度支那、ホルネオ、暹羅から印度、錫蘭、亞弗利加、歐羅巴に向ふ汽船と輻合する。

英領馬來の諸港に定期航路を有する汽船會社は左記の通りである。

A。歐洲。

英國。Blue Funnel, Ben, Ellerman and Bucknall, Glen, Peninsula and Oriental Steam Navigation Co., Prince.

佛國。Chargers Réunis, Messageries, Maritimes.

和蘭。Netherlands Royal Mail. (Soomvaart Mij Nederland の事。), Rotterdamsche Lloyd.

日本。日本郵船會社、大阪商船會社。

獨逸。North German Lloyd.

伊太利。Lloyd Triestino.

西班牙。Compania Trasit Pacifica. (Spanish Mail).

B。印度。

孟買。Peninsula and Oriental Steam Navigation Co., 日本郵船會社、大阪商船會社。

甲谷院。British India Steam Navigation Co. (Via Rangoon and direct), Indo-China Line

マドゥラヌ。British India Steam Navigation Co.

C。濠洲、新西蘭。

メルボーン、シドニー其他。Burns Philp Line, Koninklijke Paketvaart Mij.

フリーマントル、北西海岸諸港。Western Australia Steam Navigation Co., Ocean Steamship Co., State Shipping Service.

D。支那、日本。

歐羅巴新嘉坡間に航路を有するものとして右に記載せられたる汽船會社の全部(但し、Netherlands Royal Mail 及び Rotterdamsche Lloyd を除く)及び日本から航路を有する British India 及び Indo-China Line 及び香港、新嘉坡、ブラワンデリ、及び彼南間に航路を有する Koninklijke Paketvaart Mij.

E。南部亞弗利加。

ケープタウン、ダーバン。日本郵船會社、大阪商船會社。

F。加奈院、北米合衆國。

英領馬來との間には、二、三の直接貨物航船がある。太西洋を通過する旅客は歐羅巴の港にて、太平洋を横断する旅客は、日本支那の港又は香港(是れが最も普通に行はる)にて乗替へる。



G。南米。

リオデ・ジャネイロ及びモンテ・ヴィデオ。南亞弗利加經由の日本郵船會社、大阪商船會社の航路あり。

H。地方的航路。次に掲ぐる汽船會社は、新嘉坡彼南から、馬來群島の各方面、暹羅、印度支那、ボルネオ、比律賓に向け頻繁に船を出してゐる。

Straits Steamship Co. (Alfred Holt & Co. 經營)

新嘉坡起點(1)ミリ(Miri)、ラブアン、ゼッセルトン(Jesselton)、クダト(Kudat)、サンダカン(Sandakan)、イロイロ(Iloilo)、サムボアンガ(Zamboanga)等。

(2)盤谷へ。

(3)ポート・スウェテンナム及び彼南へ。

彼南起點。ブラワン・デリへ。

右航路の外に、二、三の沿岸航路がある。

Koninklijke Paketvaart Maatschappij 此會社の船は、爪哇、スマトラ、蘭領ボルネオ、セレベスの諸港其他蘭領東印度各地方に廻つてゐる。

Blue Funnel Line 新嘉坡及びスマトラのブラワン・デリ間に、二週一回の航路を持つてゐる。

Peninsula and Oriental Steam Navigation Co. 此會社の汽船は、毎十日に一回新嘉坡、ポート・ス

ウェテンナム、トックロク・アンスンを出てブラワン・デリに向ふ。

### 第四節 新嘉坡港

新嘉坡港は、海峽植民地總督、兼馬來聯邦州高等代理員の駐在地で、面積僅かに二一七平方哩に過ぎない一小島の上にある。同地の人口は約四一八、〇〇〇で、其構成分子の雜多なる點から、天上天下最も世界的であるといふも過言ではないであらう。

A。貿易。新嘉坡港に於ける貿易の特色は、護謨と錫とを英米に輸出することにある。錫は、新嘉坡で精鍊され、精製品として輸出せられる。ランカチャーの綿製品は、一應新嘉坡に輸入され、再び近隣の諸國に輸出せられる。石炭も大量に輸入されてゐるが、一部はバンカーとして船舶に供給され、他の一部は地方的に消費せられる。其他、歐羅巴諸國、日本、亞米利加、支那、暹羅、緬甸、爪哇、スマトラ等から大なる雜品の輸入がある。又コブラ、砂糖、香料、籐、ダマール其他のゴム、サゴ澱粉、珈琲等を含める熱帶産物が、旺んに積替へ輸出される。

B。船渠及び埠頭。新嘉坡に於ける最初の乾船渠は、一八五九年完成された。而して、四十餘年



間船渠及び埠頭事業は、個人經營に委せられてゐた。然るに、一九〇五年、政府は、船渠と埠頭とを其手に收め、是れを管理する爲め港務委員局 (Harbour Board) を設置した。而して、港灣の設備港務行政の上に大なる改良を施した。

但し、水先案内、點燈、港内に於ける浮標の定置、沖合碇泊所に於ける船舶の繫留等は、港務委員局の管轄にあるのでなく、政府自ら直轄してゐる。

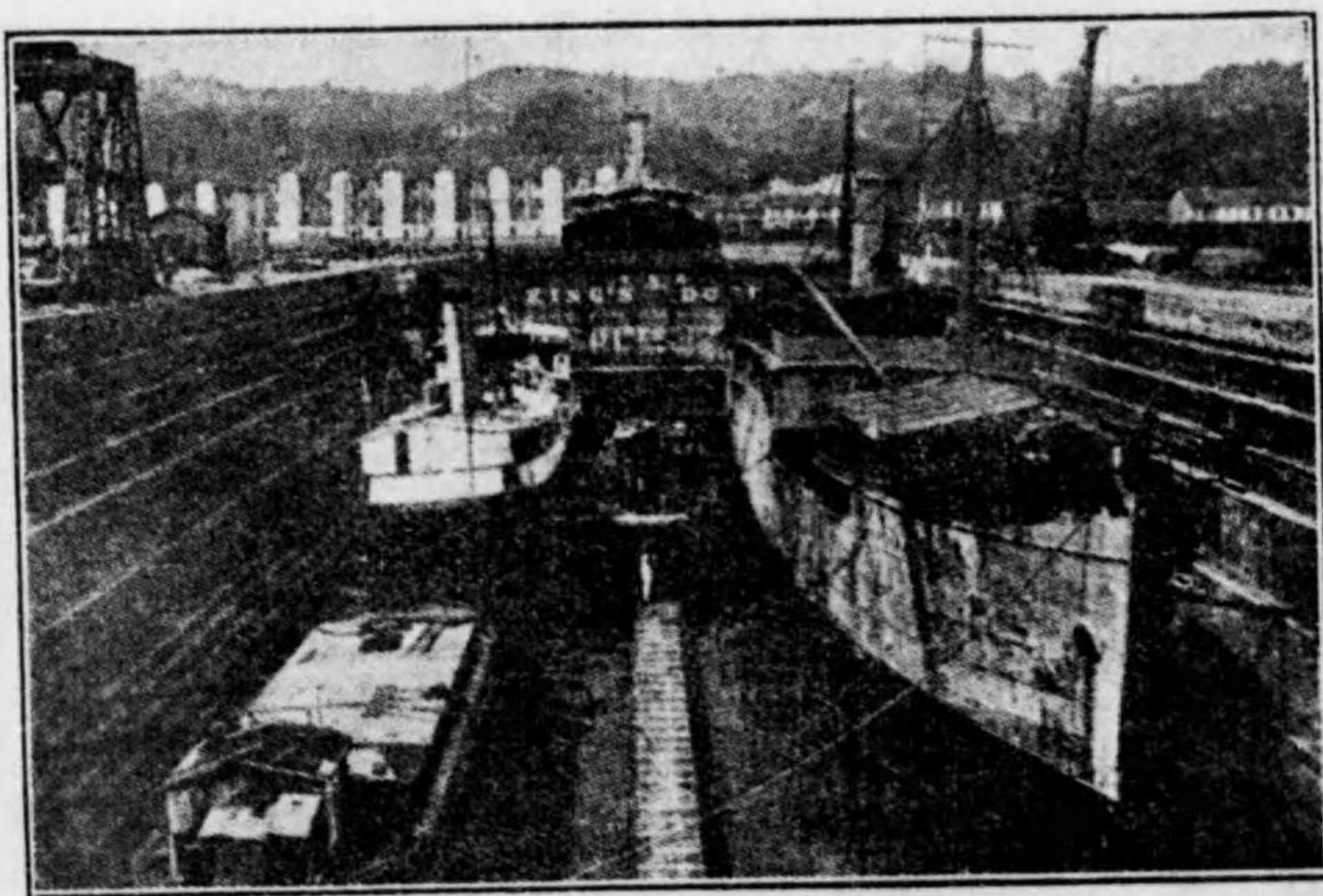
110。新嘉坡港務委員局。港務委員局は Straits Settlements Ports Ordinance といふ、海峽植民地總督の制定せる法律の下に設置されたものである。委員會は、總督の任命する一名の委員長、一名の代理委員長、三乃至七名の委員より組織されてゐる。港務に關する附則、諸料金等は、總督の認可を得て、委員會が決定することになつてゐる。

港務委員局の職員は、一二〇名の歐羅巴人、一、九〇〇名の歐亞混血人、支那人、印度人、馬來人からなつてゐる。此等職員の外に、四、〇〇〇名以上の印度人支那人が埠頭苦力として、該委員局に使役されてゐる。該局の造船部には、五、〇〇〇人以上の支那人熟練職工、見習、労働者等が働いてゐる。

港務委員局は、局自らの警察隊、發動機を備付せる消火用平底船、自動消火機を有する自動車、煙除け装置其他のものを有する消防隊を持つてゐる、該局は、局に於て所有せる地域内に於ける點燈、

交通整理、道路の築設修理、汚物掃除、衛生施設等に就て責任を負ふことになつてゐる。

港務委員局に於て所有する備品の重なるものは、完全なる消火設備と海難救助の装置とを有する汽力曳船、二十五噸と六十噸との能力を有する起重叉脚各一臺、電力起重機、汽力起重機、起重平底船、定著起重機、小蒸汽船、多くは七十噸以上の積載力を有する百艘以上の解舟等である。延長十一哩に亘る軌幅一米の鐵道系統が、港務局の使用



キーン・ス・ドック

地と、聯邦州鐵道局の鐵道系統とを連結してゐる。又別に、港務局の敷地内に、有税品たる酒、煙草其他の物品を保税貯藏する倉庫がある。

又 Limited Liability Co. といふ私人の會社が、港務局の敷地を賃借し、其中に冷藏庫を建築し、濠洲より輸入せる多量の肉、食料品、生果物を貯藏してゐる。

次に掲ぐる表は、目下新

嘉坡に在る船渠の能力を示すものである。長さ幅とに於て右は最大の寸法を左は底部の寸法を示



すものである。

船渠名	項目	長さ		入口幅		基庭面(二三)の高さ		普通の大潮の時に於ける満潮時の基庭面の深さ
		呎	吋	呎	吋	呎	吋	
第一號ドック	ク	三六	六	四	〇	四	〇	一四
第二號ドック	ク	四〇	六	四	〇	三	〇	七
ガイクトリアドック	ク	四六	九	五	〇	三	〇	三
アルバートドック	ク	四七	七	五	五	〇	〇	三
キングスドック	ク	八三	〇	九	〇	四	〇	三

埠頭の上及び其附近に於ける港務局敷地の貯蔵能力は貨物二六〇、〇〇〇噸、石炭二〇〇、〇〇〇噸である。港税、入港税、ドック税、市税、燈税等を課せない。

深海埠頭ならば、登簿噸數二萬噸の汽船が、潮の干満に拘らず接近することが出来る。過去二年間に於て新嘉坡に出入せる船舶(軍艦、商船、土人舟を含める)の艘數並びに總數は左の通りである。

一九二三年

一一、四七九艘

二〇、五二二、五七二噸

一九二四年

一一、九八九艘

二一、九二五、九四三噸

航洋船の大多數は、港務

局所屬の埠頭に碇泊する。

該埠頭は、延長一〇、〇〇〇

呎を有し、其中四、四一二呎

は、干潮時に於てすら、三

十三呎以上の水深を有す

る。或汽船は、或は内港、

或は外港で、荷物の積卸を

爲す。而して、其れが爲め

多數の解舟が使用されてゐ

る。前記 Peninsula and Ori-

ental Steam Navigation 會社

は、會社自身の埠頭を所有

西部濠洲との間に、大なる貿易が行はれてゐる。



彼 南 港

してゐる。

新嘉坡は自由港であるか

ら何等の關稅も徴收しな

い。只、酒精飲料、阿片、

煙草、石油に對しては、消

費税を課する。

新嘉坡は、馬來半島の全

部、暹羅、印度支那、英領

ボルネオ、蘭領東印度の一

大部分に對しては、最も重

なる輸出入港であり、積換

貿易港である。又該港を通

じて、印度、支那、日本、



第五節 其他の諸港

A。彼南。彼南港は、プリンス・オブ・ウェールズ島の東側に位し、島が山岳的性質を有するが爲め、割合に能く保護されてゐる。

十八呎以上の吃水を有する汽船は、北の入口よりのみ入港し得る。二十六呎以上の吃水を有する汽船は潮水の干満を見計つて出入するの要がある。

スウェテンナム橋は長さ一、二〇〇呎で、干潮の際



港イラプのーリズルエウ・スンピロブ

に於ける最小水深三十呎である。主として郵便船、大型汽船の爲めに使用されてゐる。他の汽船は港内に碇泊し解舟小蒸汽船を用ひて荷物の積卸しをなす。彼南港務局は、八十三艘の解舟と一三九、一五〇平方呎の倉庫敷地とを彼南に所有し、別にバガン・ルア (Bagan Luu) に於て、二四、三三〇平方呎の地面を持つてゐる。彼南では、港税を徴收し

ない、本土の方にあるブライには、長さ二、四〇〇呎の埠頭があり、沖掛りの汽船は解舟に荷物を卸し、直接鐵道に積込めるやうに、陸揚することが出来る。

B。ポート・スウェテンナム。スランゴア州に於けるポート・スウェテンナムは、クラン河の河口に位し、港は完全に陸に依て取圍まれてゐる。南入口の砂洲の上に於ける最小水深は二十二呎、碇泊地に於ける水深は三十二呎である。大潮時に於ける干満の差は、平均十五呎、小潮時に於ては平均九呎である。

此處には、最小水深三十三呎、長さ一千呎の埠頭が一、各一百呎の長さ十五呎の水深とを有するT形の頭を持つ埠頭三、長さ二百呎、最小水深十六呎を有する平底船埠頭一がある。又馬來聯邦州鐵道局の倉庫には充分の「スペース」がある。

今一九二三年中、新嘉坡に出入せる商船の艘數總噸數を、國籍別に示せば左の通りである。

國籍	入港		出港		合計	
	艘數	噸數	艘數	噸數	艘數	噸數
米	二四	三六三三	一一	三六〇七	三三	六七四四
英	二九四九	四八四二四	二九五三	四八三四四	五九〇二	九六四六五九
支那	五二	三三三七	五二	三三三七	一〇四	六四五一四
丁抹	五六	一七五二	五六	一七五二	一一二	三五一四四



和國	佛蘭	獨逸	露亞	伊太	日西	諸班	巴亞	露威	西亞	瑞亞	薩威	薩威	運	計	
														噸數	艘數
一七九	一四一	二六	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	六三六	一〇二,四四一
一七九	一四一	二六	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	六三六	一〇二,四四一
一七九	一四一	二六	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	六三六	一〇二,四四一
一七九	一四一	二六	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	六三六	一〇二,四四一
一七九	一四一	二六	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	六三六	一〇二,四四一
一七九	一四一	二六	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	六三六	一〇二,四四一
一七九	一四一	二六	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	六三六	一〇二,四四一
一七九	一四一	二六	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	六三六	一〇二,四四一
一七九	一四一	二六	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	六三六	一〇二,四四一

又一九二四年に於て新嘉坡に出入せる商船の艘數、總噸數等を國籍別に表示すると左の通りである。

米	支那	英	國	入		出		合	
				艘數	噸數	艘數	噸數	艘數	噸數
一〇三	三〇八	三〇八	三〇八	一〇三	三〇八	一〇三	三〇八	二〇六	六一六
一〇三	三〇八	三〇八	三〇八	一〇三	三〇八	一〇三	三〇八	二〇六	六一六
一〇三	三〇八	三〇八	三〇八	一〇三	三〇八	一〇三	三〇八	二〇六	六一六
一〇三	三〇八	三〇八	三〇八	一〇三	三〇八	一〇三	三〇八	二〇六	六一六
一〇三	三〇八	三〇八	三〇八	一〇三	三〇八	一〇三	三〇八	二〇六	六一六
一〇三	三〇八	三〇八	三〇八	一〇三	三〇八	一〇三	三〇八	二〇六	六一六
一〇三	三〇八	三〇八	三〇八	一〇三	三〇八	一〇三	三〇八	二〇六	六一六
一〇三	三〇八	三〇八	三〇八	一〇三	三〇八	一〇三	三〇八	二〇六	六一六
一〇三	三〇八	三〇八	三〇八	一〇三	三〇八	一〇三	三〇八	二〇六	六一六

一九二二—一九二四年中、彼南に出入せる英國及英國以外の商船の艘數噸數等を表示すれば左の通りである。

米	國	一九二二年		一九二三年		一九二四年	
		艘數	噸數	艘數	噸數	艘數	噸數
一〇三	三〇八	一〇三	三〇八	一〇三	三〇八	一〇三	三〇八
一〇三	三〇八	一〇三	三〇八	一〇三	三〇八	一〇三	三〇八
一〇三	三〇八	一〇三	三〇八	一〇三	三〇八	一〇三	三〇八
一〇三	三〇八	一〇三	三〇八	一〇三	三〇八	一〇三	三〇八
一〇三	三〇八	一〇三	三〇八	一〇三	三〇八	一〇三	三〇八
一〇三	三〇八	一〇三	三〇八	一〇三	三〇八	一〇三	三〇八
一〇三	三〇八	一〇三	三〇八	一〇三	三〇八	一〇三	三〇八
一〇三	三〇八	一〇三	三〇八	一〇三	三〇八	一〇三	三〇八
一〇三	三〇八	一〇三	三〇八	一〇三	三〇八	一〇三	三〇八



國籍	一九二二年		一九二三年		一九二四年	
	入港	出港	入港	出港	入港	出港
英國	三三三	二二七	五四六	九八三	三四〇	三二五
義國	一	一	一	一	一	一
那國	一	一	一	一	一	一
抹國	一	一	一	一	一	一
蘭國	一	一	一	一	一	一
佛國	一	一	一	一	一	一
獨逸	一	一	一	一	一	一
伊威利	一	一	一	一	一	一
諾亞威	一	一	一	一	一	一
露典	一	一	一	一	一	一
瑞典	一	一	一	一	一	一
運羅	一	一	一	一	一	一
薩羅	一	一	一	一	一	一
日哥	一	一	一	一	一	一
伊羅	一	一	一	一	一	一
獨本	一	一	一	一	一	一
和利	一	一	一	一	一	一
支那	一	一	一	一	一	一
白耳	一	一	一	一	一	一
英	一	一	一	一	一	一
合計	四二八	三三三	七六四	九八三	四八四	五二七〇

一九二二—一九二四年中、ボート・スウェナムに出入せる船舶の艘數總噸數等を國籍別に表示すれば左の通りである。

國籍	一九二二年		一九二三年		一九二四年	
	入港	出港	入港	出港	入港	出港
米	三	三	二	二	三	三
國	七七六	七七六	二五三	二五三	五七〇	五七〇
合計	七七九	七七九	二五五	二五五	五七三	五七三

國籍	一九二二年		一九二三年		一九二四年	
	入港	出港	入港	出港	入港	出港
英國	九七	三三	九三	四	九七	八
義國	一	一	一	一	一	一
那國	一	一	一	一	一	一
抹國	一	一	一	一	一	一
蘭國	一	一	一	一	一	一
佛國	一	一	一	一	一	一
獨逸	一	一	一	一	一	一
伊威利	一	一	一	一	一	一
諾亞威	一	一	一	一	一	一
露典	一	一	一	一	一	一
瑞典	一	一	一	一	一	一
運羅	一	一	一	一	一	一
薩羅	一	一	一	一	一	一
日哥	一	一	一	一	一	一
伊羅	一	一	一	一	一	一
獨本	一	一	一	一	一	一
和利	一	一	一	一	一	一
支那	一	一	一	一	一	一
白耳	一	一	一	一	一	一
英	一	一	一	一	一	一
合計	九九二	九九二	九九二	九九二	九九二	九九二

第六節 郵便、郵便貯金、電信及び電話

英領馬來に於ける郵便、電信、電話は、六箇の異なる政府に依て管轄されてゐる。六箇の政府とは、海峡植民地、馬來聯邦、ヂョホア、ケダー、ケランタン、トゥレンガヌの各政府をいふのである。

元來、海峡植民地に於ける諸郵便局は、海峡植民地の管理權が、一八六七年印度政府の手から植



民省に移るまでは、甲谷陀郵政總監の監督下にある印度郵便局の支局に過ぎなかつたのである。海峡植民地に於ける郵便切手は、一八六七年以前は印度の郵便切手に過ぎず、表面に王冠と、仙に依て現はせる切手代とを印刷してあつた。

然るに、一八六八年海峡植民地は、植民地自體の切手を發賣することにしたから、印度政府の切手は自然廢止せられた。當時、馬來の諸州は、未だ郵便事務を行つてゐなかつた。然し、一八九一年ネグリ・スムピラン、バハン、ペラ、スランゴア、スンゲイ・ウヂョンは、各別に切手を發賣し、翌一八九二年には、ヂョホア州も各別のスタンプを發行することになつた。此等のスタンプは、地方的通信に役立つに過ぎず、諸外國に發送せらるゝ書簡其他には、馬來聯邦州の州名を印刷せる海峡植民地政府の切手を貼付したのである。然るに、一八九五年、ペラ、スランゴア、ネグリ・スムピラン(スンゲイ、ウヂョンは、其後ネグリ、スムピラン州中に編入された)、バハンは合して馬來聯邦州を形成することになり、或州のスタンプには、其上に *Federated Malay States* なる文字を印刷して、一九〇〇—一九〇一年中馬來聯邦州の正式スタンプが出来上るまで間に合せてゐたのである。一八九九年一月一日以降、馬來聯邦州並びにヂョホアのスタンプは、萬國郵便聯合に加入せる諸國への郵便物に於て、郵税の前拂として效力を有することになつた。

一九〇七年には、英領馬來郵便同盟(Malayan Postal Union)が出来た。該同盟成立の結果、書簡、

小包、其他に對する印紙代は、同盟に参加せる諸州に關する限り同一となつた。而して、該印紙代は萬國郵便の場合に於けるよりは遙かに安價であつた。然るに、非聯邦州たるケダー(バリス州を含む)、ケランタン、トゥレンガヌは、一九〇九年暹羅の手を離れ、英國の保護の下に置かるゝと共に、聯邦州間の同盟に過ぎなかつた馬來郵便同盟に加入することになつた。

海峡植民地が、萬國郵便同盟に加入したのは、一八七七年、馬來聯邦州が是れに参加したのは一九一五年ケダー、ケランタンの二非聯邦も一九一六年、遂に是れに参加した。トゥレンガヌとヂョホアは是れに加盟してゐない。

海峡植民地に於ける郵便局(郵便事務代理取扱所を含む)數は四一三、馬來聯邦州に於けるものは一四五、ヂョホア一五、ケダー(バリスを含む)は一八、ケランタンは六、トゥレンガヌ七である。五十以上の汽船航路が新嘉坡を經由してゐる。而して此等航路の中、多數のものが彼南にも寄港する。此等の二港を通じ、英領馬來歐羅巴との間には、本章第三節に擧げたBritish India汽船會社の汽船が、ネガバタム(Nagapatam)孟買を經由して二週一回連絡を、Peninsular and Orientalの汽船 *Messageries Maritimes* の汽船が、錫蘭を經由して同じく二週一回の連絡を、*Soomvaart Mij Nederland* 及び *Rotterdamse Lloyd* の兩和蘭汽船會社の社船が亦同じく二週一回の連絡を取りつゝある。右の外、歐洲との間に頻繁に交通を保つてゐるものに、アルフレッド・ホルトの汽船、*Chargours-*



Peninsular and Oriental の汽船及び Messageries Maritimes の汽船が二週に一回、其他の汽船會社が頻繁に連絡を取つてゐる。佛領印度支那方面へは Messageries Maritimes の汽船が一週一回出る。馬尼拉との間には、香港經由で多數の連絡があり、西班牙のバケット汽船會社は直接同地との連絡を取りつゝある。盤谷との間には、Straits Steamship 其他汽船會社の航路がある。パタビア及び他の蘭領東印度諸港との間には Koninklijke 其他汽船會社の頻繁なる連絡がある。濠洲との間には British India, Burns Philp, Ocean Steamship Co., Western Australia Steam Navigation Company, State Shipping Service, Koninklijke 等内外の會社が連絡を取つてゐる。マドゥラスとの間には、British India 會社が、一週一回の直接航路を持ち、蘭貢甲谷院との間には、Indo China Steam Navigation Company, British India, Apear 等の汽船會社が、一週一回の航路を持つてゐる。英領馬來自體の諸港間には、數多の汽船會社が頻繁に船を動してゐる。

内陸方面に對しては、鐵道が南北に貫通する郵便聯絡の主線を構成してゐるのみならず、聯絡關係を遠く暹羅にまで及ぼしてゐる。鐵道線路上に於ける重なる地點からは自動車、自轉車、郵便脚夫、水陸の便に依て、郵便物が諸方面に配達せられる。相當な大なる町村に於ては、郵便物の集配が定刻になされてゐる。而して、此等の郵便事務は、目下迅速に擴張されつゝある。

小包郵便制度に就て言へば、該制度が英本國に實施せられる八年前の一八七五年に、海峽植民地と英國との間に小包郵便事務が開設せられた。爾後、諸外國との間に於ける小包郵便事務は、頻繁に擴張せられ、今日に於ては、英領馬來の總ての地點と、小包郵便制度を有する世界の殆んど總ての國との間に、直接間接、小包郵便の送受を爲すことが出来るやうになつた。而して、一九〇九年には、英領馬來と英國との間に、現金引替小包郵便制度が布かれた。引續き、トゥレンガヌ州を除ける英領馬來自體の間にも、現金引替小包郵便事務が開始された。現今に於ては、該制度は、英領馬來と、多數の英領植民地及び附屬地との間に於ても行はるゝやうになつた。

次に郵便保險制度は、極めて限られたる範圍ではあるが、一八九一年海峽植民地に採用され、一八九九年中該植民地は、華盛頓に於て締結された萬國書留郵便協定に参加することになつた。馬來聯邦州も、一九一五年以前既に或限られたる郵便保險制度を持つてゐたが、同年に前記萬國書留郵便協定に参加することになつた。ケダー州も、一九一六年萬國郵便聯合に、加入したと同年に萬國書留郵便協定に参加した。

英領馬來に於ける郵便事務の一大特色は、或支那人に鑑札を與へて『寄せ集め小包 Clubbed Packet』の取扱ひを許してゐることである。該鑑札の所持者は、支那に送らるべき書簡をば、一纏めにして小包とし、支那に向けて發送し、又は反對に書簡をば小包として支那より受領配達することを許され



てゐる。此處にいふ書簡は、普通送金を伴へる關係上、『送金書簡 Remittance Letters』と呼ばれてゐる。此『送金書簡』の差出人は、郵便爲替の事務が、全然行はれてゐない支那の片田舎から來てゐる、大部分殆んど眼に一丁字なき苦力で、彼等は、此『寄せ集め郵便』の制を利用し、郷里に送金の通知を爲さんとするものである。然し、現今に於ては、英領馬來に移民を送つてゐる支那の地方にも、大抵郵便事務が行はるゝやうになつて居り、現に郵便爲替の事務が英領馬來と支那との間に取行はるゝやうになつたから、且つ『寄せ集め郵便』などといふものは、世界の何れの國に於ても行はれてゐる郵便官營の原則に反してゐるから、此の如き制度は、日月の進歩と共に消滅するものと考へらるゝのである。一九二三年中、『寄せ集め』式に依て英領馬來から支那に送られた書簡は三百萬通、其れに依て通知せられた送金額は數百萬弗に達するものと認められる。

半島在住者中の一大部分が移民から成立つてゐるといふ事實は、同地に於ける郵便爲替取扱件數の多いこと、其れに依て取扱はれてゐる金額の大なることを説明すると思ふ。郵便爲替事務は、數箇の國々との間に於て取極められたる協定に基いて行はれてゐる。而して此等の國々とは、直接郵便爲替の取引が行はれて居り、爾餘の世界の國々(殆んど總ての國々)とは、此等の國々を通じて郵便爲替の交換が行はれる。電信爲替事務は、英領馬來を通じて行はれてゐるばかりでなく、英本國、印度、錫蘭との間にも行はれ、是れを利用する者が、今日頗る多い。一九二三年中、英領馬

來に於て出された爲替券の數は約四六〇、〇〇〇、其れに依て代表せられた金高は二一、〇〇〇、〇〇〇弗に上つてゐる。最も大なる郵便爲替の取引先は英領印度である。英國の爲替券は馬來に於て賣買せられ、トゥレンガヌ以外の州政府郵政局に於ては、現金と引換ふることになつてゐる。

電信線は、馬來聯邦州に於ける總ての郵便局、並びに海峽植民地、デョホア、ケダー、トゥレンガヌに於ける大多數の郵便局をば、半島の八方に擴延してゐる幹線に結付けてゐる。而して、新嘉坡彼南を通じ、海底電線、無線に依て世界の他の部分に結付けてゐる。ケランタンのみは英領馬來の他の部分と、暹羅を通じて辛ふじて連絡してゐる。馬來諸州電信條約の規定に基きケランタンを除ける馬來諸邦は、同一料金同一手續きを以て電信事務を行つてゐる。新嘉坡からは、總計十本の海底線が出てゐる。即ち、彼南へ五本(彼南からはマドゥラスに二本、コロンボーに二本、德里に一本)、バタビアへ一本(バタビアからは、ココス諸島に一本)、バンニューワング(Banjewangie)へ一本(バンニューワングからはポート・ダーウィン Port Darwin に二本)、香港に直通せる線一本、交趾支那へ一本(交趾支那から香港に一本)、ラプアンへ一本(ラプアンから香港へ一本)都合十本である。此等の線は、悉く Eastern Extension Australasia and China Telegraph Company, Ltd. に屬し、該會社に依て運轉せられてゐる。

新嘉坡に於ける電話交換局は、Oriental Telephone Co. に依て經營されてゐる。然し半島の他の部



分に於ける公衆電話系統は、郵便電信局に依て運轉せられてゐる。目下、馬來聯邦州には三十四箇所、海峽植民地には十四箇所(前掲 Oriental Telephone Co. に屬するものを除く)、ヂョホア州には十箇所、ケダ州には十二箇所、トゥレンガヌ州には一箇所の電話交換局がある。但し、新嘉坡の電話交換局は、ヂョホア州の首府ヂョホア・パルと連絡してゐる。馬來聯邦に於ける總ての電話交換所は、幹線或は接合線に依て、相互連絡し、晝夜の別なく運轉されてゐる。のみならず、此等交換局の多くは、彼南、馬拉加に於ける電話系統及びヂョホア州北部に於ける交換局と通話上の聯絡を保つてゐる。

海峽植民地郵政局は、新嘉坡に一箇、プロビンス・ウェルズリーのプナガ(Penang)に一箇の無線電話局を維持してゐる。船内無線電話局及び印度、英領北ボルネオ、サラワクに於ける無線電話局との通信は、此等二局を通じて行はれてゐる。新嘉坡に無線電局が出来る以前サラワクは、諸外國と電信の交換をする何等の手段も持たなかつたのである。

英領馬來の郵便電信に關する法令は、政府を異にする毎に多少違つてゐる。然し、法令を同一にせねばならぬといふ有力なる運動が目今行はれてゐる。英領馬來に於ける政府は、何れも皆、萬國郵便聯合の小包郵便、代金引換郵便、郵便爲替に關する補助的協約にも、國際電信協約(International Telegraph Convention)にも參加してゐない。

郵便電信事務の重なるものにつき、一九二三年の統計を示せば左の通りである。

政 府 名	引受け配達された郵便物の總數	郵便爲替振出仕拂高(弗)	郵便貯金高(弗)		歳 入	歳 出
			金 高	口 數		
海 峽 植 民 地	三、四一、四三三	一、七四、八〇〇	五、三九、五三三	一、三三、九	一、六六、一九〇	一、三九、八五〇
馬 來 聯 邦 州	三、〇四、三三五	三、五、四九八	一、四四、七三六	一、八七、五	一、八〇、二五〇	一、六九、九八〇
ヂョホア	四、七四、七三三	数字を擧げず	五、〇八、九五一	無	無	九、五、五六
ケダ	一、九九、三三七	同	三、三六、七〇〇	数字を擧げず	数字を擧げず	六、三、四八
ケラ	二、六二、三五七	同	二、〇三、三五八	無	無	七、五、三三
トゥレンガヌ	四、七、七六	同	七、四、六三	無	無	三、五、七九

※ Postal orders を含む。  
△郵便電信豫算表中より取る。

政 府 名	現金引換郵便受取數	現金引換金高(弗)	小包郵便引受數	電 信 引受數	電 話		電 話	
					電 話 架空ライン長(哩)	電 話 架空ワイヤ長(哩)	電 話 ケーブル長(哩)	電 話 ケーブル中にある架空線長(哩)
海 峽 植 民 地	三、九〇、七九	六、七、八三	三、〇、四九	七、九、〇、七〇	一、四、六	二、四、〇	一、六、八七	六、六、数字を擧げず
馬 來 聯 邦 州	三、七、七〇	三、八、六、〇〇	二、三、三三	八、三、七、三	三、四、八	二、三、三〇	一、六、八七	五、三、三
ヂョホア	同	上	同	五、九、〇〇	一、八	数字を擧げず	同	上



ケ ク ト	ダ ラ ウ	一 ン レ ン	一 タ ン ガ ヌ	一九二四年 迄實施されず	無	同	上	一三六四七	二五五〇五	同	上	同	上	上	上	上
					無	無	無	一〇六五	九八五	同	上	同	上	上	上	上
								一八七	九八五	同	上	同	上	上	上	上

※郵便電信局に於て取扱はない海底電信を含みます。  
 譯註。前記の二表中には、不明の箇所少からざるも、試に記して參考とす。

## 第二十四章 衛生

### 第一節 衛生機關

衛生促進の爲め設けられてゐる機關に、一般的のものと地方的のものがある。

一般的醫務衛生機關としては、政府所屬の醫務官團がある。該團に屬する職員は、必要に應じ、英領馬來の何れの地點に於ても任務に服する。海峽植民地の醫務官團と、馬來聯邦州同非聯邦州の醫務官團とは、全く別箇の機關である。但し、其一方に屬する醫官衛生技師は、他の一方に轉勤せしむることが出来る。

地方的醫務衛生機關として擧ぐべきは、市、町、村に於ける各種の衛生團體（其組織に就ては都市衛生の條下に於て説明す）並びに農園鑛山等に於ける勞働局關係の施設である。

新嘉坡と彼南とは、獨立の衛生技師を持つてゐる。其他の市町村及び勞働局に於ては、醫務官團衛生部の技師が、衛生事務に携はり諮問に應ずることになつてゐる。

政府は、又衛生上に於ける或特別の問題を取扱ふ爲めに特別委員會を組織してゐる。例へば、馬來聯邦州に於ては、政府は、マラリア防壓、小兒保健、公衆衛生教育等の問題を取扱はんが爲め、



各別に委員を設けてゐる。

### 第二節 歐羅巴人醫師衛生官吏

海峡植民地馬來聯邦州其他に於ける歐羅巴人醫務衛生官吏は、左記の通りである。

#### A. 海峡植民地

醫務總長一名

衛生技師長一名、衛生技師六名

醫官長三名、醫官十七名

外科醫二名

病理學者二名

精神病院長一名

#### B. 馬來聯邦州

醫務總長一名

官立醫學研究所長一名、同所員(細菌學者一名、病理學者一名、マラリア研究技師一名、

ケミスト三名)

衛生技師長一名、衛生技師十五名

醫官長四名、醫官四十六名

外科醫二名

眼科醫一名

レントゲン科醫一名

精神病院長一名

#### C. チョホア州

醫務總長一名

衛生技師一名

醫官二名

#### D. ケデー州

醫務官長一名

衛生技師一名

醫官一名



E。ケラントアン州

州警官一名

F。トワレンガヌ州

州警官一名

新嘉坡市衛生局には、五名の歐洲人衛生技師がある。彼南市衛生局には二名の技師を抱えてゐる。以上の如くであるが、英領馬來に於ける醫事衛生の官吏は、數に於て充分なりとは言はれない。

### 第三節 官立醫療機關

政府は多數の醫療機關を維持してゐる。即ち、左の通りである。

A。海峽植民地

病院一七

精神病院一

檢疫所三

癩病々院二

治療院一五

B。馬來聯邦州

官立醫科學研究所一

病院四七

檢疫所一

癩病々院二

精神病院一

町内治療院一二

移動治療院一七

養老院二

小兒救護所 (Infant Welfare Centres)

### 第四節 出生死亡登記法

出生死亡の登記は、全英領馬來を通じ、法律の力に依り、強制的に行はれてゐる。即ち、各州又



は各植民地は、登記法の規定に依りて郡に分たれ、登記官代理の下に事務を行つてゐる。登記官代理は、郡内に於ける或病院を監督せるものか、警察署長か、然らざれば郡の一部たる Sub-district を管轄する頭目かである。登記官代理は、生死に關する報告を、定期に登記官に進達する。多くの州に於ては、衛生技師を以て登記官に充てゝゐる。

海峽植民地に於ては、登記事務總長は醫務總長是れを兼ね、馬來聯邦州に於ては、衛生技師長を以て是れに充てゝゐる。

### 第五節 種痘法、檢疫及び傳染病豫防法

種痘は、法律の規定に依りて、七歳以下の總ての人民に對して強行される。英領馬來に渡來する大多數の勞働移民は、到着以前に種痘を施されてゐるか、然らずんば、檢疫所に抑留中種痘を施される。斯の如くにして、天然痘の流行は、殆んど最小限度にまで抑制されてゐる。

檢疫及び傳染病豫防法中に取扱はれてゐる病氣の種類は、黒死病、虎列拉、天然痘、窒扶斯、猩紅熱、實布の里亞、麻疹、水痘、腸炎、腦脊髄膜炎である。別に、此等病氣の所在報告、船舶内に於ける檢疫消毒、罹病者の隔離、病氣流行地に對する出入、劇場其他人民の集合する場所の取締、人、

家、其他の材料の消毒等に關する規定も該法中に含まれてゐる。該法律中に於ける病氣の豫防取締に關する權限は、衛生技師の手に收められ、衛生技師を置かざる地方に於ては、醫官に附與されてゐる。

充分なる設備を有する海港檢疫に關する設備が新嘉坡、彼南、ポート・スウェテンナムに存在する。前二者には各五千人を收容するに足る場所があり、後者には七千人を容るゝ場所がある。殊に、新嘉坡と彼南とは、船舶に對しクレイトン式消毒法を施す器械を備付けたる小蒸汽が置いてある。

### 第六節 醗酵性傳染病

A. 黒死病。輕微なる形式の黒死病は、鼠族中に於ける風土病である。折々不明の原因に依りて、黒死病の作因をなせる有機體は、其活力を増加し、該病が齧齒類動物中に蔓延する。該病が動物中に蔓延すれば、人間の此病に侵さるゝものが、ぼつ／＼現はれる。然し、此病氣は、人間中に於て暴威を逞ふするやうな徴候がない。而して、現今に至るまで、其流行を見たることはない。人體の黒死病に侵さるゝことの甚ないのは、蛋の繁殖に不都合なる高氣温が、斷えず其周圍に存在するからであると考えられてゐる。



B。虎列拉。虎列拉が英領馬來に流行したことはある。然し、該病は、決して英領馬來に特有であるとは言はれない。是れ恐らくは、雨量が多いばかりでなく、一年中平均して居るが爲め、給水の質と量とか比較的地に勝つてゐるからであらう。兎に角、公共用水の供給が、以前頻々として流行した虎列ラの流行度数を減じた。最近數年に於て、虎列ラのケースが、屢々あつたのは事實である。然し、海峡植民地、馬來聯邦州に於て、是れが流行を見たることはない。

C。天然痘。所謂「場末」と稱せらるゝ地方には、折々天然痘の流行を見ることがある。是れは、種痘を受けた者と然らざる者とが完全に照査されてゐないからである。然し、檢疫及び傳染病の豫防に關する法律は、完全に是れを豫防するといふ方に向て進みつゝある。

D。室扶斯、猩紅熱。室扶斯と猩紅熱は、英領馬來に於ては全然知られてゐない程度である。

E。腸炎。給水の純粹なること。蠅が比較的少ないことが、腸炎の英領馬來に於て少ないといふことを説明する。

F。麻疹、水痘。此等の病氣は劇烈には來ない。從て是れに由る死亡率は少ない。

G。癩病。約七百名の癩病患者が海峡植民地に於て、約五百名の同患者が馬來聯邦州に於て目下隔離されてゐる。彼南の附近にあるヂェルチャク島(Pulau Jerjak)、ペラ河の河口に在るバンコーア島は、共に隔離療養所の所在地である。バンコーア島の癩病植民地は馬來人患者をのみ收容する。

又クアララムバーには、一の癩病療養所がある。此等の療養所では(Chinoo-gra)油を用ひて治療を行つてゐるが、或患者に對しては甚からず奏效してゐる。  
一九二四年中、馬來聯邦州に於て、酸酵性傳染病に依て死亡せる者の數を、州別に示せば左の通りである。

州名	黒死病	虎列刺	天然痘	腦脊髄膜炎
メララ州			四	一
スランゴア州				
ネグリ・スムピラン州				
パンハ州				三

### 第七節 非酸酵性病

A。マラリヤ。マラリアは、英領馬來に於ける主要なる病、死の原因である。是れが又、大面積の豊饒なる土地が、開拓されないで残つてゐる重なる原因の一である。

元來マラリアは豫防出來る病氣である。然し、豫防するには、巨額の金錢を必要とする。聯邦州、



海峽植民地醫務局衛生部は、マラリア防壓の爲めに多くの手段を講じてゐる。其中には、マラリアの調査研究、醫者の助手、衛生検査員其他に對する蚊學の教授、ポスター其他に依る宣傳一般教育、公開講演、幻燈、蚊驅除法、規尼涅の無料配付等が含まれてゐる。醫師、農場支配人、其他の人々は、郡衛生技師に申出ることによつて、マラリア防壓に關する注意を無料で得ることが出来る。

馬來聯邦州には、醫務總長を會長とするマラリア防壓委員會有る。該委員會は、マラリア病に關する諸般の知識を集め、是れが防壓に關する政策を評議する。聯邦の各郡には、郡衛生技師を委員長とする蚊撲滅委員會が組織されてゐる。該委員會は、撲滅事業を遂行する爲めに豫算を與へられてゐる。マラリア連鎖(人間から蚊、蚊から人間といふ連鎖)を破碎する爲め、あらゆる手段、例へば人間の規尼涅化、スクリーン張、アフエリス撲滅が攻究實施されてゐる。殊に、マラリア撲滅の爲めに設けられた下水溝開渠、暗渠は、最も多く、其目的を達し、今日では頗る完全な域に達してゐる。半島に於ける多くの場所は、是れが恩澤を受けつゝある。其顯著なる一例はゲマスである。ゲマスは、ネグリ・スミビラン州とチョホア州との州界に位する鐵道の集合點で、以前はマラリアの巢窟として人に畏怖されたが、一九二二、一九二三の兩年に健康地とせられ、其れが爲め此町は、未來永劫一年五萬弗を節約し得ることになつた。

新嘉坡、クアララムバー、スレムバン、タイビン、クラン、ポート・スウェテンナム等、何れも下

水溝を開掘することに依つてマラリアを防壓し得た好箇の實例を示してゐる。クアララムバーには、延長百三十哩に亘る暗渠式地下溝が設けられてゐる。

B。赤痢、痢病。マラリアよりは遙かに劣つてゐるが、馬來半島に於て、マラリアに亞ぐ死の原因は、赤痢、痢病である。瀘過水を供給されてゐる市街地方に於て、英領馬來全體に比較して、此種病氣の率が高い所を見ると、主原因が水でなく、食物にあるものと想像せられる。食物傳染は、市街地に於ける人口の大部分が小寢室に起居し、出來合ひの食物を買つて食ふことから起るのである。蠅も、田舎に於てよりは、市街地に多い、但し、英領馬來は、他熱帶諸國に比較して、蠅が多いとは言はれない。

C。肺結核。英領馬來に於て、肺結核の爲め死亡する者の割合は、一年平均千人に付約二人である。大市街に於ける該病患者の死亡率は、田舎に於けるもの約二倍である。然し、其れは、該病に侵されてゐる患者が、診療の爲め都會に集中する爲め、或は都會地の慈善病院に入院するが爲めである。一體、亞細亞人は、病氣の程度が著しく進むまでは、資格ある醫者に病氣を診せない。而して、病氣の初期に診て貰ふ患者も、治療に必要な面倒なる養生法に飽き、久しからずして是れを棄てる惡習を持つてゐる。

肺病豫防の爲め、家屋の改良、各種の宣傳、教育が目下行はれつゝある。官衙に奉職せる官吏雇



員は、毎年身體検査を受けねばならぬ。

D。十二指腸蟲病。殆んど總ての土人が十二指腸蟲を持つてゐる。然し、マラリアと併發してゐない場合に、十二指腸蟲病に因る貧血の徴候を、一見認識することは普通出来ない。

十二指腸中に因る死亡率は、一年平均千分の〇・五である。一般に土人が、糞の始末をするのに非衛生的なことをしてゐる所を見ると、英領馬來に於て、何故に土人が、もつと餘計に此病氣の爲めに死なないか、もつと餘計に此病氣に罹らないかが説明が出来ない。

衛生官憲は、十二指腸蟲病の蔓延を豫防する爲めに施設してゐる。然し、亞細亞人のみならず、歐羅巴人に對してすら、該病氣に罹つてゐる者が今日の如く多く、而も極めて少數の者のみが其徴候を示す場合に於て、用心せよと警告し、其病氣の恐るべき所以を説明しても容易に効果がないであらう。

次に、一九二四年中に於ける海峡植民地の人口(推計人口)と人種別に依る死亡率(人口千に付)とを表示することにする。

種族	彼南		プロビンス・ワエルズリー		ティンティンス		新嘉坡		馬拉加	
	人口	死亡率	人口	死亡率	人口	死亡率	人口	死亡率	人口	死亡率
歐羅巴人	二六	二〇	三六	一	六	一	六七	八六	四六	一

種族	合計		其他の種族		印度人		馬來人		支那人		歐亞混血人	
	人口千に付死亡率	人口	人口	死亡率	人口	死亡率	人口	死亡率	人口	死亡率	人口	死亡率
◎人口合計	一九三〇	三〇五二	一三〇七五	二九三三	二四〇六二	二二五	四九〇七	二六九	一六七二〇	三五七		
◎人口千に付死亡率	一六三	三〇五	二九	三三	二二	二二	二六	二七	二七	二七	二七	二七

一九二四年中に於ける馬來聯邦州の人口千に對する死亡數の割合を種族別に表示すれば左の通りである。

- 歐羅巴人亞米利加人 五五七
- 歐亞混血人 一三二九
- 馬來人及び馬來群島の馬來人以外の種族 二四四一
- 支那人 二二・五三
- 印度人 二二・一三
- 其他 二七・五三

尙ほ、一九二四年中、馬來聯邦州に於て登記せられたる死亡數は三三、五八五人である。又同年に



於ける人口千人に對する死亡率は二三・六八人であつた。

一九二四年中に於ける聯邦州住民の死因の重なるものを擧ぐれば、マラリア、赤痢、痢病、肺炎、肺結核、十二指腸蟲病、脚氣、ひきつけ等である。

右の年、聯邦州の各々に於ける人口千に對する死亡率を示せば左の通り。

ペーラ州	二三・三二
ネグリ・スムピラン州	二五・一〇
スランゴア州	二〇・五〇
バハン州	二九・四五

又馬來聯邦州の大都會に於ける、重なる病氣に因る死亡率(千人に付)を擧ぐれば、左表の通りである(一九二四年分)。

都會病名	マラリア	赤痢、痢病	肺結核	脚氣
クアラ・ラム・パ	一・一三	一・五三	二・六六	〇・一三
イボ	〇・九七	一・〇〇	一・五一	〇・一〇
スレムバン	二・八九	一・五四	一・八九	一・〇〇
タイピン	五・四一	三・六一	四・三五	〇・〇五

### 第八節 都市計畫其他の衛生施設

A. 都市計畫法。都市計畫法は、海峽植民地馬來聯邦州に於て通過し、其れを實施する爲め、特別なる官衙が雙方に設けられてゐる。

B. 都市衛生。町村の衛生に就ては、海峽植民地に於ては Municipal Ordinance、馬來聯邦州に於ては衛生委員會法の規定がある。此等の法律は、何れも非常に廣汎で、住居、下水、汚物掃除、樹木紀念物保存、上水、下水、麵麩屋牛乳屋市場屠殺場の管理を含める食料供給の取締、蚊其他害物不用物の防塵排除、マラリア豫防、ホテル下宿屋飲食店劇場其他民衆集會場の取締、諸税金の賦課徴收等を規定してゐる。

地方に在る多くの衛生團體は、英領馬來の高等文官を會長とし、政府の官吏及び民間有力者を以て是れを組織してゐる。該團體の實行委員は、衛生技師、土木建築技師、衛生検査員等である。

C. 住宅。前記法律の規定に依り、家屋建築の計畫が、市當局の精密なる調査に依り許可せらるゝにあらざれば、住宅の建築に取掛ることが出来ない。該法律の附則は、點燈、下水、給水、便所等に關する規定を含んでゐる。

D. 市街地給水。大多数の場合に於て、市街地には、人間の住居せざる集水地域に於て得たる水



を、更に砂濾にして供給してゐる。濾過法としては、緩慢なる砂床濾過地と、急速なる機械仕掛濾過法とが用ひられてゐる。

E。汚物掃除。多数市街地に於ては、各戸に付、汚物の拾集をなす。而して、大市街に於ては、汚物運搬の爲めに自動車を使用し、小都會に於ては牛車を用ひてゐる。新嘉坡、彼南、クアララムバーに於ては、強壓通風燒棄場に於て汚物廢物を破壊し、他の市街に於ては自然通風裝置に依て是れを燒棄するか、或は一定の場所に推積して置く。

F。食料、藥品。英國の法律を基として作つた食料と藥品の賣買を取締る法律が、海峽植民地馬來聯邦州に於て行はれてゐる。該法律は、分折者其他官吏の任免、サムブルの分折押收、清潔純分標準の決定、詐欺的食料品の豫防等に關する諸般の規定を含んでゐる。牛乳、バター、ブランドイ、ウイスキー、ラム酒、デン、棕櫚酒、各種の藥品に對しては、既に標準が法令に依て定められてゐる。

G。苦力保護、農場衛生。勞働局に依て、其適用を監督せる勞働法は、苦力勞働者の爲め適當なる住宅を建設すること、充分なる衛生施設を爲すこと、充分にして健康に適する用水を供給すること、病室を設備し醫療の途を開くこと、マラリア防歴上の施設をなすことを雇主に要求してゐる。此點につき、醫務局衛生部の衛生技師は、勞働局の爲め顧問又は監査の役を勤める。

馬來聯邦州には目下一六六、海峽植民地には二七の農場病院がある。而して、或農場は、農場專

屬の醫師を抱えてゐるが、大多數は助醫を置き、巡回醫をして是れを監督せしめてゐる。衛生技師は、時期を定めて農園を巡視し、衛生上の施設に就て監督を爲し、鑛山に對しては、衛生技師が少ない爲めに、定期の巡視を行つてゐない。

H。學校衛生。諸學校に於ける衛生施設、生徒の健康状態を調査する爲め、政府は施設を爲してゐる。即ち、新嘉坡市には、此仕事の爲め特に一人の醫官を設置してゐる。其他の場所に就ては郡衛生技師郡醫官が其事務を執つてゐる。

學校は、何れも政府が無料で供給する規尼涅を所藏する。又巡回病院が折々地方を巡回して施療を爲す。

I。産婦小兒の保護。新嘉坡市衛生局は、過去數年間産婦小兒救護所 (Maternity and Infant Welfare Centre) を經營してゐる。又馬來聯邦州に於ては、小兒保護諮問委員會なるものがあり、其監督下に新嘉坡に於けるものと大同小異の機關がイポー、クアララムバーに設けられた。スレムバン、タイピンにも同様の保護所が設けらるゝことになつてゐる。此等の救護所を監督せる歐羅巴婦人醫師の熱心なる努力の結果、救護事業に對する土人の偏見は次第に除去せられ、此處に這入るものゝ數が次第に増加した。